

平成20年6月10日 開 会

平成20年6月27日 閉 会

平成20年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月10日（火曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 諸般の報告.....	4
日程第4 報第1号から日程第6 報第3号まで.....	5
日程第7 議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について.....	5
平野市長提案説明.....	5
日程第8 質 疑.....	7
日程第9 討 論.....	8
日程第10 採 決.....	8
日程第11 議第44号から日程第20 議第53号まで.....	8
平野市長提案説明.....	9
散 会（午前10時38分）.....	13

6月19日（木曜日）第2号

議事日程.....	15
本日の会議に付した事件.....	16
出席議員.....	17
欠席議員.....	18
説明のため出席した者の職氏名.....	18
欠席した者の職氏名.....	18
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	18
開 議（午前10時00分）.....	19

日程第1	質 疑（議第44号から議第53号まで）	19
16番	久保田 均議員質疑	19
	林総務部長答弁	19
16番	久保田 均議員質疑	20
	林総務部長答弁	20
16番	久保田 均議員質疑	21
	林総務部長答弁	21
12番	寺町知正議員質疑	21
	笠原保健福祉部長答弁	21
12番	寺町知正議員質疑	21
	笠原保健福祉部長答弁	22
12番	寺町知正議員質疑	22
	笠原保健福祉部長答弁	22
12番	寺町知正議員質疑	22
	笠原保健福祉部長答弁	22
12番	寺町知正議員質疑	23
	笠原保健福祉部長答弁	23
12番	寺町知正議員質疑	23
	笠原保健福祉部長答弁	23
12番	寺町知正議員質疑	24
	笠原保健福祉部長答弁	24
12番	寺町知正議員発言	24
休 憩	（午前10時19分）	24
再 開	（午前10時20分）	24
	笠原保健福祉部長答弁	24
12番	寺町知正議員質疑	25
	梅田基盤整備部長答弁	25
12番	寺町知正議員質疑	26
	梅田基盤整備部長答弁	26
12番	寺町知正議員質疑	27
	梅田基盤整備部長答弁	27
休 憩	（午前10時30分）	27

再	開（午前10時30分）	27
	12番 寺町知正議員質疑	27
	土井産業経済部長答弁	28
	12番 寺町知正議員質疑	29
	土井産業経済部長答弁	30
	12番 寺町知正議員質疑	31
休	憩（午前10時41分）	31
再	開（午前10時42分）	31
	土井産業経済部長答弁	31
	12番 寺町知正議員質疑	31
	土井産業経済部長答弁	31
	12番 寺町知正議員質疑	31
	土井産業経済部長答弁	31
	12番 寺町知正議員質疑	31
	土井産業経済部長答弁	32
	12番 寺町知正議員質疑	32
	土井産業経済部長答弁	33
	12番 寺町知正議員質疑	33
	土井産業経済部長答弁	34
	12番 寺町知正議員質疑	34
	嶋井副市長答弁	35
	2番 石神 真議員質疑	36
	林総務部長答弁	36
	2番 石神 真議員発言	37
	5番 横山哲夫議員質疑	37
	土井産業経済部長答弁	37
	5番 横山哲夫議員質疑	37
	土井産業経済部長答弁	37
休	憩（午前11時03分）	37
再	開（午前11時20分）	37
	7番 田垣隆司議員質疑	37
休	憩（午前11時20分）	37

再　　開（午前11時20分）	38
梅田基盤整備部長答弁	38
日程第2　報第3号　損害賠償の額を定めることについての専決処分について	38
日程第3　議第54号　山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例につ いて	38
平野市長提案説明	38
日程第4　質　　疑	39
日程第5　委員会付託（議第44号から議第54号まで）	39
散　　会（午前11時25分）	39

6月25日（水曜日）第3号

議事日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席議員	41
欠席議員	41
説明のため出席した者の職氏名	41
職務のため出席した事務局職員の職氏名	41
開　　議（午前10時00分）	43
日程第1　一般質問	43
1．3番　杉山正樹議員質問	43
（1）高富環状道路整備構想について	43
梅田基盤整備部長答弁	43
杉山正樹議員質問	44
梅田基盤整備部長答弁	44
杉山正樹議員発言	45
2．6番　宮田軍作議員質問	45
（1）本市の防災対策について	45
林総務部長答弁	46
宮田軍作議員質問	48
林総務部長答弁	49
宮田軍作議員質問	51
林総務部長答弁	51

(2) 自主運行バスについて.....	52
林総務部長答弁.....	53
宮田軍作議員質問.....	54
林総務部長答弁.....	54
宮田軍作議員発言.....	55
休 憩（午前10時52分）.....	55
再 開（午前11時10分）.....	55
3 . 7 番 田垣隆司議員質問.....	55
(1) 小中学校及び保育園の耐震計画について.....	55
恩田教育委員会事務局長.....	56
笠原保健福祉部長答弁.....	57
田垣隆司議員質問.....	57
恩田教育委員会事務局長答弁.....	58
4 . 2 番 石神 真議員質問.....	58
(1) 山県市内の道路整備計画について.....	58
梅田基盤整備部長答弁.....	59
石神 真議員質問.....	59
梅田基盤整備部長答弁.....	60
石神 真議員発言.....	60
5 . 4 番 尾関律子議員質問.....	61
(1) 地球温暖化対策について.....	61
松影市民環境部長答弁.....	62
尾関律子議員質問.....	64
土井産業経済部長答弁.....	64
尾関律子議員質問.....	65
松影市民環境部長答弁.....	65
(2) 食育について.....	66
笠原保健福祉部長答弁.....	67
恩田教育委員会事務局長答弁.....	69
尾関律子議員質問.....	69
恩田教育委員会事務局長答弁.....	70
休 憩（午後 0 時08分）.....	70

再	開（午後 1 時30分）	70
6 . 1 番	上野欣也議員質問	70
	（ 1 ）人口政策と少子化対策について	70
	平野市長答弁	72
	上野欣也議員質問	73
	笠原保健福祉部長答弁	74
	（ 2 ）保育サービスの拡充と改善について	75
	笠原保健福祉部長答弁	76
	上野欣也議員発言	76
7 . 12番	寺町知正議員質問	77
	（ 1 ）市長のボーナス加算は廃止すべき	77
	林総務部長答弁	78
	寺町知正議員質問	79
	平野市長答弁	79
	寺町知正議員質問	80
	平野市長答弁	80
	（ 2 ）広い意味での特別支援教育の拡充が必要	81
	森田教育長答弁	83
	寺町知正議員質問	86
	森田教育長答弁	87
	寺町知正議員質問	88
	森田教育長答弁	88
	（ 3 ）ふるさと納税の検討状況と指定寄附による住民参加のすすめ	88
	嶋井副市長答弁	89
散	会（午後 2 時46分）	91

6月27日（金曜日）第4号

議事日程	93
本日の会議に付した事件	96
出席議員	100
欠席議員	101
説明のため出席した者の職氏名	101

職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	101
開 議（午前10時00分）.....	102
日程第1 常任委員会委員長報告.....	102
日程第2 委員長報告に対する質疑.....	104
日程第3 討 論（議第44号から議第54号まで）.....	104
12番 寺町知正議員反対討論.....	104
15番 村瀬伊織議員賛成討論.....	106
日程第4 採 決（議第44号から議第54号まで）.....	107
日程第5 議第55号から日程第7 議第57号まで.....	109
平野市長提案説明.....	109
日程第8 質 疑（議第55号から議第57号まで）.....	110
12番 寺町知正議員質疑.....	110
林総務部長答弁.....	113
12番 寺町知正議員質疑.....	114
林総務部長答弁.....	114
休 憩（午前10時52分）.....	116
再 開（午前10時54分）.....	116
12番 寺町知正議員質疑.....	116
休 憩（午前11時00分）.....	118
再 開（午前11時30分）.....	118
林総務部長答弁.....	118
恩田教育委員会事務局長答弁.....	118
12番 寺町知正議員質疑.....	119
林総務部長答弁.....	120
恩田教育委員会事務局長答弁.....	121
12番 寺町知正議員質疑.....	121
林総務部長答弁.....	123
休 憩（午前11時51分）.....	124
再 開（午前11時51分）.....	124
休 憩（午前11時52分）.....	124
再 開（午前11時52分）.....	124
恩田教育委員会事務局長答弁.....	125

12番 寺町知正議員質疑.....	125
恩田教育委員会事務局長答弁.....	125
林総務部長答弁.....	125
恩田教育委員会事務局長答弁.....	126
12番 寺町知正議員質疑.....	126
恩田教育委員会事務局長答弁.....	126
日程第9 討 論（議第55号から議第57号まで）.....	127
12番 寺町知正議員反対討論.....	127
日程第10 採 決（議第55号から議第57号まで）.....	128
日程第11 発議第7号及び日程第12 発議第8号.....	129
5番 横山哲夫議員提案説明.....	129
7番 田垣隆司議員提案説明.....	129
日程第13 質 疑（発議第7号及び発議第8号）.....	130
日程第14 討 論（発議第7号及び発議第8号）.....	130
日程第15 採 決（発議第7号及び発議第8号）.....	130
休 憩（午後1時07分）.....	131
再 開（午後1時18分）.....	131
日程第16 議員派遣について.....	132
閉 会（午後1時19分）.....	132
会議録署名者.....	132

平成20年 6 月10日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 6月10日(火曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成20年6月10日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第1号 平成19年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第2号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第6 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第7 議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第8 質 議
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について
- 日程第20 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第1号 平成19年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第2号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第6 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第7 議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第8 質 議
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について
- 日程第20 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

出席議員（16名）

1番 上野欣也君 2番 石神真君

3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、去る4月24日に東海市議会議長会から、また、5月28日に全国市議会議長会から、村瀬伊織議員、小森英明議員が、議員として10年以上務められたことによりまして、表彰を受けられました。その表彰状の伝達を行いたいと思います。御了承をお願いいたします。

村瀬伊織議員、小森英明議員、演壇の前までお進み願います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

議長（藤根圓六君） 受賞されました村瀬議員、小森議員、まことにおめでとうございます。皆さん、もう一度盛大な拍手をお願いします。

〔拍手〕

議長（藤根圓六君） ありがとうございました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 石神 真君、14番 小森英明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月27日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年5月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号から日程第6 報第3号まで

議長（藤根圓六君） 日程第4、報第1号 平成19年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第2号 山県市土地開発公社経営状況について、日程第6、報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、以上3議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第1号及び報第2号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書及び土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

日程第7 議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議長（藤根圓六君） 日程第7、議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、御多忙の中、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

先ほどは、村瀬伊織議員並びに小森英明議員が、長年議員として市政の発展に御尽力されました功績によりまして、御両人ともに全国市議会議長会及び東海市議会議長会から表彰を受けられました。心からお祝いを申し上げる次第でございます。まことにめでとうございました。今後とも市政発展のために御尽力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、先月18日には、主要地方道岐阜・美山線平井坂トンネルの開通式が挙行され、念願の道路がようやく供用されることとなりました。いわ桜小学校と伊自良北小学校の児童の皆さんによる太鼓演奏でお祝いをいただき、350人以上の市民の皆様方にも御来場をいただきまして、盛大にこの道路に対する開通式が行われ、この道路に対する期待の大きさを痛感したとともに、この道路事業に御協力を賜りました地権者の方々や、長年御尽力を賜りました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

本市といたしましても、この道路を地域の活性化、高齢化対策等に有効に活用する一環として、旧3町村を循環する自主運行バス路線の運行を計画しており、多くの市民の

皆さんに御利用していただけるよう取り組んでいるところでございます。

また、さきに中国の四川省で大規模な地震が発生いたしました。多くの方々が亡くなられたり、負傷されました。心からお見舞いを申し上げます次第でございます。我が国においても、近年、能登半島地震や新潟県中越沖地震が発生しており、この中部圏におきましても、東海地震、東南海地震がいつ起きても不思議ではないと言われております。こうした事態に瞬時に対応できる防災対策を着実に進めていかなければならないことを改めて認識した次第でございます。

本市では、既に整備済みの防災無線設備を有効的に活用できる全国瞬時警報システムの導入や、木造住宅における無料耐震診断の実施、防災用備蓄品並びに備蓄倉庫等の拡充を計画的に進めてまいり所存でもございます。

また、緊急輸送道路の確保として最も期待されているのは東海環状自動車道でもございます。防災面における高規格道路の持つ意味は大きく、早期完成に向けてさらなる整備を促進し、進めてまいり所存でございます。また、今回の岐阜・美山線の開通は、重要な緊急道路としての位置づけにおいても大変意義のあるもので、多方面での効用が期待されているものでございます。

また、先月25日に伊自良総合運動公園で実施いたしました第6回山県市消防操法大会におきましては、自動車ポンプ操法に5チーム、小型ポンプ操法に11チームが出場され、日ごろの訓練成果を発揮して、見事な操法を披露されたところでございます。こうした訓練が、有事における災害救助活動の礎となり、市民の皆さんからの信頼にもつながっていくものと確信いたしております。なお、この小型ポンプ操法において優勝されました第5分団は、8月3日に富加町で開催予定の第57回岐阜県消防操法大会に出場されますが、本市の代表として御活躍をされることを、心から祈念申し上げます次第でございます。

また、本年度の東海地震を想定した山県市総合防災訓練は、8月31日、日曜日に美山の谷合地区、いわ桜小学校グラウンドを主会場として実施する予定でございます。今後も防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し努力をまいりますので、議員各位を初め、市民の皆様の御支援、御協力のほどを切にお願い申し上げます。

さて、本日上程しております議案は、報告案件3件、人事案件1件、条例案件5件、補正予算案件2件、その他の案件3件の計14案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意につきまして、御説明を申し上げます。この案件は、山県市議会議員及び市長等の政

治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

端元博保氏は、岐阜市水海道2丁目3番21号にお住まいで、本市発足当初から顧問弁護士として御指導いただいております。また、岐阜県の顧問弁護士もなされており、地方行政に精通されておりますので、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

また、次の6名の方につきましては、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見のある方でございます。

鷲見博信氏は、山県市高富180番地にお住まいで、現在司法書士として御活躍中で、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられます。

林 真澄氏は、山県市東深瀬1263番地1にお住まいで、現在岐阜家庭裁判所の調停委員として御活躍中で、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられます。

西村純子氏は、山県市大桑2825番地1にお住まいで、元小学校の校長先生として活躍された方で、社会的信望は厚く、適任者でございます。

また、上野政幸氏は、山県市藤倉655番地18にお住まいで、かつて旧伊自良村の助役を経験された方でもあり、社会的信望も厚く、地方行政に精通しておられます。

室戸弘全氏は、山県市富永671番地1にお住まいで、かつて本市の職員として在職中は保健福祉部長や教育次長等を歴任され、現在保護司として御活躍中で、社会的信望も厚く、地方行政に精通しておられます。

山田真理子氏は、山県市岩佐563番地1にお住まいで、現在、本市の生涯学習リーダー推進委員として御活躍中で、社会的信望は厚く、適任であります。

以上、御提案申し上げました方々は、いずれも責任感も強く、公平誠実な方ばかりでございますので、市民からの信頼も厚く適任者でありますので、よろしく願い申し上げ、御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第8 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第8、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第9 討論

議長（藤根圓六君） 日程第9、討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第10 採決

議長（藤根圓六君） 日程第10、採決を行います。

議第43号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

日程第11 議第44号から日程第20 議第53号まで

議長（藤根圓六君） 日程第11、議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第17、議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について、日程第19、議第52号 旧

高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について、日程第20、議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、以上10議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました10案件につきまして御説明を申し上げます。

まず最初に、議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、普通会計の収支に関する実質赤字比率、公営事業会計も合わせた連結実質赤字比率、公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率、公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付することとされましたことから、所要の措置を講ずるため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、政治倫理審査会委員の報酬について、学識経験のある委員を月額2万円、その他の委員を月額5,500円として追加し、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員及び個人情報保護審議会委員につきましても、同様の区分を設ける改正をしようとするものでございます。

次に、議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の入浴サービスの提供について、美山老人福祉センターの浴室の老朽化に伴う機能の低下によりまして、これを廃止し、伊自良老人福祉センターに統合することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものでございます。なお、入浴サービスの統合につきましては、周知を図るために、本条例の改正の施行は10月1日といたしております。

次に、議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法施行令及び障害者自立支援法施行規則が7月から改正されますので、これに準じて障害者地域生活支援事業の所得階層区分や自己負担上限額などの改正を行おうとするものでございます。

次に、資料ナンバー 5、議第49号 平成20年度山口市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,891万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を137億8,891万6,000円とし、地方債の追加及び変更を行おうとするものでございます。

歳出の款ごとに順次概要を御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、期末手当の加算措置、市内の費用弁償、政務調査費の廃止に伴い、720万4,000円を減額し、市議会議員の実務研修のための研修旅費等57万9,000円追加し、合わせまして662万5,000円を減額補正するものでございます。

総務費につきましては、総務管理費で、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、個人情報保護審議会委員及び同審査会委員、情報公開審査会委員の報酬の改正分と政治倫理審査会委員報酬の追加分を合わせまして9万8,000円を、公共施設の石綿等の分析、いわゆるアスベストの追加調査のための委託料189万6,000円、新しく開通した平井坂トンネルを経由する、市内循環バスを試行的に運行するための運行補助金として627万6,000円などを追加補正しようとするものでございます。財源としましては、自主運行バス運行費県補助金161万8,000円を計上いたしております。

次いで、徴税费では、法人市民税の確定申告により過年度過誤納還付金が発生し、予算が不足するために1,618万5,000円を追加補正しようとするものでございます。

また、選挙費では、市議会議員選挙の投票が行われなかったことやポスター掲示場設置、撤去委託料の入札差金などによる不用額1,388万2,000円を減額補正するものでございます。

次いで、民生費につきましては、障害者就労支援作業所の建設費を補助するための補助金46万円の追加補正と伊自良老人福祉センター管理経費14万1,000円の減額補正、美山老人福祉センター管理経費179万8,000円の追加補正などでございます。燃料費と指定管理委託料につきましては、当初、美山老人福祉センターで行っております入浴サービスを、7月から伊自良老人福祉センターに一本化する予定でございましたが、周知のため10月からに延期したためによる補正をすることといたしております。

衛生費につきましては、地球温暖化対策の一環として、レジ袋有料化実施に向けて、レジ袋削減協議会を設置し推進していくため、その経費71万2,000円を追加補正しようとするものでございます。

農林水産業費につきましては、ぎふクリーン農業生産支援事業として、大桑、桜尾機械化営農組合へのトラクターやコンバインの購入補助金466万9,000円などの追加補正を行うもので、財源といたしましては、同額の県補助金を追加計上いたしております。

次いで、商工費につきましては、香り会館の指定管理に伴う委託料762万7,000円の追加補正と、不用となる経費739万1,000円及び臨時職員賃金608万3,000円を減額補正するものでございます。また、財源としておりました香り会館運営等収入金も840万円減額補正しております。香り会館を指定管理にすることにより、平年ベースではおおむね年間100万円以上の経費削減ができ、市民の皆さんのサービスも向上するものと考えております。

次いで、土木費につきましては、新クリーンセンターへの進入路であります市道に石線道路改良事業として、道路改良工事等で2,200万4,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、辺地対策事業債1,950万円を追加で計上いたしております。

その他、香り会館の指定管理に伴い四国山公園の管理人賃金76万円を減額補正するものでございます。

以上、歳入につきましては、歳出の款ごとに説明をまいりましたが、このほかに、J A L E R T 設置事業の財源として予定しております防災対策事業債の充当率が75%から90%に引き上げられましたことによりまして、防災対策事業債70万円の追加補正をお願いするものでございます。

また、西武芸小学校の耐震及び大規模改造事業の財源といたしまして、当初は防災対策事業債750万円を予定しておりましたが、補助対象事業であるために学校教育施設等整備事業債に組みかえし、充当率の違いから60万円減額の690万円を計上いたしております。

以上の補正のほか、老人保健特別会計繰入金を合わせて、財源余剰となる分につきましては、当初見込んでおりました財政調整基金繰入金のうち、4,312万7,000円を取りやめることといたしております。

次に、議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,684万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3億7,746万4,000円とするものでございます。

平成19年度の事業費が確定したことに伴いまして、支払基金交付金の返還分としての232万1,000円を計上する一方、平成19年度の医療費に係る国庫負担金の精算額4,813万5,000円と県負担金の精算額870万7,000円を計上し、補正により財源余剰となる分5,452万1,000円につきましては、一般会計繰出金として計上いたしております。

次に、議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定につきましては、香り会館の指定管理者に応募のありました5団体の中から、ドルフィン株式会社を選定いたしましたので、平成20年8月1日から平成23年3月31日まで指定管理者とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

ドルフィン株式会社は、近隣自治体においても多数の公の施設の指定管理者として管理運営を行ってきた実績があり、施設管理、運営の体制が整っており、また、自主事業の内容などにつきましても、香り会館の指定管理者として運営管理を行うことにふさわしい団体であると判断しているところでございます。

次に、議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解につきましては、本市が被控訴人2名のうち1名と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この裁判につきましては、本市が平成18年1月30日に岐阜地方裁判所へ訴訟を提起し損害賠償金の支払いを求めてまいりましたが、平成19年11月1日の判決では、本市の請求はいずれも棄却されました。このため、岐阜地方裁判所における判決を不服といたしまして平成19年11月14日に名古屋高等裁判所へ控訴いたしました。その後、同裁判所から和解勧告がなされ、被控訴人2名のうち、株式会社寺町建設と和解しようとするものでございます。なお、残りの1名につきましては、裁判を継続することとなると考えております。

次に、議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結につきましては、大字高木字戸羽地内に建設する終末処理場の場内整備工事を委託することに関して、仮協定を随意契約により5月29日、日本下水道事業団と1億6,800万円で締結いたしました。これに係る本契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす11日より18日までの8日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす11日より18日までの8日間、休会とすることに決定いたしました。

13日は総務文教委員会、16日は産業建設委員会、17日は厚生委員会による所管事務調査が、それぞれ午前10時より開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時38分散会

平成20年 6 月19日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 6月19日(木曜日)

議事日程 第2号 平成20年6月19日

日程第1 質 疑

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

日程第2 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

日程第3 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第4 質 疑

議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第5 委員会付託

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について

	議第53号	山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
日程第2	報第3号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第3	議第54号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について
日程第4	質 疑	
	議第54号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について
日程第5	委員会付託	
	議第44号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
	議第45号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第46号	山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
	議第47号	山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第48号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
	議第49号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
	議第50号	平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議第51号	山県市香り会館の指定管理者の指定について
	議第52号	旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について
	議第53号	山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
	議第54号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君

7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	消防長	上野敏信君
総務部次長	城戸脇研一君		

欠席した者の職氏名

会計管理者 山田利朗君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、10日に議題となりました議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例についてから、議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてまでの10議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 久保田 均君。

16番（久保田 均君） それでは、まず、総務費の9目企画費の中でお尋ねをしたいと思いますが、当初予算では事業費が1億1,245万円と記憶しております。これに対して、県補助が2,574万6,000円で、大体4分の1以下であると思いますが、この補正は、補助金が161万8,000円、これに対して627万6,000円という、市債といたしますか、一般財源は3倍以上の持ち分となりますが、その理由。

2つ目に、新規路線の1日の回数と乗車見込み人数、これは算定基礎があると思いますが、説明をいただきたい。なお、この説明の中にある消耗品費の14万、バス路線各種委託料51万5,000円の内訳もお願いをしたい。

3つ目に、これは関連をしてということでお尋ねしますが、実際にハーバスというのを見ましたところ、乗客数も非常に少ないというのが現状でありますので、この際できたら19年度の運行経路の経費の内訳の説明をお願いしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、御質問の第1点目の一般財源で3倍以上の持ち分の理由ということですが、これは12ページを見ていただきますと、企画費で自主運行バス運行補助金いたしまして627万6,000円となっております。この基準といたしますか、仕組みといたしますか、補助基準でございますけれども、これは基本的には運行経費でございますが、これは岐阜バスと提携をいたしております、岐阜バスがかかる運行経費に対しまして、バスの運賃収入がございますけれども、その収入を引きましたものがバスの補助金ということになります。

具体的には、今回ですと8月と9月分の2カ月分でございますので、2カ月分の路線

の運行経費と申しますのは、1キロ当たり331円で、岐阜バスと提携をいたしております。それに運行キロ数を掛けます。そして、掛けたものから乗車のバス賃を引きます。それが今回のこの補正をお願いするものでございますし、また、国県支出金で、県からの補助金で161万8,000円でございますけれども、この161万8,000円の経費の算出と申しますのは、これは県下一円同じでございますして、先ほどの全体の運行距離数から、違いますのは、岐阜バスとは山県市は331円で費用算出をいたしておりますけれども、補助金はこれが258円になります。258円とキロ数を掛けます。それからバスの料金を引きます。それに3分の1が県からの補助金という形になっております。

次に、2点目の乗車見込みの人数でございますが、見込みの人数は今回は各路線5人ということで乗車を見込んでおります。そして、消耗品の14万円につきましては時刻表の作成用紙の用紙代でございますして、2万枚を印刷いたしまして各家庭に配布させていただきたいということを考えておりますし、51万5,000円の各種の委託料でございますが、これは新規に路線が走りますことによります新しいバス停が5カ所増えます。その費用が15万7,500円と、社内の案内放送でございますが、これは2台分の車の社内での言葉による案内放送の費用が29万4,000円。それと、方向幕と申しまして、どこどこ方面という形でバスの前に表示されるものでございますが、これが6万3,000円の51万5,000円となります。

次に、3点目のそれぞれの運行経費と申しますか、全体の経費でございますけれども、19年度分につきましては、18年のそれぞれ前の年の10月から9月の末までを1年間としておりますので、その1年分の19年度分の経費の内訳でございますが、全体の運行経費で申し上げますと、1億5,886万3,000円が運行経費でございます。それに運行収入でありますバス料金が4,841万円。それを引いた1億1,045万3,000円が岐阜バスへの補助金でございます。そして、県からの補助金でございますけれども、県からの補助金が3,425万2,000円。最終的に市の負担分につきましては、7,620万1,000円になります。

以上、それぞれの内訳でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今の説明の中で、8月、9月の2カ月分とおっしゃいました。この2カ月分という算定の基礎になる二月というものの説明をもう一度お願いしたい。

それから、乗車見込み5人とおっしゃいましたが、これは1台なのか1日なのか。この新規路線の5人というのをもう一度お答えいただきたい。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 1点目の今回の補正でございますが、これは8月と9月の2

カ月分でございます。10月以降につきましては、21年度払いということで、今年度の当初予算、毎年そうでございますけれども、債務負担行為という形で次年度に払うということで、債務負担行為を当初に、3月の議会にお願いしておるものでございますので、今回この8月1日から始めたいということで現在進めておりますので、8月と9月の2カ月分でございます。

そして、5人につきましては、今回の路線は新しく新設いたしまして、東回りと申しますか、東へ回ります美山町へ向かっていく路線が4本でございますし、伊自良支所のほうへ向かっていきます路線が4本でございますが、合計8本でございますけれども、それぞれの1路線ごと1本ずつに5名ということで見込んでおります。

16番(久保田 均君) 1本。

総務部長(林 宏優君) はい、そうです。

16番(久保田 均君) 1台。

総務部長(林 宏優君) そうです。

議長(藤根圓六君) よろしいですか。

久保田 均君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 寺町知正君。

12番(寺町知正君) それでは、議案の順番に行きますけど、議第47号のほうですが、提出議案集資料1の中の48ページですね、老人福祉センターの関係の条例です。これは補正予算との関係で見ると、つい3月に議決したばかりという理解をしていますけれども、この6月で修正がかかってくるという部分があります。内容が入浴施設の関係ですね。そこだということはわかるわけですが、なぜ短期に条例改正と予算関係が出てくるのかというところを説明していただきたい。

議長(藤根圓六君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) 社会福祉協議会のほうに老人福祉センターの管理を委任しておりまして、5月の連休明けくらいから6月までの、7月以降の廃止に向けて説明を行ってまいりましたが、十分な納得を得ることができなかったために、管理者である市の職員から再度説明を設ける期間ということで、その期間を3カ月延ばすという中で周知徹底を図りたいというふうに考えております。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 今、十分な納得を得られなかったということで、予算を決めた後の話ですね。

1つは、3月の予算を出す前にそういう説明の場が持てなかったということが疑問な

んですが、そこはどういった事情、あるいは判断なのかというところをお聞きしたいです。

それと、その5月ごろの説明として、具体的にどういった苦情とか要望、御意見があったのか、要点を教えてくださいたいと思います。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 予算執行前に関しての、予算の打ち合わせの中では、市の状況の中で一本化するような方向性ということで協議してまいりましたが、管理者であります社協側としての独自でそういった入浴事業ができないかというような判断もそこにあったかというふうに考えております。その点で、少し時間的なずれがあったということと、一般的に利用者からの主な苦情の内容としては、やっぱり文書とか書類だけでお話しされても納得いかないということで、なぜこうした入浴サービスを廃止しなければいけないかといった説明責任の辺で苦情がありました。

12番（寺町知正君） 内容を答えていただきたいんですけども。

保健福祉部長（笠原秀美君） 内容といたしましては、もう少し具体的な説明がほしいというのが主な内容です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、なぜという理由の質問ですか、御意見が多かったという趣旨だと思うんですけど、市はどういうふうに説明するんですか。なぜ今このようにしなければいけないのかというところを、どういうふうに説明をして納得してもらおうと思っているのかということと、当然説明されたと思うんですね。それが現状なんだから、なお納得が得られない場合に、見切り発車で行っちゃうのか、さらに納得を得るために説明を続けていくのか、どちらなのでしょう。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 実際的に入浴サービスに係る経費的なものを御説明させていただきながら、それらが1人当たりに対する福祉サービスの金額としてどの程度なのかといったことを含めながら御説明してまいりたいというふうに考えております。

それと、この事業が廃止するわけじゃなくて、伊自良の老人福祉センターに集中することですので、そういった意味でも体験的なことも含めて御理解いただきたいということで、全員の御理解をいただける、3カ月後までにきちんとそういった責任を果たした上で進めさせていただきたいと思っております。

12番（寺町知正君） 質問は、見切り発車をするのかどうかということですけど。

保健福祉部長（笠原秀美君） そんなつもりはございません。

議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 見切り発車はないというふうに受けとめます。

次に、通告の分ですけど、48号、障害者の地域生活支援関係ですね。これについて、従来と少し変えるということですけども、なぜこのように今回改正をするのかというところですね。

そもそも、自立支援法というのは大きな問題があり、当事者の皆さんからも強い改正の要望があったということは報道されていますけれども、今回山田市が条例改正するというのはどのような判断に立つのか。やっぱり国が変えるからただそのとおりに変えるだけなのか、そこに市の独自の判断というものが入って、このようにもしていくのかというところ、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 障害者自立支援法は、大きく2つのシステムで全体の姿ができております。1つは、自立支援の給付というような枠組みと、もう一つは、市町村の裁量に任されています、今回出させていただいております地域支援事業の2つで構成されております。国のほうが今回自立支援給付の見直しを図られまして、本人の負担限度額を下げたというような枠組みがありまして、私どもは市町村の裁量の中で、自立支援給付費と市町村の支援事業を一体的に考えた上での負担限度額を決めておりますので、国にあわせた形で今回進めさせていただこうというふうに考えました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 国の部分と、それから市町村の裁量がある部分という説明でしたけれども、今の説明をお聞きすると、基本的には国が守備している部分を見直すというところに始まったということですが、そこに市町村の裁量を加えたのが加えていないのか、そもそも加えることができないから加えていないのか。今のお答えだと何となくできそうなニュアンスでしたけど、お聞きしたいのは、国がこうなれば当然全国もこうなるということは普通にわかりますので、山田市はそこに、国が変えたところにプラス、プラスというのは負担を和らげるという意味ですけど、そういうことを今回加えているのか加えていないのかというところなんですよ。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 合算のやり方をしておりますので、国の基準に準じた形でやらせていただきました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 端的に言って、山泉市の裁量としての軽減を緩和する措置は何もないんでしょうかというところ。ないというふうに受け取りましたけれど、それでいいですか。

それと、今後、今の市町村の裁量部分があるという明確な答えだったんですけど、そこで山泉市としての裁量を働かせて当事者の負担を軽くするというつもりはあるのかどうか。いかがでしょうか。

議長(藤根圓六君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) 先ほども言っておりますように、市町村によっては別々に枠組みをつくっているところもあります。私ども一体化した形の中での限度額という枠組みをつくっておりますので、そこが他町村とは違うところというふうに考えております。合算した中での基準というものが、国の基準とあわせた形でやらせていただいております。

12番(寺町知正君) 山泉市の裁量があるかないかを教えてください。入れたかどうかを。そこをお聞きしたいわけです。

保健福祉部長(笠原秀美君) 合算というところが裁量だというふうに私はっております。

12番(寺町知正君) 議長、それは堂々めぐりじゃないですか。さっきから、再質問でも、再々質問でも同じことを聞いておるんだけど。数字の前に、国がこうですと言ったら、そのままスライドしたら、合算はしているけども、数字的に山泉市は負担を軽くすることをしたんですかという質問をしているわけですけど。わかるでしょう、議長、質問の意味は。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

議長(藤根圓六君) 会議を再開します。

寺町知正君、質問を変えてください。

12番(寺町知正君) でも、今後はどうするんですかというのを答えてもらっていないですよ。市の裁量の分を今後はどうするんですかというところは答えていただいているんです。

議長(藤根圓六君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) 今後につきましては、現状を見ながら検討してまいりた

いというふうに考えています。

議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。

12番（寺町知正君） では、議第53号、資料1の一番最後のページですけれども、浄化センターの工事委託に関する協定ということであります。

この下水道事業団との協定というのは何回か出てきていますし、途中で予算の組みかえなども出てきました。そこで、今回承認なり議決なりする前に、過去に何本の協定があって、その数とか額ですね。それと、申し上げたように、途中で何度も修正された。私から見ると、都度都度補正が組まれていくこと自体は、より正確にしようとする気持ちのあらわれかなとは見てきたんですけれども、じゃ、そのときの理由がどうだったかというところも整理しないといけないと思いますので、そのあたりのこういった修正をされたかというところの説明を振り返っていただきたい。

それから、昔、事業団というのは随分不正なことがあって話題になったところで、かなり体質を改めたというふうには表明されていますけれども、市が協定を結ぶについて、仮に談合だとか下請業者の不正などが発覚した場合に、損害賠償ということが当然必要になるんですが、そのあたりの額とか、どういうふうにするのかというところは、どんな予定で協定を結んでいるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをします。

まず、下水道事業団との過去の協定の本数と額についてですが、平成17年度は協定の本数が1本で、当初の協定額が11億8,300万円。平成18年度は協定の本数が1本で、当初の協定額が11億2,000万円。平成19年度は協定の本数が1本で、当初の協定額が2億3,500万円でございます。過去3年間の当初協定の合計は、本数が3本で、25億3,800万円でございます。

次に、途中での修正の件数、増減額及びその理由ですが、平成17年度協定については、修正に係る協定変更が1回、変更金額が4,700万円の減額で、変更の理由及び内訳は、工事請負差金による減額が3,466万500円、工事発注のための設計における新単価への見直し及びコスト縮減等による減額が574万3,500円、事業団管理諸費が659万6,000円の減額でございます。

平成18年度協定については、修正に係る協定変更が1回、2億9,800万円の減額で、変更の理由及び内訳は、工事請負差金による減額が2億7,180万3,000円、工事発注のための設計における新単価への見直し及び設計精査による増額が1,062万円。事業団管理諸費が3,682万3,000円の減額でございます。

平成19年度協定については、修正に係る協定変更が1回、変更金額が2,180万円の減額で、変更の理由及び内訳は、工事請負差金による減額が116万5,500円、工事発注のための設計における新単価への見直し、設計精査、度量の確定等による減額が2,459万8,500円。本協定の工事実施に係る平成19年度の事業団管理諸費の精算による増額が396万4,000円でございます。

3年間の修正に係る協定変更は、回数が3回で、3億6,680万円の減額でございます。過去3年間の変更後の協定の合計は、本数が3本で、21億7,120万円でございます。

次に、不正発覚時の損害賠償の額などについてですが、下水道事業団との協定書の中で、損害賠償特約の条項を設けております。内容は、当該工事請負契約に関し、契約建設業者の独占禁止法違反や入札談合の不正行為が発覚した場合、当該請負業者は請負代金の15%に相当する額を、下水道事業団を經由して市に支払うよう定めるものでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 簡潔にありがとうございます。

今の、まず最後の15%の損害賠償ですけど、一応そういうふうでいくということで理解しますが、担当部長として全国のこの種の事業団関係の事業を見ていて、それぞれの自治体が5%、10%、20%等結んでいるわけですけど、実際に1年なり、17年からの3年、損害賠償として適用された例があるかどうか、知っていたらその例とか金額を示していただきたい。

それから、もう一つは、先ほどの説明の中の新単価見直しというようなことにも関連するのかもしれませんが、資材費の高騰だとか、あるいは逆に下がるとかということは十分ありますし、そういった場合にはどういった方向でいくというのか。従来どおり事後に補正でいくということなのか、そのあたりはどんな方針でいるのでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 事業団との協定を平成17年度から行っておるんですけども、3年間行ってきたわけですが、この間におけるこういった損害賠償、独占禁止法違反、入札談合等で損害賠償特約の適用を受けた例というものについては、私としては把握しておりません。

それと、資材費等につきましては、中には上がっておるものもございまして、また下がっておるものもございまして。それは事業団のほうで設計を行うときに、そういったものを再度発注前に精査をして発注されますので、それがどうなっていくかということにつ

いては、その精査で賄えるのではないかというふうに判断をしております。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、今回が4年目の4本目の議案ということですけど、今後についてはどうなんですか。これが、一応事業が進んでいくとして、これ以降にさらに何本も出るのか、何年もあるのか、それとも最後なのかとか。それから、まだあるなら大まかな概算の予算額、規模、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 今後の予定でございますけども、現在供用開始となりまして、機械を動かしております。それで、今年度、汚泥の脱水機等の施設を入れていくわけでございます。それで、これが稼働し始めまして、今後高度処理といって窒素、燐、これを処理するための工事を行います。ただ、費用については、ちょっと今資料を持ってきておりませんので申しわけないんですけども、今後の予定としましては、まず窒素、燐の高度処理をするための施設を設置します。それと、今1期工事が終わった段階ですが、2期工事、3期工事と関係工事を進めていって、汚水量が増えた段階でオキシレーションディッチ槽、こちらのほうをあと2基設置する予定となっておりますので、これを2基一遍に設置するのか、1基ずつ設置するのか、これはまた今後検討することになると思います。それと、最終沈殿地、汚泥をためるところですが、これも汚水量の増加によって汚泥が増えてまいりますので、これによって最終沈殿地をあと2つ増やす工事が残っております。これは先ほど申しましたが、汚水量の量によって実施時期を判断して工事を進めることとなります。工事費については、ちょっと今資料がございませんので申しわけございませんが、予定としては以上でございます。

12番（寺町知正君） 大ざっぱな何億、何十億もわからないんですか。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

質問を変えてください。

12番（寺町知正君） では、通告に従って、51号ですけども、資料の中の13ページですね。香り会館の指定管理者ということについてですけども、説明では5団体の応募があったということですね。それぞれの団体がこういうふうに行っていくとか、予

定あるいは具体的な新しい提案などもしていくのが指定管理の応募の方法かというふう
に受けとめています。それを評価する市の側は、どのようにそれを評価したのかという
ことですね。

通常、評価する項目、こういう項目を評価しますよ、これは何点ですよと出すところ
もあります。それは事前に公にしておくというのが通常です。それに対して出てきたも
のを何点というふうに評価していくわけですがけれども、その結果というのは具体的にど
の団体、もちろん固有名詞も必要ですけど、どの団体が何点だったかというところ。そ
の結果として1社に絞り込んだというのがこの議案だというふうに受けとめますけれど
も、そういった事情とか理由、それらの説明をお願いしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

指定管理の応募があった5つの団体でございますが、ございましたのは岐阜市雛倉に
ある昭和造園土木株式会社でございます。ここは、特徴としましては、造園土木業務を
営んでいる会社で、内容的なものを、ちょっと大まかなものでございますと、営業時間
の見直しをかけるとか、授乳室の設置をする、香りクラブの立ち上げをするとか、ポイ
ントカードの作成をするとか、ホームページの立ち上げ情報の提供などをするというよ
うな内容でございます。

2社目が、東京都港区にございます大新東ヒューマンサービス株式会社というところ
でございます。ここは学校や病院などの給食や道の駅、図書館など、そういうところの
指定管理もしていて、総合管理業務を営んでいる会社でございます。

続きまして、3社目でございますが、岐阜市西鶉にございます株式会社三和サービス。
ここは三和道路維持との共同体での申請でございます。この会社は、建物の総合管理
とか土木工事の請負業務を営んでいる会社でございます。ここも農産物の販売とか展
示会、観光のルート化などのそういう特色を出しております。

4社目が、名古屋市中区にございます株式会社アトリエパルファンという会社と、同
じく合資会社、岐阜市長良にございます、すぎ山旅館でございます。ここも2つの会社
の共同体でございます。ここも名古屋のアトリエパルファンが香りの会館を希望して、
香水の製造、販売とか、レストラン関係ですとレストラン業務、そういうものでイベン
トを強化したり、飲食物の充実などのサービス提供をかけていくと。

5社目が、指定管理に決まりました岐阜市大蔵台のドルフィン株式会社でございます。
ここは公の施設の管理受託、また飲食業の経営業務、また従業員の教育研修の実施とか、
環境面の配慮、そして年会費制度の確立というか、いろいろそういうものも視野に入れ

ていますし、ホームページなどの立ち上げ情報、通信販売、そういうのも提案をしているということでございます。

それで、5社の応募のうち選定委員会で基本的に審査をするわけでございますが、企画書はもう事前に5社から提出を願っています関係上、資格審査と実質審査を行いました。実質審査のほうは、項目審査で14項目ということで点数制になりまして、14項目で70点、1項目5点という内容でございますし、総合審査では4項目で、点数は10点と5点が交互して30点で、6人の委員で1人の委員の持ち点が100点でございますから、先ほどの寺町議員の質問ですが、最終的には評価点数の一番高いところが交渉相手として出てくると。それがドルフィン株式会社でございました。

審査項目の主な内容は、各種多岐にわたっておりますが、もちろん遂行能力、会計、事務処理、そして事業の実施の実績、人員の配置、計画が利用者のニーズ、そういうものに合っているか、社会性があるか、事業運営に関しては本当に収益性が適正であるかとか、そういうものが項目審査14項目に入っておりますし、総合審査の関係では企画に実現性があるか、そして売上確保が本当にそれぞれ理由づけがあるかとか、自主事業が本当に独自性やコストの管理にも適しているかと、そういうことでございます。

評点数で、6人の審査委員ですから、100点で、満点が600点でございますが、株式会社ドルフィンの最高得点が403点でございます。次点の得点が382点というような評点数になっております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 非常に全体が見える説明はありがたいと思いましたが、最後のところですけど、一応それぞれ評価する点数が実際に出てきて、集計した結果もある。一番高いドルフィンが600点満点の403点ということでした。次が、次点がというふうで何となくうやむやとされてしまいました。それがよくないというよりは、間違っていると思うんですよ。きちっと議会に説明していただかなきゃいけない。

例えば、岐阜県は首都機能移転ということで、コンサルに計画立案した。プロポーザルをした例があるんですけど、情報公開ですと、会社名を黒くしちゃったんですよ。何々部長何点とか、何位かな、順番をつけて、いわゆる成績表もあります。これを情報公開請求したら、会社名を塗ったんですよ。それから、もちろん今おっしゃったような点数の基準も全部、それは公開しています。それから評価の文言、言葉も一部黒塗りでした。でも、これは地裁でも高裁でも最高裁でも、それは出さないよということになったんですよ。情報公開ですら、そういう評価結果を出さないよというふうになっているわけ

ですね。

ですから、確かに役所の皆さんとしては出すのが嫌なのかもしれないけど、客観的な事実ですよ。契約する会社を選ぶわけですから、その経過は全部明らかにしていただきたいという意味で、個別会社の最終的な獲得点数は明らかにしていただきたいというふうで、再度そこは求めます。

議会の説明が情報公開よりも後ろ向きということは絶対ありません。議会の議案というのは、例えば、損害賠償の議案でも民間のだれだれさんとだれだれさんの職員がぶつかったとかいって、個人情報が出てくるわけですから、議会は情報公開よりも公開度が高い説明が必要な場です。ということで、お願いします。

それから、そもそも今回採点基準というのは、かつてはインターネットで載せたということも知っていますが、今回このケースでは採点基準をインターネットに載せたのかどうかというところですね。それから、結果は、今は説明を受けましたけど、インターネットに載せているのかどうか。載せているなら、どの程度まで載せているのかということですね。

それから、もう一点。指定管理ということで、市から一応距離がどうしてもできてしまうわけですね。どんな事業者でもそうですけど、何らかの形でこれはやっぱり採算に合わないという、役所と違って手を引く世界なんですよ。そこがやっぱり一番懸念されるわけなんですけど、ちょっともうだめですと言ってきたときに、どういうふうにか考えるのか。その担保はどういうふうにされているのかということですね。

特に今ホームページでという提案もあるということが幾つかありましたけど、インターネットの世界にこういうふうにやりますよということが出てしまえば、それで経営がうまくいかないという判断が出るというのは、逆に悪評を自ら広めてしまって逃げているようなものですから、とても許されないと私は考えるんですが、そういうことについて、市はどのように考えているのかなというところ、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

選定委員会での評点のほうでございますが、ネットのほうにそういう評点の公表は行っておりません。また、連絡のほうも、所管する私どもの課のほうから相手方に文書で個々に通知書を発送しております。

あと、先ほど申されました指定管理者の管理業務が非常に、現状、指定管理を行った場合に、経営が困難で撤退をするというような、そういう想定でございますが、そういうことがないように事前にこのコンペで内容を十分に聞き取りましたことが、私どもの

一番の思いでございますし、今後とともに、定期的な、経営に関しましては業務の内容は報告も受けますし、そして、経過も現場のほうで立ち会って行いますから、そのようなことがないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

12番(寺町知正君) 最初に点数を聞いたんですが。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

議長(藤根圓六君) 会議を再開します。

産業経済部長(土井誠司君) それでは、評点数でございますが、第一候補のドルフィン株式会社は403点、次点が382点でございます。この次点382点は2社ございました。その次が……。

12番(寺町知正君) 会社の名前を言ってくださいと言っているんです。

産業経済部長(土井誠司君) 会社の名前ですか。それじゃ、次点の会社は2社ございますが、昭和造園土木と大新東株式会社でございます。

12番(寺町知正君) 何点ですか。

産業経済部長(土井誠司君) 382点が、同点数でございます。そして、三和サービス共同체가354点、そして5番目の会社、これも共同体ですけど、アトリエパルファン株式会社と合資会社すぎ山旅館が351点。

以上でございます。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) しつこく言って、やっと会社名と点数を答えていただきましたけど、今お聞きして、一番高い今回仮契約をされたというドルフィンが403点ということで、以下382、354、351というふうでしたけど、これをどう見るかですが、600点中という分母で見ると、余り違いがない。580点と百何十点なら確かにわかりますけど、そういう意味では、ドルフィンを選ぶということの必然性とか正当性に、何かちょっと微妙な感じを受けるんですね。もちろん採点基準に従って採点されたということはわかりましたけれども、ここしかないというのが何となく、ちょっと説得力がないなと思って、今お聞きしました。

それはともかく、先ほどの私の懸念、やっぱり業者がやる気がなくなったとき、特にこれは民間だから経済性の問題ですが、そのことに対して、どうも答弁ではできるだけ

丁寧にもこちらも見せていきますよ、チェックしますよという趣旨なんでしょうけど、結局はそうしかないわけですよ。そうすると、そのときに担当の皆さんの強い決意だし、例えば、先ほどの下水道の関係も答えてもらいましたけど、やっぱり厳しくいく。議会でもいつも厳しく議論されるということが、昔いっぱい悪いことをした事業団を今はきちっとさせているわけですよ。そういう意味で、担当の皆さんがドルフィンを受けようとするなら、そこにいつも厳しくしていくということが必要だと思うんです。その決意を持って臨まれるのかということにいくと思うんです、究極は。その決意はあるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

指定管理者制度自体が、そういう公の施設を民間の方に維持管理をお願いするわけですから、事前にいろんなところを点検しながら、本当にその会社で市民サービスが今以上に提供できて、そしてひいてはコストの縮減にもなると、そういうことをやっていく上で、今の時代はもうそういう民間の活力や民間のノウハウをかりなければ、このまま指定管理をせずに施設を維持管理したらどうなるかというような、そういうことを重々考えておりますから、先ほども申しましたように、私も指定管理の選定委員会の中のメンバーでございますが、会社が出す企画の提案に対しましては、本当に個々の事業への検証が非常に期待が持てると、そしてまたその会社が持っている複合的なサービス、そういうものが利用できる可能性が非常に高いと、そういうふうに踏んでおりますから、寺町議員がおっしゃるようなことは私どもは思っておりません。

ただ、指定管理に出す以上は、本当にそこがきちっとするかどうかというのは、もちろん責任を持って見守っていきますし、一緒にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。

12番（寺町知正君） それでは、通告の最後になりますけど、49号の一般会計の補正予算ですね。この補正予算書の16ページから17ページあたりかと思えますけども、商工費の観光振興費というところで、香り会館の管理費というところですね。これが一応減額になるということですね。これを指定管理ということで、年間およそ100万円の削減になるという説明は受けました。

従来、旧高富町に始まって、山口市もずっと市の直営でやってきたんですけど、それが大きく本質的に切りかわるというこのタイミングなので確認したいわけですけど、そもそもこの香り会館という事業をやってきてよかったのか、やらないほうがよかったの

かという議論は必要だと思っんですよ。なぜなら、100万円削減するからいいでしょうというふうに市がおっしゃるからですね。

そこで考えてみたいわけですが、ここの施設はもともと農業の地域の施設ということで補助金が出たということです。途中から、旧高富町側は喫茶的な施設も入れたということに目的変更をして、施設の改造をしていったということ。それで、補助金の返還も必要な事態になったということですが、そのときの補助金の返還額というのは、何年度に幾ら返したのかということですね。

それから、そういうふうに現在のような方向にしたとして、それ以降の行政が投入した資金、いろいろな名目があるんでしょうけど、人件費とか材料費とか施設の改良費とかありますね。そういったもの的大まかな額。それに対して、いわば回収できた部分はどれくらいなのかということですね。やっぱりそういう収支の問題を見ないといけませんと思っんです。特に100万円減りますよという説明をされた以上、まず振り返ってそこを整理していただきたい。いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

過去の補助金の返還の件でございますが、旧高富町のときに返還を行っております。それは平成14年度でございます。782万4,000円ほどでございます。また、それ以降投入といいますか、香り会館を運営してまいりました関係で出ていった分は、平成15年から18年までの4カ年でございますが、平均で1年当たり1,280万の収支のマイナスでございます。5,120万円ほどだというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、補正予算では100万円減りますがという、いかにも額面上はいいこと、確かに減るのはいいかと思っんですけども、今のそもそもどうかと考えたときには、5年間で5,000万円以上マイナスだったというわけですね。事業費がそれだけだったんじゃなくて、マイナス分だったということ。そこで100万円減ったとして、1年間1,280万円、マイナス100万円、1,180万円。マイナス状態は変わらないというふうに見るのか。あるいは指定管理だから、これがさらに金額の100万円以上に、例えば利用が増えると見ているのか。そのあたりですね。

今の、過去の例からいくと、100万円減ったとしても、1,180万円マイナスなんですよね。今度は、新しくドルフィンというところに出すというわけですが、そのことによって年間でどれくらい市は増えるか、現状なのか、減るのか。どういう試算をし

ているのでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えします。

指定管理をすることによりましての今後の見通しでございますが、ちょうど平成8年に香り会館が竣工いたしまして、おおむね10年以上たちました関係上、私どももこの施設の再度原点に戻って、今後どうあるべき施設であるかということは課内の中でもいろいろ話し合いを行いました。ここの施設は、中核施設として、ほかではない体験ができると。それは体験する講座をそこでいろんな方にしてもらって、香りを全国に発信していくこと、そういうことが中心でございますから、指定管理する方は地域と一体になって事業を進めて、できる限り収益を伸ばしていただくと。その中で、収益が伸びた段階で、3年をめどに再度どのようにその施設を維持管理していくかということをもた協議を行っていきたくと、そのように考えております。

そして、現在山県市の北部といいますか、大桑地域の香り会館の周辺といいますのは、鳥羽川サイクリングロードが今年度完成をして、将来的にはいろんな高規格な道路もどんどん山県市に入ってくると。そういうことも想定をしますと、地域が今後もっともっと重要視される地域でありますし、市民の方にも、また県内外の方にも利用が多く見込めると、そういうふうに考えておりますから、2年8カ月という今回の指定管理の期間を大事にしまして、それからもっと収益も、集客もそういうものをどんどん伸ばして、もっともっと収益が上がる、そういう指定管理にしていくというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、再々質問ですから、この事業は旧高富から始まっていて、そこで嶋井副市長にお聞きしたいんですけど、この事業は旧高富の企画ということもあって、一番、会計とか経過を御存じだと思んですけど、そこで副市長に質問したいんですけど、一応、今、部長から今後のことも答弁がりましたが、ちょっとまだ釈然としないんですね。

おおよそ1年間に1,100万円くらいマイナス状態でいくという見込みしか、今は持てないんですね。一応、一定の施設があって、そこでやっていくけれども、毎年1,000万円ずつ出していくしかないよと。帳簿上はそうなる。そうすると、それを続けるかどうかという判断が当然必要なわけですね。行政も当然されたわけでしょう。そうすると、そのときになぜ1,000万円出してもここを続けていく必要があるのか。香りという意義があるということで始まったわけですけど、そのあたりをどういうふうに市民に説明するのか。

毎年1,000万円ずつ出ていく見込みなんだけれども、これをこういう目的で、こういうために続けていくんですよというのは、何があるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、過去の話でございますけれども、この事業を始めましたのは、岐阜県が全国に発信できる特色ある施設をつくる場合、ニューリゾート施設整備事業補助金だったと思いますけれども、そういう公共団体には5,000万円出しましょうというところから始まっていて、その当時高富町にはこれといった観光施設とか、人をお招きしてごらんになっていただくような施設がございませんでしたので、まず何をつくったらいいかということも考えました。その補助金をいただくためにではなく、こういうものも、当時、何だったらいいものをつくろうとかいうような考えもございまして、ちょうどそこへのかったわけでした、当時、議員も御存じのように高富町のマツタケは有名でございましたけれども、マツタケが大変出なくなりまして、マツタケの出ない時期でしたので、果たして子供たちはマツタケの香りを知っているか、知らない子供たちが多いということで、このマツタケの香りから始まって、よし、香りを始めようということが原点になったわけございまして、その当時、確かにこれをつくった場合はどういう経費がかかるかということも計算しましたけれども、1,100万円がずっと続いてきておりますが、これは人件費分としてマイナスになってきているわけで、施設の管理上はトータル、プラス・マイナス・ゼロというふうに思っております。

そこで、その人件費が赤字になっても続けていくかどうかというのがポイントでございまして、そこで、とにかくあの施設を発信して、たくさんのお客さんに来ていただくということでございましたが、そのお客様たちが、やっぱり食べる場所もないし、お土産を買っていくところもないということで、隣の研修棟を改造しまして、ああいう形にさせていただきまして、それがトータル、もっと赤字はマイナスやったと思えますが、両方で人件費として1,100万円ということでございまして、これはあくまでも売り上げを上げていけなきゃ収支がとれないわけございまして、そこで何が一番ポイントかと申しますと、やっぱり入場料を取らなかったことが原因でございます。果たして入場料を取った場合、ああいう施設に果たしてお客さんが来るかどうか。これも議論いたしました。ところが、それでもやっぱり高富町の特色を出すためには、この施設は必要だということで、当時の議会の皆様方に御相談しながら、こうやりましょうということになりました。

それを続けていたわけですが、何と申しましょうか、この入場料が取れなかったという原因がございまして、やっぱり収支は合わなくても、この香りのまちという目的を持

って始めた以上、進めなければならないと思っていますし、それによって果たしてお客様たちが香り会館だけに来るんじゃないかと、当時は高富町のいろんなほかの、例えば昼食を喫茶店等とか、いろんなお店屋さんへ寄っていただいて、見えぬ波及効果があるんじゃないか。やはり、まちのほうへお客さんが来ていただければ、いろんな波及効果があるんだよということも見込んで、現実的に1,100万円というのは目に見えたお金でございますけれども、目に見えない部分もあるだろうという想定もいたしまして、今後これも続けていくべきだと、私は判断しております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

2番（石神 真君） 質疑の発言報告書を出しませんでしたけども、ここで1つお伺いしたいと思います。

資料5の議第49号、12ページですけども、ここの石綿の分析調査費用に189万6,000円と計上してありますが、これはどういう施設なのか。体育館なのか、それとも公民館なのか。あと何カ所ぐらいあるのかと。それとまた、この調査を行った後に、どのように工事を進めていくのか。またこの後いろんな経費がかかっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 石綿等分析調査委託料についての御質問でございますが、これはまず、従来、このアスベストでございますけれども、アスベストは国の基準によりまして市内全施設調査をいたしておりました。それが、今回、アスベストで国の基準の中に3種類のアスベストの種類項目が追加されたことによりまして今回の追加の調査費をお願いするものでございます。

そして、この結果こういった数字が出てくるかということは、まだわかりませんが、この今の3種類追加されたアスベストにつきましては、余り使用されていないということで、現実的には、多分でございますけれども、余り数字として上がってくることはないということを考えておりますが、どんな結果が出るかわかりませんので、その結果につきましては、今後、アスベストを除去するですとか、囲い込むですとか、いろんな手法がございますけれども、その数字によりまして、また専門家の意見を聞きながら対応してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

2番(石神 真君) わかりました。あとは各あれで一遍聞いてみますので。

議長(藤根圓六君) ほかにございませんか。

横山哲夫君。

5番(横山哲夫君) 1つだけお願いしたいんですが、議第49号、一般会計補正予算(第1号)の16ページ。農業振興費で、大桑・桜尾機械化組合への補助金のトラクターとかコンバインを購入されるということで、それぞれの補助金の内訳、それから補助金が全体の何%になるのか、それからどちらがどの機械を購入するのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

議長(藤根圓六君) 土井産業経済部長。

産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

補助金の内訳でございますが、3分の1でございます。そして、相手方の組合でございますが、桜尾機械化営農組合がトラクターでございます。大桑機械化営農組合がコンバインでございます。基本的に10分の10補助が参りますものですから、その分に対応するものでございます。

5番(横山哲夫君) 補助金の金額は。

議長(藤根圓六君) 土井産業経済部長。

産業経済部長(土井誠司君) トラクターが700万円の3分の1、コンバインが700万円の3分の1でございます。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩をとります。議場の時計で11時20分まで休憩をとります。

午前11時03分休憩

午前11時20分再開

議長(藤根圓六君) 会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

田垣隆司君。

7番(田垣隆司君) 一般会計の補正予算の17ページの土木費でございますけど、道路改良工事の関係ですが、これは南山辺地の辻石の地内だと思っておりますが、地元からは全線改良の要望が出ていると思っておりますが、この工事の場所とそのほかの工事の概要についてお尋ねいたします。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開いたします。

田垣隆司君、これは所管ですので、委員会をお願いします。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） ないようでしたら、先ほどの寺町議員の質疑に対して基盤整備部長が答弁しますので、お願いします。

梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 先ほどの寺町議員の御質問で答弁漏れとなっておりました浄化センターの建設工事の今後の予定額でございますけども、概算ではございますけども、約20億円ぐらいを見込んでおります。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第44号から議第53号までの質疑を終結いたします。

日程第2 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

議長（藤根圓六君） 日程第2、報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について。

本案は、配付のとおり地方自治法180条に基づく報告ですので、御承知おき願います。

日程第3 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

議長（藤根圓六君） 日程第3、議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 本日上程しております追加議案につきましては、ただいまお話がありました報告案件1件、条例案件1件の計2案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本市では、第2次山県市行政改革大綱実施計画並びに第2次山県市定員適正化計画に基づき、平成19年度に市の事務事業の総点検を行い、人件費を含む経常経費の節減や各種団体への補助金の見直しなど、市民の皆様に御理解と御協力をいただきながら、健全

財政を維持するために、各種の取り組みを実施しているところでございます。

今、提案になりましたこの案件につきましては、こうした中で、市長及び副市長の期末手当につきましては、この6月から私の任期中の間は、20%の加算分を支給しないこととする特例を定める条例でございます。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第4 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第4、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第5、委員会付託。

議第44号から議第54号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

20日は総務文教委員会、23日は産業建設委員会、24日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、25日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時25分散会

平成20年 6 月25日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成20年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月25日(水曜日)

議事日程 第3号 平成20年6月25日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（藤根圓六君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告してございますので、お尋ねをいたします。

平成18年10月に南・八京線が開通をいたしました。以来、非常に多くの皆さんがこの道路を御利用になっておられまして、道路に隣接するお家の方は、大変車が多かった、これほど大きいとは想像もしていなかったと、これほど言われるほど多くの車が利用をいたしております。

さて、そこで、関・本巢線へ高富の森地区へ関市及び岐阜市東部から多くの車が来るわけですが、そこで、そういった車は西へ行く車、あるいは北へ車は南・八京線で右折をいたします。岐阜市へ行く道路につきましては、直進をいたしまして十六銀行の交差点あるいは岐北病院の東の道路、中濃用水沿いの道路に抜けていくわけですが、そこで、この抜け道としての道路でございますが、この件についてきょうはお尋ねをいたします。

この道路につきましては、高富当時から歴代の関係者の方々から、ぜひひとつ道路の拡幅と、そして抜け道を新しく新設してはどうかと、こういったことを受け継いでまいりました。また、自治会の連合会といたしましても、この要望も毎年のように繰り返し要望をしておるところでございます。

そこで、この要望がなかなか形となって計画が見えてきません。このことにつきまして、基盤整備部長さんにお尋ねをいたしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをします。

本道路の整備につきましては、旧高富町時に南・八京線と佐賀本町線を結んで環状線にしてはというお話がございましたし、高富地区自治会連合会から平成20年度の事業要望箇所として要望書が提出されております。

平成16、17年度には、交通量が多い当地区について、高富地区あんしん歩行エリア協

議会を立ち上げ、危険箇所等のアンケート調査などを行い、対策を検討いたしました。協議会では、各危険箇所での対応とともに、根本的な対策の検討が行われ、エリア内の生活道路から通過車両を排除することにより、歩行者の安全を確保すること及び岐北厚生病院東の中濃用水沿いの市道の交通量が1日3,000台を超えることから、この市道の改良により、主要地方道関・本巢線の岐阜信用金庫交差点の渋滞を緩和するという2点について、高富地区あんしん歩行エリア整備計画として提言をいただいたところでございます。

現在、本整備計画の通学路整備と交差点改良につきましては、整備がほぼ終了しております。

南・八京線と佐賀本町線を結ぶ環状線としての市道の改良につきましては、高富地区自治会連合会長へも回答させていただきましたが、市の財政面をよく考慮の上、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） この岐北病院の東側へ行く中濃用水沿いへ抜ける車の台数でございますが、私、ここのところの統計をとりました。朝7時40分から8時15分までの35分間でございますが、この道へ抜ける車が270台ございます。そして、そのまま西へ行きます、今、岐阜信用金庫の交差点の話が出ましたが、そちらのほうへ行く車が170台ございました。そんなことで、いかにこの道路へ抜けるかがわかりただけだと思いますし、そこへもって、この道路の道幅でございますが、2メートル70センチという大変狭い道路に、そこへ歩行者、そして自転車、車がこれだけの台数、オートバイと、非常に混雑をするわけでございます。

この道路の計画でございますが、あるいは調査でございますが、今お話にございましたように、厳しい財政の中、できるだけコストをかけない方法で、職員の皆様方等でいろいろとひとつ御検討いただきまして、そして何とか都市計画プランの道路計画の中へ、できたらひとつ加えていただきたいと、こんなことをお尋ねするわけですが、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

本質問に関連しまして、岐阜信用金庫交差点につきましては、国道256号バイパス及び南・八京線の整備によりまして、南北の交通については渋滞が緩和されてきております。しかし、今お話がございましたように、岐阜市、関市方面から、主要地方道関・本巢線

を西へ進む交通については、交通量が多く、まだ渋滞をしておるのが現状でございます。

それで、この道路の整備について、なるべく早く計画を立ち上げてというような都市計画マスタープランなどにのせてはどうかというような御質問ではございますが、この道路につきましては、幹線と幹線をつなぐということで、環状線的な道路計画でございます。こういったものについて、補助事業として実施する場合は、臨時交付金事業、こういった事業が最適ではないかということを思っております。この事業の場合は、都市計画道路としての指定の有無、こういったものは関係ないわけではございますけども、都市計画プランにのせることが必要であるかどうかということは、今後またよく検討いたしまして、また指定することが必要であれば、また都市計画道路として指定を検討してまいりたいと考えております。

この道路の整備に当たりましては、山を大きく切り開く必要がございますし、支障となる建物の補償、旧国道256号の交差点改良、こういったものが必要となってまいりますので、大きな事業費がかかるということがございます。それで、具体的に実施時期を申し上げるということでできませんけども、路線ももう少しよく精査をするとか、有利な補助制度、先ほど申しました臨時交付金事業なども含めまして、有利な補助制度、市の財政面もよく考慮の上で、また実施時期を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 今おっしゃいましたように、高富環状道路というような名前がつくかと思いますが、そうした道路でございます。ぜひひとつ御検討いただきまして、計画を進めていただきたいと、こんなふうに今思っております。

先ほど申し上げましたように、大変歴代長い間この要望をしております案件でございます。その辺を御理解の上、ひとつ今後とも対応をお願いしたいというふうに思っております。

これで質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位2番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、本市の防災対策についてでございます。

このたび、岩手・宮城内陸地震により亡くなられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々の一日も早い復興を願うものであります。国外におきましても、中国の四川省を中心とした未曾有の大地震やミャンマーのサイクロンなど、大規模な自然災害がありました。多くの報道により、大きな災害は国の経済まで脅かすとする大損害と、多数のとうとい命、そして住みなれた家や職場など、かけがえない多くのものを一瞬に奪ってしまうという恐ろしさを切実に感じられた市民は多いと考えます。身近には、東海地震、東南海地震の発生確率が年々高まってきていると言われています。

このような状況下において、本市は、ことし3月社会福祉協議会、そしてNPO法人であります災害ボランティア・サポートセンターの2者と災害時のボランティア活動に関する協定の締結をなされたなど、災害に対する対策を積極的に推進し、体制の充実を図っていると認識するところでございます。

記憶に新しい阪神・淡路大震災のデータによれば、当時死者は6,300人。負傷者は4万3,000人。全半壊の家屋は2万9,000というふうに言われております。ここにグラフを用意しましたが、これはその当時、救出、救助されたものをグラフ化したものであります。自分で助かったという方が約35%、家族によって助けられた、これも32%、友人、知人に救出されたというのは28.1%、通行人によって救出されたのも2.6%、救助隊、これは自衛隊とか消防、レスキュー隊も含め、警察機動隊も含まれると思いますが、何とわずか1.7%と示されています。この数値から見ても、最も頼りになるのは、地域ぐるみで行う救助活動であり、その自主防災組織の充実であると思っております。

災害が大きいほど、行政による公助が十分な機能発揮できない状況は想定されますことから、災害による被害を軽減するには、自らを守る自助、それに加えて、自分の地域は自分たちで守るという共助を目的としている自主防災会の重要性の啓発及び組織の強化策、並びに地元業者及び事業所等の連携支援体制の状況を含めて、次の点をお尋ねいたします。

- 1つ目ですが、自助。各家庭での防災意識はどうか。
- 2つ目として、共助。自主防災組織活動に意識の差が大きい。実態と対策は。
- 3つ目として、公助。体制の現状と今後の考え方。
- 4つ目として、災害時の市内企業者との協力体制は万全か。

以上4点を、総務部長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自助、各家庭での防災意識についてでございますが、議員御発言のとおり、災害が起きた時に必要な救助や支援には自助、そして共助、また、公助の3つがございます。その中で最も現実的な緊急手段として、自分自身及び身近な家族等を守れるのは自助だと言われております。

大規模災害が発生した際には、公共の防災関係機関も同じように被災をいたします。全力をもって災害救助、復旧活動に当たりますが、機能が回復するまでには時間がかかることも予想されます。一刻も予断を許さない状況では、自身で身を守り、近隣の人たちと協力して被害に遭った人たちを必然的に救助、救援していかねばなりません。その第一歩としては、各家庭で防災意識を高めていただくことが重要であると思われま。家具の転倒防止策を施したり、市の防災訓練、自主防災会による訓練で使用している非常食に関心を持たれている家庭もあると伺っていますし、また、近年、国の内外各地で起こっている地震の被害報道により、各家庭におかれては地震を身近なものとしてとらえ、防災意識が徐々に高まっているものと考えております。

次に、2点目の共助、自主防災組織活動に意識の差が大きい実態と対策についてでございますが、本市においては、現在152の自治会が135の自主防災組織を立ち上げており、その中には既に、70歳以上の方を年代別に色分けして記入したり、消火栓の位置や消火範囲までを明記した防災マップをつくったり、家具の転倒防止の対策を行った自主防災組織もございます。

しかし、一方では、御指摘のとおり、自主防災組織を立ち上げたものの、実質的な活動をしていない組織もあると聞いております。このため、自主的な防災訓練等を促進し、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織等が行う防災訓練等に要する経費に対する補助制度を設け、自主防災組織の積極的な訓練をお願いしているところでございます。

また、年度の初めには自主防災組織について、役職員などの変更事項があれば届け出をいただき、組織の再確認をしていただいております。訓練等につきましては、消火栓、消火器の取り扱い、救命講習、応急手当訓練等の各種メニューを用意しておりますので、市役所の総務課あるいは消防署へ御相談していただければ、対応させていただきます。

次に、3点目の公助、体制の現状と今後の考え方についてでございますが、東海・東南海地震、異常気象等による自然災害への対応、武力攻撃やテロ行為への対応が緊急に求められている中、記憶に新しい自然災害として、中国の四川省を中心とした地震、ミャンマーのサイクロン、日本においては能登半島や新潟県中越沖での地震、つい最近で

も岩手・宮城内陸地震が発生をいたしております。

本市におきましても、災害発生時に被害が最小限になるよう予防策を進めていますが、その一環として、時間的に余裕のない地震等の緊急情報を、いち早く防災無線で市民の皆様へ伝達する全国瞬時警報システムを今年度中に導入いたします。また、地域の危険度を認知してもらい防災意識を高めてもらう目的で、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、市内の地盤の揺れやすさ、住宅の築年数による被害予想を地図に明記し、危険度を示しました地震災害マップを作成して、市民の皆様へ配布させていただいております。また、住宅対策といたしまして、木造住宅耐震診断事業、耐震補強工事費補助事業を行っております。特に、耐震診断につきましては、この20年度から申請に基づき市が無料で診断を実施いたしますので、積極的に御活用をいただきたいと思います。

また、災害弱者に対する対策といたしまして、身体、知的、精神障害のある方、70歳以上のひとり暮らしの方、または70歳以上の高齢者世帯、認知症高齢者等を対象に、その中で希望をされる方について、要援護者の台帳を作成し、あらかじめ自治会長、民生委員さん、児童委員さん、管轄する警察署、消防署に提供する制度を設けております。

しかし、山県市の現状を市民の皆様へ周知するだけでは被害の軽減につながるわけではありませんので、有線テレビ、広報紙などによりまして、自主防災会の訓練等の呼びかけや啓発を行なっているところでもございます。また、自主防災組織のさらなる活動を期待しながら、市といたしましても、自分たちの住む地域を見詰め直す、弱いところを理解する等のアドバイスを行いまして、防災体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目でございますが、災害時の市内企業者との協力体制についてでございますが、現在、岐阜県山県医師会、山県歯科医師会、岐阜土木工業会、山県防災協力会、山県市電気工事業防火協力会、山県市水道工事組合、山県アマチュア無線クラブ、株式会社バロー、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、山県市社会福祉協議会、特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンターの、この11団体と防災協定を結んでおります。大変心強く、御支援に対して敬意を表しますとともに、さらに幅広く御協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 今年度、地震等の全国瞬時警報システムの導入や、木造住宅耐震調査の無料化となるなど、公助の面での対策は順次整備されていることは評価するとこ

るでございます。自然災害はなくすことはできませんが、災害を軽減することは可能と
言われています。最も効果が実証されている、ただいまの自助、公助の機能性と充実な
ど、あわせて推進することが求められると思っております。身近な例として、自分が助
ける側になるのか、助けられる側になるのかをもとに、各自、家庭、地域の意識が変わ
ることで被災の抑制となると考えられます。そこで、次のことをお尋ねします。

1つ、自主防災会での意識の差が指摘されていますが、具体的な取り決め、例えば、
確認とか準備しておくべき内容を市のほうから誘導、指導することで、意識向上につな
がると思いますが、市の考えはどうでしょうか。

2つ目、自主防災活動助成金制度の利用状況及び推進強化策がどのようなものであるのか。

3つ目として、防災倉庫の配置箇所と備品の内容は。

4点目として、非常食の備蓄状況と食料店、例えばスーパーとかコンビニなどの協力
体制は。先ほど、1つの、パローさんでしたかね、協定があるということはお聞きいた
しました。

5つ目として、災害時、特に重機による機動力が重要である。土木業者との協力体制
は。

この5点について、再質問を総務部長にいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの両質問の5点についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、1点目の自主防災会の意識の差がある中での市からの誘導、指導につい
ての考え方についてでございますが、各自主防災組織における具体的な取り決めなどは、
それぞれの防災組織で作成をしていただいております計画書に掲載されていますし、活
動を行うに当たっての基本的な人員配置とか活動のポイント、訓練メニューなどを紹介
した自主防災組織活動マニュアルを関係各位に配付させていただいております。

しかし、役員の交代などでうまく引き継がれていないことも懸念されますので、この
点につきましては、改めて内容を確認していただけるように、広報紙等で自主防災会の
優良事例の紹介などを行うなどして、積極的にこの啓発を行っていきたいと考えており
ます。

次に、2点目でございますが、自主防災活動の助成金制度の利用状況及び推進強化策
についてでございますが、この補助制度は、自主防災会の訓練や活動に必要な消耗品等
の経費に対する補助制度で、平成18年4月から実施をいたしております。18年度には、
6団体で9万5,000円の補助金を受けてみえますし、19年度には、4団体が6万5,000円

の補助金を受けられました。補助金を受けられた自主防災会は、18年度と比較いたしますと19年度が減っておりますが、補助金を受けなかった訓練を含めると、18年度は12の自主防災会が訓練を行っていただきまして、19年度には18の自主防災会で訓練が行われました。訓練を行う自主防災会は、少しずつではございますが、増加しております。

次に、推進の強化についてでございますが、この補助金制度の自主防災組織の定義を拡大いたしまして、災害救助活動を主体的とした特定非営利法人活動へも対象を広げるよう昨年の19年10月に要綱の一部改正を行いまして、地域の防災力の強化に努めているところでございます。

次に、3点目の防災倉庫の配置箇所と備品の内容についてでございますが、資材関係の倉庫は、市内13カ所にあります。高富地域2カ所、伊自良地域3カ所、美山地域8カ所となっております。食糧関係は、16カ所に分けて備蓄をいたしております。高富地域は各公民館等の7カ所、伊自良地域は公文書庫の1カ所、美山地域においては各地区の防災倉庫と美山支所の8カ所に備蓄をいたしております。備蓄の資材につきましては、土のう袋、スコップ、発電機、灯光機、チェーンソー、ラジオつきライト、毛布、防水シート等を備蓄いたしております。

次に、4点目の非常食の備蓄状況と食料店、スーパー、コンビニなどとの協力体制についてでございますが、備蓄食糧はアルファ米で1万2,500食、クラッカー13枚入り1万9,900袋、保存水は9,206リットルを市内16カ所に分けまして備蓄いたしております。食料店などとの協力体制につきましては、平成19年10月に株式会社バローと災害時における生活必需品の調達に関する協定を締結いたしました。食料品、飲料水、日用品の調達に関する協定でございます。

次に、5点目の土木業者との協力体制についてでございますが、現在土木業者との災害応援協定は2つの団体と締結をいたしております。山県防災協力会は、市内の14業者から成る団体で、高富地域、伊自良地域、美山地域と市内に本拠地を置いて活動されている業者であり、一朝有事の際には、それぞれ各地域での身近な即戦力といたしまして御活躍いただけるものと考えております。また、岐阜県土木工業会は、山県市の枠を超え、岐阜県単位の団体となります。山県市内の土木業者も多く加入している団体で、岐阜県内の災害にも応援隊として参加している団体でございます。市内の土木業者のみで対応できない災害等には、県内各地域の応援隊が駆けつけられる団体でございます。大規模な災害発生時には資機材、重機が大量に必要となるため、被災者の救出、応急、復旧対策の実施に当たり、大きな力となると思われれます。土木業者に限らず、あらゆる方面での協力、または支援が迅速に進みますよう平常時から応援協定の締結を進め、災害

に強い山県市の防災体制を整えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 私のほうでも事前に調査したものを表にしましたので見てください。

山県市には156の自治会があり、152の自主防災会加入届があります。この中で、130団体というふうに聞いております。ただいまの答弁にありましたように、自主防災訓練を実施していただいております件数は、この表のように、18年度は12件、19年度には18件と、伸びてはおりますが、まだまだ低い数字になっております。さらに向上させる必要があることから、次の2点をお聞きします。

自主防災会が助成金制度を活用した件数ですけれども、この中からまたさらに少なくなっているわけです。自治体の役員さんなんかにお聞きしますと、行政管理は事前手続が面倒だと。そして、わかりづらくて、かつ少額であるなど不人気なメニューというようなことに挙げられておりますが、市民が参加しやすい工夫を凝らすなどして、地域防災を一層向上させることが必要であると考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

それから、先ほど見ていただきましたこの表でもわかりますように、阪神・淡路の例に、ひとり暮らしのおばあさんの家が全壊をしたそうではありますが、隣の住民が、おばあさんはいつもこの辺に寝ておるよということ、その情報をもとに助かったという例が実話として話されております。これは、人命を救出する最も有効な手段として、近隣の住民相互がお互いに助け合うことの大切さ、近隣の住民情報を把握していることがいかに重要であるかということが言えると思います。山県市でも、独居老人や救助を必要とする人たちの把握を行っている自主防災会もあれば、一方ではただ単に自主防災組織を表面的につくっているだけのところもある。自主防災会の機能の充実と、行政は積極的な指導をすべきと考えますが、以上の2点を、また総務部長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の行政管理というものは非常に手続が面倒で、またわかりにくく、かつ少額であるというような御意見でございますが、実際に自主防災の補助金制度が一昨年に発足いたしまして、補助金制度でございますので、従来ほかの補助金の制度と同じような制度をいたしておりまして、この防災組織の補助金の制度そのものにつきまして、現在私が聞いている範囲では、事前の手続が面倒というような手続的な点につきましては、議員の御発言がございましたけれども、具体的には聞いておりませんが、今後そう

いった点で御指摘があれば、可能な限り、この制度の趣旨等にもかんがみまして、改正等をしていきたいと思えます。

また、少額であるという御発言でございましたけれども、そもそもこの自主防災組織は地域の組織で、それぞれの地域の方が、自分も周りの方もお互いに協力して守っていくという制度でございまして、この自主防災の活動そのものにそんなに費用のかかる制度ということは認識いたしておりませんが、そういった中で制度を発足させて、こういった会の促進、具体的な行動に移していただけるということを促しながらの補助金制度でございまして、御理解をいただきたいと思えます。

また、市民の皆様が参加しやすい工夫ということでございまして、この点につきましては、それぞれまた御提案等をいただきながら、積極的に参加しやすいような工夫を行ってきたいということをお思えます。

次に、2点目の、それぞれの自主防災会でのレベルの差をなくす努力が必要であると。その点につきまして、もっと市役所が、行政が積極的に指導すべきという御意見でございまして、これは先ほど申し上げましたように、広報等によりまして、補助金制度があることととか、あるいは他の団体ではこうした自主防災活動をしてみえるということを積極的にPRしていきたいと思えますし、また、機会があるごとに、自治会長さん、自主防災会の会長さんを通じまして、こういった積極的な活動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ありがとうございます。

それでは、2番目の質問として、自主運行バスについてお尋ねをいたします。

本市は、旧町村合併を機に市民生活の足の確保ということで、住民が安心して容易に外出行動ができる、さらには、地域間の交流が活発に楽しく生活してもらえる手段として、コミュニティーを目的にした自主運行バス事業を実施していると考えています。このたび、長年の悲願でございました平井坂トンネルの開通に伴い、市内循環ルートがつながったことで、地域間交流を一層密接にする交通手段の1つとして、ハーバス運行が注目されているところでございます。

同事業について、次の点をお尋ねします。

1つ、同事業の趣旨、目的について。

2つ目として、運営内容について。

3つ目が、新路線計画について。

4つ目として、乗客増員策について。

この4点を総務部長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自主運行バスの趣旨、目的についてでございますが、山県市において自主運行バスは唯一の公共交通機関であり、市民の皆様の通勤、通学、通院や買い物など、日常生活を支える大切な移動手段でございますので、バス会社だけでは営業が困難で、廃止や便数を減らさざるを得ないようなバス路線について、市として市民の皆様の足を確保していただくことが主な目的でございます。

2点目の運営の内容につきましては、現在、大桑線、伊自良線、乾方面に向かう板取線、北山方面、葛原方面に向かう岐北線を運行しており、すべての路線を岐阜乗合自動車株式会社に対して市から補助を行いまして運行をいたしております。

大桑線、伊自良線については、ハーバスの愛称で親しまれている市所有の小型バスによる運行で、それ以外は通常の乗り合いバスでの運行でございますが、これらすべては、いずれのバスも市の自主運行バスでございます。料金体系もまた同一でございます。なお、一部の地域につきましては、自主運行バス以外のバス路線が併走している区間もございますが、利用者の利便性等を考えて、一連の路線として運行させていただいております。この運行バスに対する市の補助金は約1億1,000万円で、そのうちの約3分の1が県の補助金でございます。

次に、3点目の新路線計画でございますが、さきに開通をいたしました主要地方道の岐阜・美山線の美山地区と伊自良地区を結び、路線を環状にすることで、従来の区間の利便性の向上と、また地域間の交流の促進による地域の活性化につなげたいと考えております。今回上程いたしました補正予算によりまして、693万1,000円の追加補正をお願いしているところでございます。

この新規の環状路線の構想といたしましては、従来の路線を基本といたしまして、市役所から美山方面へ向かう東回りの4便、市役所から伊自良方面に向かう西回りの4便を増便させることにより、乗り継ぎ等における時間の短縮や公共施設等への利便性が著しく向上し、乗車率がアップすることを期待いたしておりますが、一定の試行期間の乗車状況を見ながら、ルート、ダイヤの編成などを再検討していく予定でございます。この路線計画の詳細につきましては、山県市公共交通会議で御審議をいただき、8月からの運行を目指してまいっているところでございます。

次に、4点目の乗客増員策でございますが、新規路線を含めて、市民の皆様からの御意見をお聞きしながら、多くの方に御利用いただける自主運行バスを目指してまいりま

す。

具体的な乗客増員策につきましては、先ほど御説明申し上げました新規路線の運行開始に伴います利便性の向上をより多くの方に知っていただくことが重要であると考えております。例えば、谷合の美山支所から市役所や岐北病院などへ来ていただくのに、所要時間はおおむね同程度でございますし、東回りと西回りの計8便が増便されますので非常に便利になります。これは沿線のどの地域からも言えることでございます。また、美山支所のある谷合方面から、図書館ですとか花咲きホール等のある伊自良方面への所要時間は、今までの3分の1程度に短縮をされます。

こうした利便性の向上を十分に周知いたしまして、乗客の増員を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 自主運行バスの導入目的は、生活に不可欠な路線の代替、それから市民生活の向上のための路線、公共施設巡回線など、また交通弱者に対する対策など、目的は多岐にわたっていると考えておりますが、同事業への市民の期待は大きいことから、果たす役割は重要だと考えます。新たな環状ルート、ダイヤの編成をすることで、区間の利便性の向上と地域間の交流が容易になることで、地域の活性化につながることを願うものでありますが、私が言うまでもありませんけれども、自主運行バスと公共交通機関との各路線とのアクセス、連携をとることで通勤、通学利用者増になると考えられると思いますが、次の2点をお尋ねします。

試行期間はどれくらいを予定されているのか。

2つ目に、ルート、ダイヤの編成などを再検討していくということですが、何をもとに再検討されるのか。

この2点を、総務部長にお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の試行期間はどれくらいを予定しているかということですが、現在のところ、1年程度が試行期間ではないかということを考えております。

また、2点目のルート、ダイヤ編成などは何をもとに再検討していくかについてでございますが、この試行期間での乗車の状況などのデータや市民の皆様の御意見、また、他への影響などを踏まえて検討を行いまして、より効率のよい運行を目指すものでございます。今後、山州市の公共交通会議などで関係機関の御意見を伺いながら検討してま

いりますが、いずれにいたしましても、多くの市民の皆様にご利用いただけることが、この新規の環状路線の評価につながるものと思われまますので、乗車率が向上していくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） この事業が有効で効果的なルート、ダイヤとなると、本市の課題であります高齢化、少子化が急速に進むなど、地域格差の是正に大きな期待ができる事業であると思っております。それゆえに、採算面に左右されがちな評価基準を、立地的不便性や地域の事情、諸事情をよく理解して、山県市民が公共サービスを平等に享受できる点に評価基準をシフトしていただきたいと思っておりますし、限られた予算で最大の効果を出すには、やはり市民にアンケートを実施してニーズを把握することが重要と考えます。市民からユニークなアイデアなども募集し、市民生活の向上といつでも元気に外出できることで行動範囲が拡大し、楽しく生き生きと交流できるルート、ダイヤの編成を切望して、質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で午前11時10分より再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それでは、通告によりまして、小中学校及び保育園の耐震計画についてお尋ねをいたします。

中国の四川大地震は未曾有の被害をもたらし、耐震化のおくれが学校の倒壊による多くの学童の犠牲という大きな被害につながりました。この地震は、地震国日本にも、学校など公共施設の耐震化について多くの課題を突きつけました。先般、14日に発生した岩手・宮城内陸地震は、北から南へ火山が連なり、ひずみが集中しやすい地域で起きたことが明らかになりました。東海地方でも、専門家は、発生確率の低い主要な活断層はあるが、東海地震など海溝型だけでなく、内陸型もいつどこで起こるかわからないとしています。

ちなみに、1891年、これは明治24年ですが、10月28日午前6時30分に発生した濃尾大震災は、隣町の根尾谷を震源とするマグニチュード8.0の世界でも最大級の内陸直下型地

震で、突然猛烈な勢いで美濃地方、尾張地方を襲い、地震の及んだ範囲は、西は九州全土、東は東北地方に達し、死者は全国で7,273人、全壊、焼失家屋は14万2,000戸の大きな被害をもたらしたとされています。このときにできた根尾谷断層は、地表にあらわれたものだけで全長80キロメートルに及び、根尾の山々は山肌が一瞬にしてはぎ取られ、崩壊した土砂が根尾谷をふさぎ、湖となり、深い谷に沿って伸びる道路もあちこちで寸断されました。最も悲惨な被害を受けたところは、震源地の南に隣接し、人口の集中した岐阜市や大垣市、その周辺の町村で、岐阜市では全戸数の62%の家屋が倒壊し、鍛冶屋町から燃え広がった火は市街地の大半を焼き尽くし、翌日午前11時ようやく鎮火するというありさまでありました。岐阜市周辺の本巣郡、山田群、中島郡、これは現在の羽島市でございます。各務郡、現在の各務原市でも、岐阜市と同様、多くの死傷者や家屋の被害を出し、震源に近い北方町では全壊家屋が82%、山田郡高富村では86名が死亡し、倒壊家屋は総戸数419戸中415戸の99%を超える家屋が倒壊し、土地は陥落し、湖になった状況が記されています。以上は濃尾大震災の概要であります、いつこのような事態が生じるか知れません。

最近話題になっている東海地震は、110年のサイクルで起こっているようにも考えられております。東海地震は150年近くたってもまだ起きていなく、いつ起きても不思議ではないと言われています。こうした状況の中で、地震の被害はそれなりの準備をしていれば被害を最小限に抑えることができると言われています。公共施設は被災後の避難所でもあります。特に、大切な子供さんを預かる当市として、学校及び保育園の建物の耐震性は万全な体制にしておかなければならないと存じます。

これらの耐震強度の状況及び耐震補強計画について、教育委員会事務局長及び保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 御質問にお答えをいたします。

公立学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となる重要な役割を担うことから、耐震化の重要性は十分認識をしております。

市内小中学校施設の耐震診断はすべて完了しており、その耐震強度の状況については、耐震性能をあらわす指標 I s 値が国土交通省の判定基準である0.6に満たない建物は、市内14小中学校で校舎23棟中11棟、屋内運動場14棟中4棟でございます。現在、その結果により耐震補強計画を立案し、耐震化を進めております。

具体的には、平成14から15年度に高富小学校の改築、平成16から17年度に高富中学校

の改築を行ってきました。平成20から21年度には美山中学校の改築及び西武芸小学校の耐震補強工事、大規模改修工事を実施いたします。

耐震化率は、平成20年6月現在は59.5%、美山中学校改築及び西武芸小学校耐震補強が終了しますと平成21年度末には約76%となります。

今後の学校統廃合と並行して検討を進めていく必要がございますが、耐震補強の緊急性のある施設より順次に進め、平成24年度末には100%とする計画で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

保育園につきましては、全10園中、昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震設計基準に基づき建設された7保育園について、平成16年度までに耐震診断は実施しました。この結果により、耐震性能をあらわす指標I s値が国土交通省の判断基準である0.6に満たない2園につきましては、早急に改修工事等を実施し耐震化に取り組んでまいります。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） ただいまの答弁では、耐震性能をあらわす指標I s値が0.6に満たない施設は、学校関係で、小学校で校舎11棟、屋内体育館で4棟、保育園関係では2施設について耐震診断の悪い結果が出ているようではありますが、文部科学省の発表した調査では、県内の公立小中学校の耐震化率は全国の都道府県で9番目に高いことが新聞紙上に掲載されておりました。このデータでは、県下42市町村の公立小中学校の耐震化率が100%の町は8町、60%から90%が23市町、50%台が7市町、50%未満が4市町と掲載されておりました。また、震度6強で倒壊するおそれのある建物は146棟あることがわかったとしています。

現在、山県市の耐震化率は59%で、42市町村中32位であります。それぞれの事情の違いにより一概に言えませんが、耐震化を積極的に進めている自治体が多いことが伺えます。美山中改築及び西武芸小学校耐震補強工事が完了すれば76%と耐震化率は高くなりますが、最下位の飛騨市は計画を数年前倒して、全建物を耐震化するとしています。山県市での学校の残る24%、保育園の2施設について、耐震化が急がれるところであります。

地震はいつやってくるかも知れませんが、東海地震、東南海地震、南海地震の発生が危惧されていますが、どれか1つの地震によって、他の地震まで連動して大きな地震になる危険性もあると言われております。将来を担う大切な児童・生徒を大地震の被害から守

り、安心して勉学のできる安全な施設の整備が求められるところであります。

四川大地震では倒壊した学校で亡くなった子供の遺族が政府を訴える事態に発展しました。日本政府も日本の学校の耐震補強の補助率を引き上げました。人間の生命にかかわることであり、改修費用も膨大になると思われませんが、他の事業に先駆けでもこの耐震補強工事を進められるよう望む次第でございます。

再々質問はできませんのでここで質問を終えますが、この点について教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 質問にお答えいたします。

今回、国の改正はI s 値が0.3未満の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い施設が対象でございます。国庫補助率は耐震補強で2分の1が3分の2に、建物の改築で3分の1が2分の1に改正及び起債充当率の拡充等の改正が行われました。I s 値0.3以上の施設については従来どおりの補助率等となっております。今後、国の方針で出されている5年をめどに、耐震化を図る方針を前倒して耐震化に取り組むという方針に沿いまして、本市においても昭和56年以前建築の旧耐震基準の施設について、市財政当局とも協議の上、できる限り早期の耐震化を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

通告順位4番 石神 真君。

2番（石神 真君） 通告の順位に従って一般質問を行いたいと思います。

山県市市内の道路整備状況、計画ということにつきまして、我が市も、合併してから5年の月日がたちました。また、市内の道路状況もたくさん変わってまいりました。その中で、長年にわたって要望でありました路線、また先月開通式も行われました岐阜・美山線の平井坂トンネルの開通により、この山県市市内の道路環境も変わり、循環型となってまいりました。そこで、市内の地域交流も今以上に盛んになり、交流の中でいろんな形をとっていくことがあると思います。

そこで今、市道の整備状況はどうなのか。私も市内を各所いろいろ回ってまいりました。その中で、まだまだ道路幅も狭く、また排水路も整備されていないところもございました。それと、このような状況では、緊急車両、または使用するのに不便ではないかと思われるところもたくさんございました。その中で、今後市の市道整備のあり方についての計画はどのように行われるのか、より詳しくお答え願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

議員から御発言がございましたように、長年の懸案でありました主要地方道岐阜・美山線の平井坂トンネルが5月18日開通をいたしまして、これにより車両通行不能区間が解消され、山県市内を結ぶ環状道路が完成をし、市民の利便性の向上、産業、経済の発展が図られるとともに、岐阜市を初め近隣市町との地域間交流道路としても大きく期待をしているところでございます。

それでは、まず市道の整備状況についてお答えをいたします。現在、市道の総延長は約607キロメートル、そのうち舗装済み延長は約493キロメートルで、約81%が改良済みとなっております。また、市道認定道路の路線数は2,623本ありまして、平成19年度から電子台帳化して管理をしております。内訳は、高富地域が1,288本、延長約316キロメートル、美山地域が873本、延長約185キロメートル、伊自良地域が462本、延長約106キロメートルでございます。

次に、今後の市道の整備のあり方及び計画につきましては、第1次山県市総合計画をもとに高規格道路である東海環状自動車道及び（仮称）山県インターチェンジやアクセス道路となる国道256号バイパス並びに国道418号などの幹線道路の整備を進めるとともに、有利な制度の活用を図り、市道の計画的な建設、改良に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 先ほど答弁をいただきましたが、先ほど私が質問した中にもありました緊急車両の使用、それとまた排水路の不便なところもあるのだというあれを質問しましたけども、これについてはまだしっかりお答えをさせていただいておらないということで、それが1点。

それと、合併前の3町村時代に道路改良も進められてきたようですが、山県市になって、道路改良では、やはり前と違い、基準も最低では排水路などを入れ、4メートルだと聞いておりますが、その点についての整備はどうされるのか。

それと、もう一つ、先ほど答弁にありました第1次山県市総合計画のもとでのお答えでありましたけども、その計画書の中に、私も読みましたが、潤いと魅力のある道づくり、それと歩道の段差解消など、バリアフリー化を推進し、安全な道路環境の形成に努めますと書いてありました。その点で、今も歩道さえ途切れている道路も見られますが、やはり歩道などが途切れていると、年寄り、子供、いろんな形で遊びに行ったり、学校

に通ったりというところもあります。このことも加味し、どのように今後お考えか、お答え願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えをしましたとおり、市内の道路は幹線道路を中心として改良を進めておりまして、改良率は約81%となっております。しかし、市内には家屋が立て込んでいて幅員が狭く、救急車両及び消防車両などの通行不可能な箇所、並びに排水路が未整備な箇所というのは数多くございます。こういった箇所についても、道路改良の基準となる4メートルの幅員に改良を行い、救急車両及び消防車両などが通行できるようにするとともに、排水路を整備することが理想ではございますが、道路を利用する方が限られていること及び道路改良に当たり家屋等建物が支障となる場合が多く、その保障のために多額の費用が必要となります。また、工事は一般的に市単独工事となりますので、費用は市の一般財源で賄わなくてはなりません。

こういった課題はございますが、今後の整備方針としましては、自治会要望に基づき、道路改良の必要性及び道路の整備方法、こういったものを精査いたしまして、財政面をよく考慮の上で検討してまいりたいと考えております。

また、市では、安全な道路環境づくりの一環として、国、県道などの幹線道路の歩道整備を進めております。今後におきましても、段差解消など、バリアフリー化と並行いたしまして、幹線道路を中心としまして、歩道整備を継続して進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。

今の答弁にありました一応4月や5月にも、現在も進行中であります社会福祉課が先頭に立って進められている山口市地域福祉振興推進計画の中にも課題の1つと項目がありました。また、市民、行政、その役割分担として、私どもも一層の力を注いでいくつもりでありますので、行政側としても財源の少ない中、市民の声も多い、やはり市内の生活道路、道路整備を少しでも早く進めていただくようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位5番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、地球温暖化対策について、市民環境部長に質問いたします。

今、地球温暖化の波が至るところに押し寄せてきています。世界の有識者から成る気候変動に関する政府間パネルによると、地球の平均気温はこの100年で0.74度上昇し、世界各地で洪水や干ばつ、山火事が頻繁に起きるようになり、氷河の減少と熱膨張などで海面が上昇し、国土が消滅の危機に直面している諸国もあります。また、温暖化の影響により、絶滅の危機に瀕した生物は1万6,000種を超えられています。また、温暖化による破局を避けるためには、2050年までに温室効果ガス排出量を半減させなければならないと警告しています。

国連は、「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに、1972年6月5日に環境問題について初めての大規模な国際会合、国連人間環境会議をスウェーデンで開催したのを記念して、毎年6月5日を世界環境デーと定めています。また、日本政府も6月を環境月間と定め、毎年、環境省や地方自治体、企業などが各地で行事を行っています。特に、ことしは環境問題を最大のテーマとする洞爺湖サミットが7月7日に開催されることで、例年以上にさまざまなセミナーや展示会が予定されています。日本プロ野球組織では、温暖化防止のため、ことしから試合時間の6%短縮に取り組んでいるとのこと。地球温暖化防止のかぎを握るのは、ちょっとした節約や環境への気配りといった一人一人の意識改革が大切ではないでしょうか。

私ども公明党は、サミット開催初日となる7月7日をみんなで地球温暖化対策を考える日とするクールアース・デーとし、全国のライトアップ施設や各家庭で短時間でも明かりを消すライトダウン（一斉消灯）運動を提唱しています。例えば、100万世帯が2時間ライトダウンした場合、約200トンの二酸化炭素が削減できると言われています。私たちは、環境問題をもっと身近な問題ととらえ、一人一人が意識改革をし、地球の未来のためにできることから始めなければいけないと思います。そこで、お伺いをいたします。

1点目に、本市においても、7月7日をクールアース・デーとし、ライトダウン運動を推進してはどうでしょうか。

2点目に、ペットボトルのキャップで世界の子供たちにワクチンを届けよう運動についてですが、今この活動が広がりつつあります。この活動は、NPO法人エコキャップ推進ネットワークがペットボトルのキャップを回収し、専門機関を通してキャップを販売し、その収益で世界の子供たちへワクチンを届ける活動です。ポリオワクチンは1人分、2回接種分ですが、20円で、ペットボトルのキャップ400個が10円になるとのことですの

で、1人分のワクチン代金20円には800個集めることになります。

本市では、ペットボトルの回収はされていますが、キャップは回収されていません。身近なものから環境問題を考え、人道支援を行うことができるエコキャップ運動を各施設や学校で推進してはどうでしょうか。

3点目に、山県市としての温暖化対策推進実行計画には、平成20年度までの目標として、二酸化炭素排出量を平成15年度比で15%以上削減するという目標が出されていますが、その実施状況はどのようでしょうか。

4点目に、リサイクルをし、活用されている廃油利用の拡大についてはどのようでしょうか。

5点目に、バイオマスの活用についてはどのようにお考えでしょうか。

以上の点について、お尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えいたします。

地球温暖化につきましては、議員御発言のように洞爺湖サミットを控え、以前にも増しましてさまざまな取り組みがなされておると考えております。当市におきましては、職員に対しまして、マイはし運動の啓発などを行っているところでございます。また、このところ話題となっております地球温暖化防止対策の一環として、去る6月11日に山県市レジ袋削減（レジ袋有料化）情報交換会を市内スーパー等、事業者、市民の代表、または岐阜県の関係部署の方々を交え、開催したところでございます。情報交換におきましては、レジ袋有料化の協議を行う自主団体、山県市レジ袋削減対策協議会の設立を提案させていただき、設立が決定しました。今後は、この協議会が核となり、レジ袋有料化に向けての協議を行っていくことになりました。

さて、1点目の御質問のライトダウン運動を推進してはどうかというところでありますが、山県市におきましては、去る6月21日土曜日でございますが、山県市役所庁舎とその周辺のライトダウンを実施し、また、洞爺湖サミット開催の7月7日月曜日にも山県市役所本庁舎とその他周辺のライトダウンを行なう予定をしております。

なお、この効果であります。平成19年度の電気使用料実績から推察しますと、2日間4時間で、CO₂の削減は100キログラム程度になるものと考えられます。また、有線テレビの文字放送にて、6月21日から7月7日までの間、地球温暖化防止のためのCO₂削減ライトダウンキャンペーンの協力を呼びかけております。

2点目のエコキャップ運動の推進ということですが、県内自治体では、中津川市役所が取り組んでおられますが、これは、中津川市役所という事業所として、その事

業所内で発生したペットボトルキャップを回収し、NPO等の回収協力団体に送付しておられます。また、県内の小学校でも数校が取り組んでおられます。本市におきましても、西武芸小学校が現在取り組みに向けて準備をされていると聞いております。このエコキャップ運動につきましては、それぞれの事業所、団体が自主的に進めていくものと思いますが、取り組み方やPR等につきまして、今後検討してまいります。

3点目の、平成20年度までの山県市地球温暖化対策推進実行計画の実施状況についてですが、この実行計画は、地球温暖化防止対策に関する法律に基づき、地方公共団体が、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出量等の措置に関する計画を定め、年1回その実施状況を公表するものでございます。

本市においては、計画期間を平成16年度から平成20年度とし、二酸化炭素排出量を平成15年度比で平成20年度までに15%以上削減することを目標としております。これは、単純に1年で3%削減することを目標としております。平成15年度のCO₂排出量は4,777トン、平成16年度は4,856トン、1.7%の増、平成17年度は4,869トン、1.9%の増と増加傾向にありました。平成18年度は、4,560トン、4.5%の減少となりましたが、平成18年度の目標である9%には至っておりませんでした。平成19年度につきましては、現在、データの解析中でありますので、11月には実績がお示しできるものと考えております。なお、平成18年度の実績につきましては、現在、山県市のホームページ上で公開しております。

いずれにしましても、本市としましては、地球温暖化防止のために、クールビズを初めとして、できることから取り組んでまいります。

4点目の廃油利用の拡大についてであります。議員も御承知のように、平成14年に旧美山町におきまして、地球温暖化抑制事業の一環として、学校、保育園の給食や一般家庭等から排出される廃食油の軽油代替燃料化装置を購入し、平成15年度より本格的に稼働させ、マイクロバス等の燃料に使用しておりました。しかし、平成18年度から、燃料の流れが悪くなり、エンストを起こすなどのトラブルが多発し、マイクロバス等の運行に支障を来し、また、交通安全上からも好ましくないため、平成19年3月より廃食油の精製は中止しております。しかしながら、議員の御発言のように、環境問題は地球の未来にとって重要な課題と考えております。廃食油利用の拡大については、今後検討してまいります。

5点目のバイオマスの活用についてであります。バイオマスは地球に優しい新エネルギーの1つとして、CO₂の排出量を削減する取り組みであると承知しております。本市におきましては、現在、クリーンな森のエネルギーとして、木質ペレットを使用する

ペレットストーブを、グリーンプラザみやまコテージ村及び四国山香りの森公園ハーブレンドにて各1台を設置し、活用しております。

バイオマスは、家畜排せつ物、林地残材、食品廃棄物などの種類があります。その中で、家畜排せつ物利用については、産業振興課において、共同堆肥化施設の整備の一環として検討されましたが、用地等の課題も多く、また、他のものについても、施設等さまざまな課題があり、現時点では、バイオマス活用の取り組みは行っていません。

いずれにしましても、地球温暖化防止は一人一人の取り組みが重要でございます。環境月間や地球温暖化防止月間、あるいは本市のイベント等を通して、家庭でできる身近な地球温暖化防止を普及、啓発してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ただいま答弁ありがとうございました。

答弁いただきました中で、廃油利用の拡大については、今後十分に検討していくということでした。また、他市では継続して活用されているところもありますので、トラブルの改善に努められ、活用していただきたいと思います。

バイオマスの活用については、地球に優しい新エネルギーとして、他の市町ではバイオマスタウン構想を作成し、自治会、NPO法人、事業協同組合、民間事業者等が主体となって運営されているところもあります。山口市においては、現在は取り組みは行っていないとのことですが、市内には家畜排せつ物だけでなく、製材業から残材や間伐材、食品廃棄物等も多くあると思います。市として、地球に優しい新エネルギーの活用を将来的には考えていくべきではないかと思えます。

このような取り組みは、すべてを行政だけで行うのは難しいと思いますが、民間が行う場合に行政が後押しできるシステムを整えることは必要ではないでしょうか。国も自然エネルギーの推進の一端として、太陽光発電の支援を考えているようです。

そこで、新エネルギーの活用に対しての支援をすることについてのお考えを、産業経済部長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

平成14年2月に旧美山町で新エネルギービジョンを策定し、地球に優しい新エネルギーの活用検討を始めました。具体的には太陽光、風力などの自然エネルギーと森林資源を活用したクリーンなエネルギーの利用ということでございます。今後、市で新エネルギー

ギービジョンを策定するという予定は現在ございませんが、地球温暖化対策に有効でありますので、関係部局等と連携をとりながら、新エネルギーについて広く一般に啓発を努めるとともに、議員が言われます太陽光発電などの自然エネルギー推進のために、いろいろ、国のいろいろな情報を先取りしながら、また、県内の自治体の状況を見据えて検討を図っていくという考えでございます。議員おっしゃいますように、太陽光発電にしましては、全くCO₂を発生しないという、いわば新エネルギー推進の牽引の大きな役目というふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、新エネルギーの政策予定はないということですが、太陽光発電などの自然エネルギーの推進のための何らかの支援制度というのは検討していかれるほうがいいのではないかと期待をしたいと思います。

先ほどのライトダウンについては、CCYを通じて広報されるとのことでした。国では洞爺湖サミットの開幕にあわせて、7月7日をクールアース・デーとして一斉消灯など、国としての取り組みを毎年行う日として決定しております。山県市としても7月7日をクールアース・デーとして制定し、積極的に取り組んではいかがでしょうか。

次に、エコキャップ運動については、ごみの減少とともに人道支援ができる活動ですので、広くPRしていただきたいと思っております。

次に、地球温暖化対策推進実行計画の実施状況ですが、CO₂の排出量が平成16年度、17年度は増加をしています。18年度は目標に達していませんが、4.5%の減少となっています。11月には19年度の結果が示されるとのことですので、結果が示されてから詳細にお聞きしたいと思います。

最後に、レジ袋の有料化についてですが、レジ袋の削減は多くの自治体が行われています。県内では、大垣市、各務原市、輪之内町、北方町では既に開始、または開始時期が決定しています。レジ袋の有料化は焼却ごみの削減であり、CO₂の削減になり、一人一人のライフスタイルの見直しを促すものです。そんな中、山県市レジ袋削減対策協議会が設立され、今後レジ袋有料化に向けての協議を行っていくということですが、協議会のメンバー、また、具体的なスケジュールを市民環境部長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

議員発言のとおり、今回のライトダウンキャンペーンの文字放送につきましては、クールアース・デーの一環として取り組むことは表現しておりませんでした。今後におき

ましては、周知に十分な期間をとるとともに、クールアース・デーの制定を検討し、周知に努めてまいりたいと考えています。

次に、レジ袋の有料化についてであります。協議会のメンバーは山県市自治会連合会長、山県市食生活改善連絡協議会長、山県市廃棄物減量等推進委員会の5名、杉浦薬局株式会社、中部薬品株式会社、株式会社パロー、株式会社ファミリースーパーマルキ、株式会社平和堂東海、山県市商工会、それぞれの代表の方と岐阜振興局振興課長の、以上14名の皆様に構成されております。

次に、具体的なスケジュールでございますが、第2回目の協議会を7月8日に開催します。レジ袋有料化開始の時期の検討、有料化参加店舗の広報の検討、協議会原案の指示などを行う予定でございます。さらに、第3回を7月下旬に予定しております。それから、8月以降にレジ袋有料化に賛同される事業者様と協定を締結し、10月中旬以降の有料化の開始を目指してまいります。つきましては、議員におかれましても、こうした動きのあることを機会あるごとに皆様方にPRしていただき、また協力していただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） レジ袋の有料化の実施時期は10月中旬以降とのことでした。地球温暖化対策の一端として、一人一人がマイバッグを利用し、ごみの減少に努力していきたいと思っております。

次に、2点目の食育について質問いたします。近年、食と健康をめぐるさまざまな問題が指摘されています。例えば、子供を含めて肥満の増加が見られ、男性では30歳から60歳の3割が、女性では60歳以上の3割が肥満となっていると言われております。

2006年の厚生労働省の国民健康・栄養調査によりますと、いわゆるメタボリックシンドロームかその予備軍に該当する中高年、40歳から74歳は、1,940万人に上り、男性の2人に1人、女性の5人に1人が該当することがわかりました。生活習慣病にならないためには、子供のころから正しい食習慣をいかに身につけるかが重要とのことでした。

食生活健康ジャーナリストの砂田登志子さんは、幸福の「福」の字を右上から分解すると、「一」、「口」、「田」、「ネ」、「ひとくちだね」と読めます。江戸時代、寺子屋の先生はだれもが大好きな福の字をこうして教え、一口の幸せに感謝し、かみしめ、深く味わって食べるよう繰り返し説いたそうですと話されています。また、人によいと書いて「食」。人をよくするようはぐくむのが食育だとも話されています。偏食や時間の不規則さ、マナーの悪さ、朝食抜きの欠食、家族と一緒に食卓を囲まない個食や1人で食べる孤食が増加し、食生活の乱れがキレるということと関係していると指摘する専

門家も少なくないと言われています。

毎年6月は食育月間となっています。また、毎月19日は食育の日です。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、食べるものや食べることに關する知識を習得し、自らの食を自分で選択する判断力を身につけることが大切です。その取り組みが食育と言われます。

私ども公明党は、早寝早起き朝ごはん運動を推進し、2005年6月に成立した食育基本法に基づき、朝食をとらない小学生をゼロにすることや、生活習慣病の予防や学校給食での地産地消などの推進に取り組んでいます。そこで、本市の取り組みをお伺いいたします。

1点目に、食育の推進について。

2点目に、食生活改善推進委員の活動及び食育ボランティアの活動と今後のボランティア養成について。

3点目に、給食の地産地消について。

4点目に、原油高騰による給食費への影響について。

5点目に、食の安全について。

以上について、保健福祉部長と教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

平成17年6月に食育基本法が制定され、国民運動として食育の推進が進められており、毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日として普及啓発運動が全県的に行なわれています。

市におきましては、平成18年3月に「豊かな心と生きる力を持った山県市民づくり～乳幼児期から正しい食習慣、基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と生きる力を育てる～」を目標に、子供を中心とした食育推進プログラムを策定し、このプログラムに基づき、医療機関、農業団体、企業の代表者など、各種の機関と連携をとりながら事業を推進しているところでございます。

その結果、各機関の食育の取り組みや課題についての情報の共有化が図られ、それぞれの食育活動にも広がりが見えてきました。今後さらに、子供から青年期、成人期、高齢期に向けての食育の推進に努めてまいりたいと思います。

次に、食のボランティア団体として、食生活改善推進員と食育ボランティアがあります。食生活改善推進員は106名で、「私達の健康は、私達で」をスローガンに、バランスのとれた生活習慣の定着を目的に、自主的な活動と行政への支援活動を行っておられま

す。自主活動においては、郷土料理の発掘に尽力され、山県市ふるさと料理を作成し、次世代へ郷土食の伝承に努めておられます。また、行政への支援活動については、国からの委託事業や健康山県21の推進、食育の推進と普及啓発を行っておられます。

食育ボランティアは16名で活動を行っておられます。子供たちの食意識の向上を目標に、エプロンシアターや野菜との触れ合い、有線テレビとの協働による、子供料理番組「パクパククッキング」等の活動を行っており、今年度は朝食メニューをシリーズで放映しておられます。

ボランティア養成につきましては、食生活改善推進員は毎年開催されております食生活改善推進員教育事業の養成講座を受け、修了書を受けた方が加入できる要件となっております。食育ボランティアにつきましては、子供たちの食育に興味、関心のある人を随時募集して、加入後、ボランティア同士の交流の中で、学習や資質向上のための研修会を企画しております。

今後につきましては、どちらの団体も食に関する知識の普及啓発活動をしているボランティア団体という共通点はありますが、その成り立ち、活動形態は異なっており、現時点で1つの団体となることは難しい状況となっております。同じ食育推進活動を行うボランティアとして連携を深める中で、今後の活動のあり方等について検討してまいりたいと思います。

次に、給食の地産地消についてですが、保育園給食は、和食推進、地産地消を念頭に置き、献立作成をしております。しゅんの野菜や季節の特産物を献立に盛り込み、園児たちが食すことで、地域を知ってほしいという願いも含めております。また、地域の授産施設でつくられているパンを主食やおやつに利用したり、7月の給食には伊自良のトウモロコシやエダマメを取り入れさせていただきます。

次に、原油高騰による給食費への影響につきましては、給食材料の価格は上向き状況になっている現状ではありますが、しゅんの食材の利用や調理員、栄養士との給食部会等でアイデアを出しながら、質は落とさないよう、よりよい給食を目指して努力しております。

次に、食の安全につきましては、抵抗力の少ない幼児期のお子様をお預かりしております保育園では、食品の衛生管理には十分注意を払うよう、職員一同心がけております。大量調理施設衛生管理マニュアルをもとに、衛生管理の徹底に努めております。また、使用食材につきましても、食材納入簿に産地名、原産国を記入し、食材の産地の把握に努めております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 教育委員会関係の3、4、5の御質問にお答えをいたします。

3、学校給食の地産地消につきましては、毎月行っている食育の日を通して、桑の木豆、モチ米などのほか、野菜等地域食材の導入を行っております。今後とも、伊自良地域のてんこもりや美山地域のふれあいバザールなどにより連携を図り、地域食材の利用促進を一層図ってまいります。

次に、4、原油高騰による給食費への影響については、学校給食の食材費は、保育園と違って保護者負担となっており、児童・生徒数により、1人当たりの単価の違いや各納入業者の食材価格の違いによって、各学校によって異なっております。原油高騰による食材価格の値上がりの影響は、既に出てきております。今後それぞれの学校で給食の質の低下を招かないよう、給食費の値上げ等も視野に入れ、実情に合った対応ができるよう指導してまいります。

次に、5、食の安全については、学校給食は、献立検討委員会により全学校同一の献立を決定し、校長会、教頭会、保護者、給食主任、調理員の各代表で構成される物資選定委員会で食材等を決定するシステムで、栄養面等もさることながら、食の安全を第一に細心の注意を払っているところでございます。

給食食材につきましては、国内産を主流に考えておりますが、賄えないものについては国外産となります。国外産の使用に当たっては、原産国、加工経路、残留農薬等十分確認し、使用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございました。

ただいま答弁していただきました中に、食育推進プログラムを作成し、各種の機関と連携をとりながら事業を推進し、また、食育活動に広がりが見えてきているというお話でございました。また、食のボランティアの方々が幼児から高齢者までの食育を推進しておられるということでもありました。

毎月19日の食育の日には、地産地消の食材を使っておられるとのことでしたが、本市にはクリーン農業でつくられる野菜や特産品も多くあると思います。現在はどのくらいの割合で利用されているのでしょうか。また、今後どのくらい利用していかれるのでしょうか。

そして、給食費ですが、各学校によって異なっているとのことですが、今後の値上げ

についてはいつごろを想定されているのでしょうか。

最後に、岐阜県は全国でも早い時期の平成17年に岐阜県食育基本条例を設置し、18年4月より施行しています。岐阜県内の市町でも、今年度に食育推進計画を作成していく予定のところがあると聞いています。山県市においても、食育推進計画を作成し、市民の皆さんとともに健康で人によい食の推進を図っていくことが大切なことと思いますが、いかがでしょうか。

再々質問になりますので、教育委員会事務局長に答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 質問にお答えいたします。

地産地消の現状、目標については、現在毎月の食育の日及び季節ごとのしゅんの野菜を献立に盛り込み、実施をしております。

今後も野菜等の種類、量及び食材価格の関係もございますが、先ほどお答えしたように、新鮮な地域食材の利用促進を一層図ってまいります。

給食費については、今年度は昨年度と比較して食材価格の値上がり等により、全小学校で平均4円アップの1食217円、中学校では平均4円アップの1食243円となっております。給食費の基準単価、時期等については、各学校ごとに毎年2月に学校関係者により検討し、決定をいたします。

次に、食育推進計画の策定については、保健福祉部の所管ではございますが、教育委員会といたしましても各関係機関、団体とも連携を図り、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午後0時08分休憩

午後1時30分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続いて会議を再開します。

通告順位6番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 通告書に沿いまして質問をしてみたいです。よろしく願いいたします。

まず、最初に、山県市の人口政策につきまして、市長にお伺いをいたしたいと存じま

す。

山県市の5月広報によりますと、前月比でマイナス70、総人口が3万560人というふうに掲載をされておりました。このままでまいりますと、山県市も3万人を割ってくるのではないかなということに危惧するわけでございます。3万の大台を割るということは、山県市の持続と発展が脅かされているというふうにとらえて、大きな課題であるというふうに言って過言ではないというふうに思っております。

多くの考え方の中には、人口減少というのは自然の流れ、時代の流れ、通過点で、やむを得ないのではないかとこの考え方もございます。その一方で、この人口減少傾向というのは、積極的な施策によって解決可能なんだという考え方も強くございます。

これまでの国の施策を見ておきますと、後者の考え方に即して進んできていると思います。特に、1990年の出生率は、別には置換水準と言っておりますけれども、これが1.57。このショック以来、政府は積極的な施策を展開しているというふうに言われております。1992年には育児法の制定、1994年にはエンゼルプランが出ております。2000年には新エンゼルプラン、現在は2005年から2009年にかけて子ども・子育て応援プランが出て、それが推進中でございます。

こういった流れを見ますと、国はこの少子化問題に積極的な取り組みをしようという姿勢が見えるわけでございます。特に私が注目したいのは、1998年に当時の厚生省が出しました白書に少子化特集を行っております、この中で子供を産み、育てる社会の実現と、こういう表題で出しているわけでございますね。子供を産み、育てることに夢を持てる社会。同じ年に、国土庁が21世紀の国土のグランドデザインというのを打ち出しております、その中にも子育て支援というはきちんと書いてございます。地域において、安心して子供を産み、育て、そして子供が自ら健やかに成長できる子育て支援体制の整備というふうに打ち出しているわけでございます。

さらに、国土交通省に変わりました、2004年の白書においても第5章5節で子育て支援の生活環境の整備ということを出してきておりました、少子化に対して何とか国を挙げて取り組もうというものが読みとれるわけでございます。同じく2004年の、これは閣議によるところの施策であると思えますけど、少子化社会対策大綱というのが出ております。これの冒頭に何と書いてあるかといいますと、もう皆さん御案内かと思えますけれども、この少子化の急速な進行は社会や経済、地域の持続性を脅かしている。この流れを変えるために、この大綱を作成したということに明記されているわけでございますね。ここには、やはり人口減少というものに対する危機感の強さがあらわれているというふうには私は受けとめます。

国は、こうした施策を各自治体に示して、これまで来ているわけでございますけれども、その自治体間の格差というのは大変大きいというふうに指摘をされております。そこで、私はこの山県市の人口政策、もう少し突っ込んでいけば人口減少傾向の是正、さらには少子化対策というものについて、どういう政策理念でもって取り組まれてきたのか、また、これから取り組もうとされているのかを市長にお伺いをしたいと存じます。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

現在、我が国では人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、2005年には人口動態の統計をとり始めてから、初めて日本の総人口が減少に転じたところでございます。この傾向が続きますと、2050年ごろには1億人を下回り、2100年には現在の半分以下になると推計された統計もございます。人口減少とともに高齢化も進行し、やがて、3人に1人が65歳以上という極端な高齢化社会を迎えることとなります。これにより、経済産業を始め、年金、医療、福祉といった社会保障分野などが大きな影響を受けるなど、我が国にとって深刻な問題であると同時に、本市、山県市にとっても重要な問題であると受けとめておるところでございます。

本市の平成19年の人口動態状況を見ますと、先ほどお話もあったように、住宅事情を理由とした移動では、市外からの転入者が転出者より多いものの、職業上あるいは結婚等を理由とした移動では転出者の方が多く、全体では転入者よりも転出者が多くなっております。

そこで、人口流出に歯どめをかける対策が必要でございますが、そのための施策の一つ目といたしましては、企業誘致対策を積極的に進めてまいりたいと考えております。本年3月には企業立地を促進するための助成措置を盛り込んだ企業立地促進条例を制定し、4月には副市長を本部長とし、関係部課で構成する山県市企業等誘致推進本部を設置して、全庁体制で企業誘致に取り組んでいるところでございます。若者にとって魅力ある企業を誘致し、就業の場を確保することにより、若者層の居住化を図りたいと考えておるところでございます。

2つ目は、人の交流であります。豊かな自然環境を生かした観光交流の充実を図り、古城山や伊自良湖、コテージ村などの地域資源を活用して交流人口の増加を図ることが、地域の活力につながるものと考えております。こうした取り組みが市外から本市へ移り住むきっかけになればということ进行しているところでございます。

いずれにしましても、恵まれた自然環境や都市近郊の優位な立地環境など、地域の特性を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市民の皆様と一緒に取り組んで

まいりたいと考えているところでございます。

次に、これまで少子化対策は1992年に育児休業法の施行、94年のエンゼルプラン、99年の新エンゼルプランの制定など、90年代を通じて進められたところでございます。しかし、出生率の低下がとまらない状況を踏まえて、国、地方公共団体、企業等が一体となって総合対策を進める基盤として、2003年に次世代育成支援対策推進法が制定をされまして、本市でも、山県市次世代育成支援行動計画、いわゆるやまがたっ子すくすくプランを策定し、この計画に基づいて各種事業を積極的に推進しておるところでございます。

出生率低下の原因としましては、未婚化や晩婚化に加え、出産及び子育てに係る経済的な負担、また社会や子育てに関する精神的な負担等が挙げられます。こうした問題を軽減するためには、各種の施策を組み合わせ、総合的に取り組むことが大切であると考えております。また、単に親の負担を軽減するだけでなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能やきずなの強化形成を重点に置き、地域全体として支援する体制づくりが重要かと考えております。

今後、子供を安心して産み育てる環境整備のほか、子供や家庭が地域に見守られ、ともに支え合いながら健やかに暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今、御答弁を聞きまして、大変危機意識を持って、しかも総合的な施策をもって取り組んでいくということでございますので、それに対して大いに私たちも応援をして、ぜひ産み育てやすい環境づくりというのを進めていっていただきたいというふうに思っております。

私が、6月初めでしたけど、日経新聞を読んでおりましたら、5月に若い母親を対象にした調査の結果が発表されておりました。何人ぐらいの子供が理想ですかという問いに対して、答えた人数がどれくらいだと思われませんか。私もちょっと驚きましたけど、2.38人なんですね。2人を上回っております。ところが、現実にはどうですかという数字になってまいりますと、1.62人になっておまして、現実には子供が欲しいわと思っっている数と実際の今の数とでは隔たりがあるということがわかりました。

私も1、2月に自分の地区の若いお母さん方に伺いますと、3人は欲しいわという方が結構いらっしゃるんですね。これはちょっと感覚的にびっくりいたしましたけれども、だけでもやっぱり先のことを考えると、家計のことを考えると、あるいは子供を預けて

勤めに出るということを考えると、1人になったり2人になるわという方が結構いらっ
しゃいます。したがって、私は若い母親のニーズというのは高いものがあると。そこを
やっぱりこたえていく施策というのは必要ではないかということをもまず思います。

それから、もう一点は、中央大学の経済学者に大淵 寛という方がいらっしゃいます
けども、その人が書いていらっしゃいますけれども、財政はやっぱりこの少子化対策に
は大いに投入すべきだと。いずれ、やがて市町村にプラスになって返ってくる。そこを
きちんとやっぱりきちんと認識して、財政を渋ってはいかんと。それから、切り張りのな
対応ではだめだということを書いていらっしゃいますし、あわせてこの少子化減少傾向
というのは惰性が働いて、一たんその流れになると減少が続くという特性があるという
ふうにおっしゃっています。したがって、これを打ち破るには政策的な対応がぜひ必要
だというふうに述べていらっしゃいますので、私もそれは一理ある考え方ではないかと
いうふうに思いますので、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。

次に、同じ少子化対策にかかわって、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

2002年9月に少子化対策プラスワンというのがあります。その内容は、保育サー
ビスの充実というところにあるかと思いますが、新エンゼルプランの内容にもこの保育
サービスの充実ということが具体的に挙げられております。延長保育とか1日保育とか
夜間保育とか乳児保育とか、あるいは生涯児保育とかというようなことで、こういったも
のを具体的に挙げて推進を図るようということになっておりますが、山県市の保育サ
ービスの充実、拡大という視点からいうと、こういったものが具体化されてきているの
かということについて、お伺いをしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

少子化対策につきましては、平成18年、国の少子化社会対策会議において、新しい少
子化対策についてが決定され、少子化対策の抜本的な見直し、強化を図るために、新た
な視点が提示されるとともに、40項目の施策が示されました。この中の保育に関係する
ところでは、全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充、待機児童ゼロ作
戦のさらなる推進、病児・病後時保育、障害児保育等の拡充など、具体的に示されてい
ます。

これらを踏まえて、山県市では平成18年度から全保育士が子供たちの送迎時間を利用
して、保護者に積極的な声かけを行い、保護者の相談に乗ったり、子供の成長を伝え、
その感動を共感できるよう保護者への支援を実施しています。また、同年11月から各保
育国において、園庭開放を開始し、保護者の皆様の出会い、交流の場として御利用いた

だいております。また、平成19年4月から、全園で一時保育も実施してまいりました。こうした機会に、保育園を子育て拠点施設として身近に感じてもらい、子育ての不安を取り除いていただきたいと考えております。

また、このほか、平成19年10月から、特に乳幼児を持つ親子の交流促進と子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを促進するため、気軽に立ち寄れる場としておやこＹＹひろばも設置し、好評をいただいております。

今後、ますます多様化するニーズに対応していくため、これまで以上に保育士等の職員の資質向上に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今のお答えで、ニーズに対応していくということで、拡大していくということでございますので、それに期待をかけて見守っていきたいと思いますけれども、やはりまだ内容的に拡大しなければならない内容があるように思いますので、それを順次拡充していただきますようお願いをしていきたいと思います。

次に、今のお話にも少しありましたけれども、放課後児童クラブについて少しお尋ねをさせていただきます。これは、待機児童ゼロ作戦、2001年に出ておりますが、これにも即しているわけでございますけれども、私は伊自良南小校区の放課後児童クラブを先般ちょっと見せていただきました。昨年度は5名の入所者、今年度は10名の入所者ということでございまして、まず、第一に感じたのは、10名の子供たちが生活をしていく空間ではないと思いました。非常に狭い、なおかつ遊び場所、それからグラウンドもない状態の中で生活するということは、活動的な子供たちにとっては決してよい場所ではないし、親にとっては安心して預けられる場所ではないというふうに思いました。特に、対象が1年生から3年生という発達段階、特性から見て、一番活動的な時期の子供を預かっていくわけでございますので、その辺をやっぱり拡充してもらいたいというふうに思います。伊自良支所も、耐震の問題でどうかと思いますけど、空き部屋もあるわけでございますので、英知を絞って、ぜひそういったものも利用するというような道も私はあるのではないかと思います。

また、予算面を見ましたら、たしか本年度の予算では、放課後児童クラブ関係は1,534万7,000円が上げられていたと思います。そのうちの、1,534万7,000円の中の、何と1,380万8,000円が賃金に当たっているわけですね。これは数字的に言いますと、89%に当たるわけでございます。これではやっぱりいろんな拡充、施設の問題を直していこうと思っ

てもなかなかできないのではないかなと私は思います。

したがいまして、冒頭に市長にお尋ねしましたように、やっぱり総合的な施策の中で、切り張りのじゃなくて、こういうものを拡充していく方向性が大事ではないかと。親御さん方に聞きましても、やっぱり小学校へ上がるとほっとしてしまうけれども、実際には本当に心配なことが多いんだと。そういう安心して預けられる施設というものをぜひお願いしたいという声も強いわけでございますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。これは一課だけの問題ではないと思いますけれども、この辺について伺いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 議員の再質問にお答えします。

先ほどお話があったかと思えますけれど、伊自良南部の利用に関しましても、放課後児童クラブの利用に関しましても、非常に増加傾向を示しております。施設的に手狭なようですが、県の基準を確保しながら安全第一に努め、運営してまいりたいと思っております。

現在のところでは、外での遊びということがなかなか場所的にはございませんが、伊自良の保育園の園庭を利用しながら、夏休み等を過ごさせていただいております。財政状況の厳しい中ではございますが、施設の充実に努めていきたいということは思っております。

今後は一層、教育委員会との連携の中で、より安全で環境のよい運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 医学的に著書など読みますと、子供を産み育てる時期としては20代が一番いいんだと。しかし、晩婚化の影響などで30代に入ってきておるといようなことも言われております。今の問題は待ったなしだと私は思っております、喫緊の課題ではないかなと。こういうものを、今おっしゃっていただきましたように、ぜひ、少しずつでもよろしいので、拡充の方向で予算化していただいて、推進していただければ、地域の若い母親もプラスアルファの思考を持っているわけでございますので、それにこたえられていく市政になるのではないかというふうに思います。

大変真摯にお答えいただきましたことを感謝して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問は終わります。

通告順位7番 寺町知正君。

なお、市長のボーナス加算は廃止すべきについての答弁者は、市長から総務部長に変更し、この質問を許可します。

12番（寺町知正君） それでは、市長のボーナスの加算は廃止すべきということで、まず質問いたします。

山県市議会は、ことしの3月、議員の提案で、いわゆるボーナスの上乗せ加算を廃止しました。もちろん県内初で、全国的にも珍しいと報道され、高く評価されています。常勤の市長らの期末手当も、議員同様に月額20%を増額している。これを基準額として支給しています。この役職加算は、1990年、いわゆる平成2年度の人事院勧告に準じる措置であるとされています。その勧告は職務段階等を基本とした加算措置としてなされたものであります。つまり、市長らの加算は、地方自治法第204条第2項が定める諸手当のうちの管理職手当に該当します。

ところで、次の判決があります。住民訴訟における、長に対する管理職手当の支給は法律上の根拠を欠くとして不当利得返還を命じた判決における、要は負けた自治体の長の控訴、これを退けた東京高裁の判決は、長は、行政上、最高の指揮監督者としての職責を有し、任命権者も指揮監督者もないから、このような職責にある長に対して管理職手当を支給することは適切ではないとし、さらに同事件の上告を退けた最高裁判決は、長は、その管理または監督の職にふさわしい一切の給料を含めた額を給料として個別的に条例で決定するのが本則であり、給料のほかにさらに管理職手当を支給することは、給与体系上、異例であるとしています。

市長は、平成20年度予算編成方針でも中期財政計画に基づき、徹底した経費の削減に努める、職員一人一人がコスト意識を持ちとしています。そこで、法に根拠のないこの加算制度について、財政の厳しい山県市として、しかも、選挙ポスター公営水増し問題等で全国に汚名を広めた自治体として、ここは挽回する意味でも、市長の決断に期待し、質問するものであります。

なお、私は、6月10日開会、11日一般質問通告期限のこの質問で、先ほど議長も言われましたが、市長を指名しましたけれども、市長から部長に答えさせるということがあり、先ほどの議長の話になったということを理解しています。さらに、19日になって、市長が自分の任期中だけは廃止するという条例を議会に今提案してきています。そういった状況の中で、例えば、私は3つの問いかけを質問していますが、その1番目の1年間の支給額は幾らかということについては、既にもう市が新聞に答えて書かれています。ですから、もう1番目は質問の意味がない。ということで、省かざるを得ない。

通告の2番目ですが、この加算としての支出を規定した市の条例、これは地方自治法

第204条、それから第204条の2に反した違法な条例ではないでしょうか。

次に、市長のボーナスの加算制度。これは直ちに廃止するべきではないでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の、市長のボーナス、いわゆる6月と12月に支給されている期末手当に対する20%加算の1年間の支給額については、73万4,250円でございます。

次に、2点目の地方自治法に反した違法な条例ではないかにつきましては、同法におきましては条例で期末手当を支給することができるかと規定されており、本市においても給与条例において期末手当の額を定め、支給をしております。

管理職手当及び期末手当の役職加算の考え方につきましては、管理職手当は、管理または監督の地位にある職員の職責のうち、その職務の特殊性に基づき、市長が定める基準により支給すると条例で規定をされており、一般職の職員に対して毎月支給される給料の一部と考えられ、特別職の職員に支給することはできないとされており。また、課長補佐以下の一般職の職員に時間外勤務手当が支給されるのに対して、主幹以上の役職は時間外手当が支給されておらず、山県市職員の給与に関する条例第13条の2において、主幹以上の役職に時間外手当にかわるものとして管理職手当が支給されていることから、給料の一部だと考えております。これに対してまして、期末手当は年2回支給される特別なものと考えられます。この期末手当の支給割合は、全職員一律で決められており、一般職員も、課長、あるいは部長も、その職責に関係なく一律であります。

こうしたことから、平成2年度の人事院勧告において、民間の特別給は上位の役職段階になるほど支給月数が大きくなっているという実態に対して、公務員においては、役職段階を問わず一律に決められていることについて、役職段階別加算措置制度が導入されており、特別職の職員においては、一般職の職員の上限の役職加算率を採用しております。

また、この2つの手当はそれぞれ別の条文に規定されていること及び支給対象者にも違いがあることなど、同一の趣旨として規定されている手当と考えることができないことから、議員の言われる期末手当の役職加算は管理職手当に該当するものではなく、違法とは考えておりません。

また、議員の言われる昭和49年の高裁判決は、自治省が昭和43年10月17日に行政局長名で都道府県知事に対し、区長等に管理職手当を支給している地方公共団体にあつては可及的速やかに同手当の支給を廃止するための所要の改善措置を講ずるよう通知されて

いたことから考えますと、この判決でいう管理職手当は条例第13条の2において規定する管理職手当と同様のものを昭和39年から昭和43年まで長に支給していたことが法律上の根拠を欠くとされたものであり、平成2年度の人事院勧告に準ずる措置で規定された期末手当の役職加算とは異なるものでございます。

なお、本市においては、市長に対して管理職手当を支給する規定はありませんし、支払われておりません。

次に、3点目についてでございますが、期末手当の役職加算制度の廃止についての考え方を、条例を管理する担当部長としてお答えさせていただきますと、先ほど御説明を申し上げましたことや、昭和50年の最高裁判決の時点では、平成2年度の人事院勧告により制度化された期末手当の役職加算制度は存在していないことから、役職加算が違法であると判断されたわけではなく、岐阜県や県内のすべての市におきましても、一般職職員の上限の役職加算率が特別職職員の期末手当に採用されているところでございます。

しかし、人件費を含む経常経費の節減や各種団体への補助金の見直しなど、市民の皆様にご理解と御協力をいただいていることをかんがみ、市長の判断によりまして、平成23年4月まで期末手当の加算分を支給しないことについて、特例条例を追加で上程させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは通告のとおり市長に質問しますけれども、1つは、市長が山県の市長になって5年ちょっとですけれども、山県市長になってから、いわゆるこのボーナスの20%加算として受け取られた金額の総合計は幾らでしょうか。

それから、もう一点ですけれども、先ほど部長が、市長もこの議場で提案されたんですけれども、現在の市長の任期の23年4月までという条例を提案された。なぜ条例そのもの全体を変えるのではなくて、特例として自分の任期だけなしにするというふうにしたのか。将来もなくすべきではないでしょうか。いかがですか。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 答弁いたします。

まず、1点目の私が就任してからこれまでに受領したといえますか、加算に係る金額は337万4,183円でございます。

次に、2点目の特例条例として提案しましたことにつきまして御説明を申し上げます。これは、提案説明でもるる御説明申し上げましたとおり、私はこれまでに山県市の健全

財政を維持するために、第2次山県市行政改革大綱あるいは山県市の定員適正化計画等を作成し、費用対効果などを考えながら、効率的な行政を目指して、各種事業を適正に推進してまいったところでございます。特に、平成19年度には市の事務事業の総点検を実施し、人件費や各種委託料の見直しを初め、経常経費の節減を行いまして、市民の皆様様の御理解、御協力をいただいて、今年度の各種事業を進めているところでございます。中には、各種補助金等についても、大変、受けられる側からいえば、厳しい面もありましたが、市の事情を御説明し、そういった対応をとってきたところでございます。

こうした背景の中で、市の財政状況を考慮して、市長及び副市長の期末手当につきましては、この6月から私の任期の間は20%加算分を支給しないこととして条例を提案させていただいたところでございます。この加算措置制度は、制度そのものは法に違反したものではありません。このことは私の決断によって決定したものでありまして、次期市長にまで影響を及ぼすことは適当ではないと考えまして、期間を私の任期中に限ることといたしました。私の任期後のこの制度につきましては、その時点でまた御判断されるものと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、市長に再度お尋ねしますが、山県市の財政は大変厳しいという共通認識はあります。市長が今回23年4月ということでしたけど、その時点で山県市の財政状況は改善しているとお考えでしょうか。

それから、先ほど市長になってから合計で加算額は337万4,138円ということでした。市民の人から、うちの夫はボーナスももらっていないのにとかという声も届いていますけれども、市長は既に市長になってから20%ではない、本来のボーナスだけで1,000万円はもらっているんですよ。そこに上乘せが今の300だと思っんですね。私は、もうこの過去に20%としてもらった分についても返還すべきではないかと思うんですが、その点について市長はいかがでしょう。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

この1点目の質問でございますけども、今後そういったふうで改善されるものかという御質問だと思いますが、これはこれからで、市長以下全職員が一丸となってそういうことに努めて、少しでもというか、その目的に沿うように努力していくということでございます。

それから、2番目の御質問でございますが、現在この条例につきましては、県もそう

ですし、他の各市も同じようにこの条例を制定し、支給されております。たまたま私は山根市の財政状況等から判断して、こういうことに踏み切ったという私の決断でございますので、その辺は御了解願いたいと思いますし、今まで受けた金額については、私はそれなりにしっかりと運営をしていたと、山根市を預かって推進してきたということでございますので、そういった考えは持っておりません。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市長、市の中期財政予測でも23年はまださらに悪くなると出ているわけですから、そこはさらに決断されるべきだと思います。

一応、議会のルールで次の質問に移りますけれども、次は教育長にお聞きしますが、広い意味での特別支援教育、この拡充が必要であるということでお尋ねします。

個性や多様性を大事にするという考え方の定着、それから少子化の歴然とした事実、こういった状況などを背景に、教育現場でも各種の対応が前向きに進められています。多様な状況に対して、広い意味で特別に支援する教育の拡充が必要です。

障害のある子供たちの教育が、従来の特殊教育から特別支援教育という形に大きく転換しました。特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、軽度発達障害児、いわゆるLDやADHDや高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うとされています。

昨年4月1日、特別支援教育を法的に位置づけた改正学校教育法が施行され、関係機関や関係者の責務が明確になりました。文部科学省の同日の通知に即して、市の教育委員会の認識や対応、教育現場の現状、そして今後について質問します。

まず1番ですけれども、その通知の3番で体制の整備及び必要な取り組みとされ、1番では校内委員会の設置、3番では特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置づけるとされています。市における校内委員会の設置についての認識、現状、方向性はどのようでしょうか。同じく、特別支援教育コーディネーターについてはどうでしょうか。

2つ目ですが、この通知の5番で教育委員会等における支援として、教育委員会は実態等を踏まえ、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めとし、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるように努めるとしています。市の現状と今後はどのようでしょうか。

3つ目ですが、同通知の6番で、相談への対応や早期からの連携というところで、各学校及びすべての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聞いた上で、当該幼児・児童・生徒への対応を行う。当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応するとしています。市の現状と今後はどのようなようか。

4つ目ですが、通知の7番で留意事項として、6番、支援員などの活用では、支援員等の活用が広がっている。支援員等が必要な知識なしに幼児・児童・生徒の支援に当たるといふことのないよう、事前の研修等に配慮としています。国は2007年250億円、2008年360億円を措置しています。市における学習支援員の現状はどのようなようか。さらに、市の姿勢のわかりやすい評価基準として、そこに占める市の単費を見きわめるために質問しますが、学習支援員関係の財源状況はどのようなようか。

5つ目ですけれども、同省は、通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒が約6%の割合で在籍している可能性としています。6%という数字を前にして、市の教育委員会は市内の通常の学級の状況をどのように受けとめているのでしょうか。

6つ目、各学校ですっかり対応するということが基本であるのは当然です。全国を見ると、同時に拠点校を充実させて対応レベルを上げる努力をしているところもあります。その点について、教育長の見解及び市の現状と今後はどのようなようか。

7つ目ですが、多様な事情への対応という観点で、学校のアレルギーや給食についてお尋ねします。近年、アレルギーが増えています。中学生になってから発症するなどの例も増え、成人になって発症する人が増加した、いわゆる花粉症などはその典型です。アレルギーによる学校給食後の死亡例も報告されています。2002年4月より食品衛生法によって食品アレルギーの表示が義務化され、これは卵、牛乳、小麦、そば、落花生の5品目とされています。この5品目の使用の有無を給食の献立表に記載するという動きもあります。

アレルギー表示義務化による最も大きな変化は、食物アレルギーが疾患として社会的に認められたことです。これまで、食べ物の好き嫌いの問題とされていましたが、認識が変わってきたわけです。文部科学省は、小中高校生の9%にアレルギー性鼻炎があり、6%にぜんそくがあること、調査をしてそのように受けとめて、ことしの4月25日にアレルギー疾患に関する学校向けガイドラインというのを発表しました。そこでは、学校生活管理指導表を学校が保護者に配付し、アレルギー疾患のある子供の保護者から病型や留意点などを主治医などに記入してもらって学校に提出、教職員で情報を共有化することなどを盛り込んでいます。どの教職員も閲覧できるように管理して情報を共有化し、

給食への対応など、学校の取り組みに生かすとされています。

ところで、国の食育基本法と通じる岐阜県食育基本条例は、一昨年の4月1日に施行されました。それに基づく県の食育推進基本計画の第4章の2では、学校、保育所、医療機関等における食育の推進という項で、取り組み方針、学校給食における食育の充実として、集団給食の場における食物アレルギー等への対応も挙げ、市町村の取り組みについて、小中学校や地域の特色を生かした食育の推進ともされています。

ところで、名古屋市の公立小学校261校全校では、2007年から全校で、牛乳などの乳製品、卵、マヨネーズ、ゴマとピーナツの種子類4品目について、食物アレルギーの除去食というのを実施しています。他方で、いまだに保護者側にも社会全体にもアレルギーの認識が薄いという現実も続いています。知らないままに被害を深くする子供たちが少なくないと私は心配しています。ことし4月の学校向けガイドラインについて、その配布状況や現場の対応、そして教育長の感想は簡潔にどのようなのでしょうか。

8つ目ですが、先ほど述べた、学校生活管理指導表に関して、市内での配布状況、現場の対応、そして教育長の感想は簡潔にどのようなのでしょうか。

最後に、9つ目ですが、当然、学校給食における具体的なアレルギー対応も求められるべきです。学校給食を行政サービスの問題としてとらえると、望ましい給食については、最終的にはうちの教育委員会の政策判断だという意見もあり得ます。しかし、その視点は間違っています。なぜなら、学校給食法及び同施行令は、学校給食に従事する職員の給与や人件費を原則として学校設置者の負担とし、食材費等を保護者の負担としています。この学校給食の趣旨、目的、法令の規定からすれば、子供たちが食べて支障のない給食を提供することは、保護者側ではなくて行政側の責務であることが明らかです。しかし、最近、山県市は、国や県と方向を逆にし、職員のマイナス等の理由からか、給食における対応を後退させたと受けとめます。今後、日本人にとってアレルギーは増えることはあっても減ることはなく、現在の行政や社会の認識の深まりなどの状況を考えると、将来の子供たちを育てる教育委員会においては、学校給食のアレルギー対応について、保護者への周知を図るとともに、できる限り個別対応にも配慮すべきです。現状の対応はどのようなのでしょうか。今後の方針、方向性はどのようなのでしょうか。

以上、教育長にお尋ねします。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問に順次答えさせていただきます。

1点目につきまして、各学校の特別支援教育推進体制の確立に当たりまして、全教職員が協力し、学校全体で支援できる体制を整備するために、平成17年度よりすべての小

中学校に校内委員会を設置しております。また、その運営の中核となる者として、特別支援教育コーディネーターを各学校教職員の中より任命し、校務分掌に位置づけております。

さらに、県教育委員会主催の特別支援教育コーディネーター養成研修事業への参加、山県市教育センター主催の特別支援教育コーディネーター研修会への参加を義務づけ、特別支援教育コーディネーターの育成及び資質の向上を図っているところでございます。

2点目につきまして、教育委員会の各学校への支援体制についてでございますが、年度当初に各学校より特別な教育的ニーズのある児童・生徒について報告を受け、年間4回の山県市就学指導委員会の中で、該当児童・生徒への指導の内容や方法について指導、助言をしております。

また、就学前の幼児を持つ保護者への支援といたしまして、本年度より山県市就学相談会を年間2回開催し、発達に対する相談に応じてまいります。これと並行いたしまして、乳幼児期から就労期までの幅広い支援体制整備といたしまして、昨年でございますが、平成19年度より山県市特別支援教育連携協議会を設置し、教育、医療、保健、福祉、労働等の各関係者が連携して、地域が協力して推進する体制を整備しているところでございます。

3点目につきましては、各学校では保護者からの相談に随時応じ、担任や特別支援教育コーディネーターが保護者の思いを受けとめながら真摯に対応していると思っております。担任や特別支援教育コーディネーターだけで対応ができない相談につきましては、保護者を含めた校内ケース会を開催しまして、児童・生徒の現状と課題を明らかにし、具体的な指導の方針等、取り組みを検討し、対応しております。

早期からの就学相談につきましては、先ほど2点目でお答えをいたしましたように、山県市就学相談会及び山県市特別支援教育連携協議会等から各種の情報を得、また実態を把握し、相談に応じるようにしております。

4点目につきましては、障害のある児童・生徒の生活上、学習上の支援を行うために、平成20年度はすべての小中学校に特別支援教育にかかわる支援員を配置しております。具体的には、11名の学習支援員と3名の教育サポーターを、市費2,934万4,000円をかけ、全14校に配置し、多様な教育的ニーズにこたえることとしております。国の特別支援教育支援員の配置に必要とする地方財政措置の単位費用算定基準は、1校当たり120万円でございますが、本市の場合はこの額を上回った額となっております。

5点目の通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒の状況につきましては、広範性発達障害、アスペルガー症候群、ADHDの診断結果を受

けた児童・生徒は小学校に4名在籍しております。また、その疑いのある児童・生徒、多動傾向など集団になじみにくい児童・生徒及び知的のおくれの疑いのある児童・生徒は、小学校に22名、中学校に6名在籍しているととらえております。この数につきましては年度により変動が見られます。また、特別支援学級数及び児童・生徒数は、小学校で5学級15名、中学校で3学級8名であり、岐阜県教育委員会及び文部科学省の認可を得て設置しています。特別支援教育にかかわる県費負担教職員は8名配置させていただいております。

6点目につきましては、教育的ニーズのある児童・生徒への指導、援助は、一人一人の教職員の情熱を持った努力に負うところが大きいと考えております。特別支援教育拠点の設置等、適切な体制の充実については、その必要性を私も認識しております。したがって、現在市内7校に特別支援学級の設置校を設けておりますので、高富地区、伊自良地区、美山地区の中心となる学校としてそれをとらえ、各地区の特別支援教育の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

7点目、8点目につきましては、質問が関連しますので同時に答えさせていただきます。この2点につきましては、アレルギーはもとより、児童・生徒の健康にかかわる情報については、細心の注意を払うよう各学校に指導をしているところでございます。現在は各学校で、保護者に提出していただく健康診断事前調査書に基づき、学校医の指導、助言を受け、個々の児童・生徒への配慮、対応を明確にしております。

御質問の、財団法人日本学校保健会発行の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにつきましては、5月上旬に岐阜県教育委員会を通じまして送付されてまいりました。本市におきましては、各学校に2部ずつ配付をし、活用するよう指導しております。ガイドラインの内容につきましては、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)というものの内容でございますが、5つのアレルギー疾患について具体的に記載され、学校における指導、対応に役立つものととらえております。特に、食物アレルギー、アナフィラキシーについては具体的な指導があり、大いに参考にしたいなと私は考えておるところでございます。

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)につきましては、各学校へは現在配付されておられません。岐阜県におきましては、学校生活管理指導表の内容につきましては、岐阜県医師会と協議をし、平成21年度より活用する方向で現在検討されていると聞いております。本市では現在使用しております健康診断事前調査書とあわせて、県教育委員会及び医師会と連携をして活用していきたいと考えております。

9点目につきましては、食物にかかわるアレルギーは、各学校で配慮、対応をしてお

りましたが、平成17年度より山形市小中学校における食物アレルギーのある児童・生徒への給食対応指針を示し、除去食を基本として対応を進めるよう指導しております。食物アレルギーで配慮、対応の必要な児童・生徒は、栄養士または調理員が調理の前に除去する方法、児童・生徒の判断で食前に除去する方法、担任と児童で適量を測定する方法、家庭から持ち込み温めて食べる方法等々、個々に応じた配慮、対応を進めております。なお、食物アレルギーで配慮、対応の必要な児童・生徒は、本年度当初18名で、現在18通りの配慮、対応をしているところでございます。

いずれにいたしましても、心身に障害のある児童・生徒や食物アレルギー等の疾患のある児童・生徒への細やかな配慮、対応は、学校が目指しております特色ある教育活動を推進する上で、必要不可欠であるというふうにとらえております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、教育長に再度お尋ねしますが、今順番にお聞きしたので、その中から時間の関係もあって絞り込みますけれども、まず、質問の4番目ですけれども、市費がどの程度使われているかということの確認ですけれども、約3,000万円ということが支援員などの費用ということで、このうち国のお金はどれだけ、県はどれだけ、市の純粋な分はどれだけという内訳を示していただきたい。

それから、6番目の関係ですけれども、拠点ということの認識はありつつ、その7校を中心となる学校というような表現もあったと思うんですが、これについては、具体的にどのようなことを意味しているのかということですね。

それと、3つ目として、先ほど9番目に聞いた給食の関係ですけれども、アレルギーなどの関係で除去食は18名ということでしたが、私の現状の子供たちや社会に対する認識からいうと、非常に少ない。いわば2,600人の小中学生で0.7%。そんなことはないはずなんですよ。ということは、親や当事者からの申告がないからなのか、学校がそこを拾おうとしていないのかという問題があるということで、まず教育委員会が保護者、子供もそうですけれども、アレルギーや給食のことについてもっと周知する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

さらに、もう一つですが、通告で、私は市が後退したと受けとめているということを示し上げましたけど、それに対する明確な答弁はないわけですけれども、実際に例えば給食で先ほど4つの、最初から除去する、子供たちが抜くということもありましたし、それから、持ち込んで温めるということも示されましたけど、昨年まで学校サイドで行っていたのに、ことしからいろんな人の手間などもあって保護者サイドが持ち込ん

で温めてくださいというふうに変わったと。まさにそこは後退ではないかということをお尋ねしたんですが、この点について教育長の見解はいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） それでは、1点目でございますが、質問でいいますと4点目になるかというふうに思っておりますけれども、今年度のいわゆる学習支援員等に使用した予算に関しての問題でございますけれども、今年度、市費で約3,000万円というふうに計上しておるわけですが、国はことし全国1学校当たり120万円という形で配付しているというふうに聞いておるわけですが、その中で3,000万円の内訳をとということでございますので、それについてお答えをいたします。

総額としまして、120万の14名ですので1,680万となりますが、という計算に成り立ちまして、その1,680万円が交付税の中に入っているということでございますが、国、県からの補助はないということです。補助はない。交付税でございますので、1,600万が補助されているというもので加味をして、私どもはその上に、計算していただくとわかつておりますが、約3,000万円という数字にして14名を配置させていただいているということでございます。

2つ目が、また6点目となりますので、ちょっと紛らわしいかもしれませんが、私のほうとしては6点目ということでお答えさせていただきます。特別支援学級設置校は他の学校より教材、教具というものが充実しておりますし、障害のある子供への指導のノウハウを持った、また蓄積した専門性を持った教職員を現在配置しておりますので、その中での個々の指導、特別支援教育計画づくりと。個々に合った特別支援教育計画づくりということに本年度から力を入れてまいりたいと、こんなふうに今思っております。

9点目の保護者への周知でございますけれども、現在は就学児健康診断、また、入学時に保護者を入学する児童・生徒の保護者に対してそういった学校説明をするわけでございますが、その中で健康診断事前調査書等を使って、現在もアレルギー等についても説明をしておるところでございます。さらに、入学以後、各種の通信を通じまして、特に養護教諭、または栄養職員が出します通信を使いまして今までもお知らせをしておったわけでございますが、今後はさらに学校だよりというものも使いながら周知をしてみたいと、こんなふうに思っております。

最後に、後退をしたのではないかという御質問が1点あったかと思っておりますけれども、私どもの考えは児童・生徒の発達に応じて、このアレルギーというものをとらえてまいりたいと。したがって、自分で食べてはいけない食物を自分で選択する、選択できるという力も同時に付けたいということをお考えまして、発達に応じた形で進める。そうしま

すと、本年度の場合、中学年になってまいりましたので、そうした親さんとの相談の上で、子どもは食べられない食事を自分で選択する、その1つの方法として、持ってきて温めるという方法をとっていただいたというふうに私は指導したつもりでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 教育長に再々度お聞きしますけども、総論的にはですが、最初の答弁は非常によくできている、いわば優等生的な答弁だったと思うんですよ。ところが、そういう答弁ほど現実にはずれがあることが多いんですよ、経験的に。

そこで、少なくとも私に何人かが相談が来ているわけですからね。ということは、やっぱり漏れがあるということで、私は十分な対応ができていないのではないかと、その点について簡潔に答弁をお願いしたい。

それから、予算的にも市が頑張っていることは私も思っていますが、そういった制度の中で、例えば給食についてもアレルギーについても積極的に対応していくのが市に求められているのではないかと、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 質問の論旨を十分とらえていないかもしれませんが、漏れがあるのではないかと、御質問だったかと思うわけですが、子ども、食物アレルギーの児童・生徒への対応をしていくという場合にも、食物アレルギーについて言うならば、給食の指針というものを17年度に持たせていただきました。それに従いまして、除去食を基本としてまいりたいというふうに思っておるわけですが、どちらにいたしましても、保護者の方、関係者、こういった方々と個々のアレルギー疾患というものがございまして、そこにお医者さんも入っていただきながら十分に話し合って対応をしていきたいという姿勢でございますし、究極は一人一人への、もう少し申し上げますと、障害を持つ子供ならば障害を持つ子供に対応し、食物アレルギーならその食品、それからアレルギーの症状等々、お医者さんと相談をしながら、それに対して保護者や関係者と相談をしていきたいと、こんなふうに私は考えておりますが、答弁となったかどうかわかりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ルールで3つ目になりますが、時間がないので簡潔に質問だけです。いいですね、3月議会の続きですから。

ふるさと納税について副市長にお尋ねするんですけども、この制度はずっと検討が進んでいるというふうに思いますけれども、まず1つに、質問事項のところだけですね。

ど、1番として、市民が他の自治体にふるさと納税をするということになると、市は減収で困るということは聞きますけれども、これは実は自分の自治体にもできるはずなんです。その点、いかがでしょうか。

それから、寄附する場合に、福祉のためとか、あるいはこの事業のためにと具体的に指定してもいいでしょうか。

それから、指定寄附にはどのような手続が要りますか。

それと、寄附は市外、市内、外からいろんなことがあるわけですが、寄附者が指定をするということはちゃんとできるわけですよということの確認。

それから、交付税にどのような影響が生じるのかということと、それから、市は現在、3月以降検討するということでしたが、どのような状況にあるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） それではお答えいたします。

まず1点目でございますが、いわゆるふるさと納税でいうふるさとの意味は、かつて住んでいたところに限られず、その対象は広くとらえられていることから、現に住む地域をふるさととしてとらえることもでき、議員御発言のとおりでございますが、平成20年度の税制改正に伴う税額控除の対象とすることができるものと理解しております。したがって、山県市の市民の皆様には、願わくば山県市のふるさとづくりに応援をしていくんだというお気持ちを持っていただきまして、山県市に御寄附をいただければ大変ありがたいということを思っております。

2点目でございますが、これは使い道が公序良俗に反したり、現実的に実現困難な使い道でない限りは、寄附者の御希望される使い道は最大限に尊重されるべきであると考えておりますし、従来の寄附に関しましても、そのように対応させていただいているところでございます。

3点目でございますが、指定寄附の手続につきましては、現在も寄附金は、市寄附採納事務取扱規程による寄附申込書によりいただいております。この様式に使い道を御記入いただくことによりまして、いわゆる指定寄附としての取り扱いをさせていただいているところでございます。

4点目につきまして、他の自治体の基金設置や使い道の例示は、寄附をしやすい環境づくりの一環であるとも思われます。先ほどお答えしましたように、こうした制度がなくても指定寄附をすることは可能であるものと考えております。

5点目についてですが、普通交付税につきましては、法律等によって定められる計算

式等によって求められる、標準的な財政需要額である基準財政需要額から、標準税率によって算定されます法定普通税収等に0.75を掛けた基準財政収入額を差し引いて算出されることとなっております。そこで、ふるさと納税として寄附された住民の方がお住まいの都道府県及び市区町村におきましては、この寄附金は基準財政収入額として歳入されないこととなっておりますので、税額控除となった分の75%は基準財政収入額の減少につながるわけでございます。

市民税が減少するその分は地方交付税で補てんされるものと理解しております。つまり、本市の地方交付税は、山縣市以外の方が本市へ寄附をされても、山縣市の普通交付税の影響はございませんが、本市の方が山縣市や山縣市以外へ寄附をされた場合には、寄附額のおよそ75%分が交付税で補てんされるというわけでございます。

6点目の施策につきましては、本市におきましても早急にPRをしていきたいということだけでただいま検討しているところでございますが、こうした中、特にお盆は、国民がふるさとを最も意識する時期ではないかと考えられますので、少なくともこのころまでには、ホームページ等により何らかのPRを始めたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、寄附金が税額控除方式に変わったことの周知はもちろん、議員御発言のような使い道の明確性や確実性を確保することは、私も最も重要なことであると考えておりますので、使い道のメニューの提示も行っていきたいと考えております。なお、このメニューの内容につきましては、当面はより多くの寄附者の皆様方の御意向に沿えるような包括的なものにしたいと考えております。

そのほかの検討内容につきましては、各種イベントなどでの周知、寄附者への説明責任の確保、また寄附金の納付方法などでございます。通告をいただいておりますが、先ほど質問の中にはございませんでしたけれども、議員に御提案いただきました基金の設置につきましても、複数年にまたがるような使い道については有効な手段の1つでございますので、あわせて検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後において、広く関係者からの御意見などを拝聴しながら検討し、また、対応していく所存でございますが、9月の定例会の折には、より具体的な施策と推進、拡充について、一定の御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。26日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、26日は休会としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、26日は休会とすることに決定しました。

27日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時46分散会

平成20年 6 月27日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月27日(金曜日)

議事日程 第4号 平成20年6月27日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第3 討 論

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第4 採 決

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

	議第45号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
	議第46号	山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について	
	議第47号	山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
	議第48号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	
	議第49号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）	
	議第50号	平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）	
	議第51号	山県市香り会館の指定管理者の指定について	
	議第52号	旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について	
	議第53号	山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について	
	議第54号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について	
日程第5	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について
日程第6	議第56号	美山中学校校舎等改築事業	機械設備工事請負契約の締結について
日程第7	議第57号	美山中学校校舎等改築事業	電気設備工事請負契約の締結について
日程第8	質 疑		
	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について
	議第56号	美山中学校校舎等改築事業	機械設備工事請負契約の締結について
	議第57号	美山中学校校舎等改築事業	電気設備工事請負契約の締結について
日程第9	討 論		
	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について

- いて
- 議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結につ
いて
- 議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第10 採 決
- 議第55号 美山中学校校舎等改築事業 建築主体工事請負契約の締結につ
いて
- 議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結につ
いて
- 議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第11 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 日程第12 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第13 質 疑
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 討 論
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第15 採 決
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について
- 議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について
- 議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について

議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第3 討 論

議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）

議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について

議第53号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

日程第4 採 決

議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改

		正する条例について	
	議第49号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）	
	議第50号	平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）	
	議第51号	山県市香り会館の指定管理者の指定について	
	議第52号	旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解について	
	議第53号	山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について	
	議第54号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について	
日程第5	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について
日程第6	議第56号	美山中学校校舎等改築事業	機械設備工事請負契約の締結について
日程第7	議第57号	美山中学校校舎等改築事業	電気設備工事請負契約の締結について
日程第8	質 疑		
	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について
	議第56号	美山中学校校舎等改築事業	機械設備工事請負契約の締結について
	議第57号	美山中学校校舎等改築事業	電気設備工事請負契約の締結について
日程第9	討 論		
	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について
	議第56号	美山中学校校舎等改築事業	機械設備工事請負契約の締結について
	議第57号	美山中学校校舎等改築事業	電気設備工事請負契約の締結について
日程第10	採 決		
	議第55号	美山中学校校舎等改築事業	建築主体工事請負契約の締結について

- いて
- 議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結につ
いて
- 議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第11 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 日程第12 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第13 質 疑
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第14 討 論
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第15 採 決
- 発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関
する決議について
- 発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第16 議員派遣について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 谷村松男君。

総務文教常任委員会委員長（谷村松男君） 議長の御指名をいただきましたので、総務文教委員会委員長報告を行います。

本委員会は、6月20日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第44号から議第54号までの所管に属する条例案件4件、補正予算案件1件、その他案件1件の6議案を議題とし、審議を行いました。

質疑では、議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例については、改正に伴う監査委員の審査と4つの指標の議会提案方法について、議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、該当する特別職職員の報酬額の区分について、議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）（総務文教関係）では、石綿等分析調査の委託の内容及び実施数、過去に実施したアスベスト調査に伴う改善結果と今回実施する調査により基準値以上の数値が示された場合の対応策、また、自主運行バス運行計画と実態に即した設定コースの見直しについて、議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解については、和解勧告を望む裁判所の具体的な考え方について、議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例については、今定例会の開会初日に提案とならなかった理由と特例を設けた理由について質疑応答がありました。

討論では、議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の和解については、2人の被控訴人のうち、一方を認めると、もう一方の和解を引きずることになる。議第54号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例については、開会初日に出されなかった理由の合理的説明が不十分である上、期限を設ける必要性がないとの反対討論がありました。これに対し、議第52号では、会社の問題であり納得のいくもので、他方はこれからのことである。また議第

54号は、市長、副市長の判断によるものであって、議案として何ら問題がないとする賛成討論がありました。

採決の結果、議第44号、議第45号、議第46号、議第49号の4議案は全会一致で、議第52号、議第54号の2議案は、賛成者多数で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 続きまして、産業建設委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 御指名をいただきましたので、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月28日午前10時より委員会を開催しました。審査を付託されました議第49号から議第53号までの所管に属する補正予算案件1件、その他案件2件の3議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）（産業建設委員会）では、香り会館を指定管理者にすることに伴う補正予算の内容及び辻石線の工事内容と地元要望に対する対応について、議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定については、今定例会に提案となるまでの経緯と契約内容、契約期限を2年8カ月とした理由、市直営の場合と指定管理者を導入した場合の経費の比較、施設が市民のためになるかどうか、施設を廃止する検討の必要性、香り会館が指定管理者となった後の香りドームの将来的な管理見込みについて質疑応答がありました。山県市香り会館の指定管理者の指定については、現地での詳細な説明が求められたため、現地調査を行いません。

採決の結果、全議案全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上で、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

訂正させていただきます。

ただいまの報告で、委員会開催日を6月28日と申し上げましたが、6月23日で訂正をさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 続きまして、厚生委員長 小森英明君。

厚生常任委員会委員長（小森英明君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月24日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第47号から議第50号までの所管に属する条例案件2件、補正予算案件2件の4議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、10月1日から美山老人福祉センターの入浴サービスを廃止し、伊自良老人福祉センターの入浴サービスに統合するに当たり、事前の周知方法と利

用時間の短縮による対応、美山及び伊自良の両老人福祉センターの利用状況、高富地域の家庭排水の下水道接続工事に伴う公共浴場的な入浴サービスの考えについて、議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例については、改正後、新たに設定される中間所得の今までのランクづけと、各層区分における負担軽減について、議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第1号）（厚生関係）では、障害者福祉費の施設整備事業補助金の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第44号から議第54号までの11議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、議第52号及び54号について反対する立場で討論いたします。

まず、52号ですが、こちらはげんきはうすに関係する過去の不正事件についての損害の回復を求める訴訟ということです。市が原告として起こした訴訟の控訴審で和解をしたいということだと思えますけども、委員会でもいろいろと説明を聞いたんですけども、納得できないところがある。その理由は、2つの相手方があって、そのうち一方の会社は実質的にもう倒産状態ということで、これは仕方がないだろうという説明があり

ました。その会社の事情はわかりますので、そこはいいんですが、もう一方で、もう一つのほうとも和解協議を今進めているということの説明もありました。ということは、この訴訟は1,050万円を争う訴訟なわけですけれども、そのうちの、通常を考えれば半々で割ると500万円ちょっとずつを分けるであろうと考えられるわけですね。一方が会社の事情で50万にならざるを得ない。もう一方が和解協議ということは、少なくとも五百何十万そこに求めるべきものを、恐らく和解というのは減額されるはずですから、満額で和解はないですから、そういったふうに考えれば、ここでこの1つに対する和解を承認するということは、現在進行中の和解も非常に低額で決着させてしまう呼び水になることは間違いないと思うんですね。

他方で、今この1社と和解をしないともう一つのほうの訴訟が進まないとか、何もかもだめになるという状況ではないわけですから、本来訴訟は続けるべきなわけですけども、仮に和解があるとしても、それは同時の成立ということは十分できるわけですね。そういう形の方向づけがまとまった中で議会に提案されるなら、まだそれぞれの事情がわからないわけではないけれども、今この50万という非常に1割に満たない額で認めてしまったら、恐らくもう一方も非常に低額になることは普通に考えれば間違いないわけですね。そういった意味で、私は、これは絶対に認めてはいけないというふうに考えます。

そもそも、これは市長が私の一般質問を受けて訴訟を起こしてくれたわけです。それはそれでいいと思うんですけど、確かに裁判所の判断が時効というのを非常に短く見てしまったということが現在争われているわけで、それに対しては市長は納得していないわけですから、最高裁まで争ってしかるべき案件であるというふうに見られるわけです。そういうふうに訴訟全体を見ても、ここで和解というのは、私は認めるわけにはいかないという意味で反対いたします。

もう一点、議第54号ですけれども、これは市長ら常勤特別職の期末手当、いわゆるボーナスを20%上乘せしているという部分の制度についてです。御承知のように、議員については、ことしの3月議会で議員提案でこの制度が廃止されたということでもあります。私もこの6月議会で、市長に対して市長のボーナスの20%加算も廃止するべきではないかという質問通告を、6月10日開会の議会に指定された11日に提出しました。ところが、19日のこの議場で市長からこの条例案のとおり、自らの任期中、残る任期の3年、これについて特例として加算を廃止するというのが本件の提案であります。

これについては、私は先日の一般質問でも市長の考えを問うたわけですけども、基本的には山口市は非常に財政が厳しいということで、市民にいろんな負担をしてもらって

いるということから私もというのが市長の説明だったと、要点はそこだろうと受けとめます。そういう財政問題で見るなら、山県市の財政というのは、昨年市がつくった中期の財政予測を見ても、ことしより来年さらに悪くなる。その後まだ悪くなる。そこはもう間違いないわけですね。好転していく材料は幾ら頑張ったとしてもない状況の中で、現市長の任期の3年後にそれが回復する見込みは全くない。ということは、やはり財政面から見ても、この条例は特例ではなくて、もともとの山県市常勤の特別職職員の期末手当の条例そのものの中から20%を取るべきであると言うしかありません。なぜなら、今の市長が任期を終えられて、次に市長がまた続けるにしても、次の人がなるにしても、自動的にそのときは現在と同じ20%加算という制度に復活しているわけですから、だれも何もしなければ復活しているわけですから、現在の平野市長が自らの市長という責任で、将来も山県市ではこの条例はなしなんだという決断はできる。できるのにしないということは、これは許されない。財政という観点から見ても、それはトップの決断としては間違っているということが言えます。

もう一点ですが、それはこの議会軽視というふうに私は考えます。先ほど申し上げたように、私が、議員が3月に議員提案で廃止したということにも触れつつ、一般質問で市長の姿勢を問いかけて、条例をなくすべきではないかと言ったわけですけど、それを受けるといふ形で議会の間日に急遽追加提案で出してくるところは、やはり議会の中で質疑、一般質問それぞれ条例や規則で定められて認められた権利なんですけど、まさにそこをほごにするような形での提案、そう言うしかないわけですね。もちろん市長は中間日に出すしかないという特別な事情があったなら、私は別にそう言うつもりはないですけど、これはまさに市長の決断次第でできることなんですから、きょうだってできたわけです。そういう形で考えれば、やはり通告した一般質問に対する質問の意味をなくするような議会軽視も甚だしいというふうに考えます。

諸点ありますけど、私はこの2つの点から、今回の54号については賛成はできませんので反対いたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

村瀬伊織君。

15番（村瀬伊織君） 私は、議第49号、一般会計、それと、54号の常勤の特別職の特例に関する条例についての賛成の討論をいたします。

この予算の執行に当たりましては、十分精査をされ、この補正予算は執行していただいて、私はこの提案は大変よいと思っておりますし、また、市長も、大変この時期財政が厳しいということを加味されてこの条例を提案された、本当に勇気のあることだと思

っておりますので、この議案に対して賛成の討論といたします。

議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第44号から議第54号までの採決を行います。

最初に、議第44号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第46号 山県市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第47号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第48号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第49号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第50号 平成20年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第51号 山県市香り会館の指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第52号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求起訴の和解について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 山口市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第54号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第55号から日程第7 議第57号まで

議長（藤根圓六君） 日程第5、議第55号 美山中学校校舎等改築事業 建築主体工事請負契約の締結について、日程第6、議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結について、日程第7、議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結について、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、本日上程されました追加議案は、契約案件3件でございます。それでは、これから議案の概要につきまして、順次、御説明を申し上げます。

これら3件の契約は、美山中学校校舎等改築事業に係るもので、平成20年度、21年度の2カ年計画で、中学校の校舎、屋内運動場及びスクールバス車庫等の附帯設備の改築を、建築主体工事、機械設備工事及び電気設備工事の3つの工事種別で発注するものでございます。

それぞれの工事契約について、予定価格が1億5,000万円以上でございますので、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。それでは、各議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議第55号 美山中学校校舎等改築事業 建築主体工事請負契約の締結につきましては、入札方法を一般競争入札とし、6月19日に11社の参加によりまして入札を執行しました結果、最低価格入札者である株式会社宇佐美組岐阜支店と、契約金額15億6,450万円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は17億1,150万円でございますので、請負率は84.6%、落札率は91.4%でございます。

次に、議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結につきましては、入札方法を一般競争入札とし、6月19日に14社の参加により入札を執行しました結果、最低価格入札者である株式会社松波水道ポンプ工業所と、契約金額1億7,692万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は1億8,270万円でございますので、請負率は90.0%、落札率は96.8%でございます。

次に、議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結につきましては、入札方法を一般競争入札として、6月19日に10社の参加によりまして入札を執行しました結果、最低価格入札者である山一電気株式会社と、契約金額1億4,070万円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は1億8,480万円でございますので、請負率は70.6%、落札率は76.1%でございます。

以上が、本日上程いたしました追加議案の内容でございます。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第8 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第8、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 最終日の最後に、こんな二十何億の議案を出すなんて信じられないわけですがけれども、そこで、突然出てきてもうすぐ閉会するというわけですから、ここで聞くしかないということで、質問の数が多いですけど、提案者のほう、きちっと答えていただきたい。

まず、議案書に資料をちゃんとつけていただきました。これは従来から入札関係はき

ちっと結果もつけるようにということで、資料等をつけていただいたことはありがたいと思っておりますけれども、そこでお尋ねしますけれども、この議会は6月10日に開会したわけですね。6月19日、今入札があったということでしたけど、同じ時刻に私たちはこの議場で本会議を開いていたと思っておりますけれども、ともかく19日に入札が済んだということですね。きょうは議会の最終日の27日なんですけど、もっと早く本会議に上程して、私たち議員のいろんな調査、確認に付すべきではなかったのかと。最終日のこのタイミングまで待つ理由が私にはわからないんですけれども、きょう以前に提案できなかった理由を答えていただきたい。

次に、2つ目ですけど、この山根市の市議会議員、この議場に皆さんいるわけですけど、議員にこの3つの案件について今以前に説明をしたのかということ、説明をしていないのかということ。したのなら、いつ、だれに、どのような資料を用いて、どのように説明をしたのか明らかにされたい。

それから、まず業者についてですけども、当然インターネットでも公募されているわけですから、業者のほうから資料とか説明を求めて市に照会、訪問とか問い合わせがあったと思うんですけども、今の、まず建築主体工事については11社というのが最後だということですけど、具体的にそれ以前に照会など、資料を求めてきた業者の数、名称、これはどのようでしょうか。

それから、次に、業者を選定したというふうに理解していますけれども、これはたしか以前の説明でも一般競争入札とは言いつつ制限をつけているということで、市のほうは業者を、市からおたくとおたくですよ。それは資格を満たしているという意味なんだろうけど、そこを絞り込んだのか、それとも参加したいと申し出たところをすべて通した結果がこの11社であるのかということですね。

それから、この11社を見ても明らかですし、それから、仕様書などを見ても県内業者に絞っているわけですけど、一般競争入札のメリットは広いということだと言われているわけですけど、それを県内業者に絞った理由というのは何ですか。

それと、業者の経営審査の点数というところですが、それぞれ聞きたいところですけど、とりあえずこの議場では落とした宇佐美組について、経審の点数は幾つでしょうか。

それと、私もときどきインターネットは見ていたわけですけど、公募してから途中で一時中断していたように私は見受けました。いつから、どのような理由で中断し、いつ、どのような判断で再開したのかということをご説明いただきたい。

それから、入札の仕様の中に、3,500平米以上の経験のあるところ、実績があるところという制限がついていますが、業界からもちろっと入ってくるんですけど、その制限に

よって、より絞り込まれてしまっている。なぜ面積要件は3,500にしたのかというところを説明いただきたい。

それから、3月のこの議場で一応予算は通りました。その中で、この建築主体工事部分の予算額は幾らだったんでしょうか。

それから、この参考資料を見ても歴然としていますが、11社のうち入札辞退が4社、これはこの額の大きさを見ればなおさらですが、非常に辞退が多いと。おかしいと私には映ります。市の発注者としての見解は、辞退者がこれだけ多いことについて、どうとらえるのでしょうか。

それから、落札についてですけれども、先ほど請負率84.6%、俗に落札率ですね。84.6を高いと見るか、低いと見るかですが、以前でしたら非常に珍しい、でも最近是全国的に見ると80台というのは珍しくないわけですけど、ですが、山県市の何億、何十億という大規模工事では初めての80台だろうし、84.6というまず過去に例がなかったのではないかと思いますけれども、この84.6という率を市はどのように受けとめているのでしょうか。

それから、そういうふうに低いというところで当然心配になってくる、だれしもそうですが、きちっと見積もっているのかなというところですね。その関係で、今回最低制限価格が設定してあるのかどうか。設定したのなら、その設定した理由と額は幾らに設定したのか。もし設定していないなら、設定しなかった理由。そこを明らかにしていただきたい。

それから、落札業者についてですけれども、宇佐美組というのは、興味がない人はわからないかもしれませんが、岐阜では古いわけですけど、逆にここ数年、非常に経営に心配があちこちで聞かれているところだと私は受けとめていたところであります。そういう意味で、参加したこともちょっとということもありますが、ともかく市のほうは、この会社について、例えば子会社が民事再生になっている、ゴルフ場のことですけど。例えば、大日本土木もゴルフ場の心配で本体がということになりましたよね。それから考えても、非常に本体の経営が懸念される状況に何年も前に陥っているわけですが、そのことを認識していたのかどうか、宇佐美組の子会社のゴルフ場会社が民事再生になっていたということ。それで、調べたのかということ。調べた結果として大丈夫だと思ったのか、あるいは何も調べていないのかということをお聞きします。

それから、御承知のように、価格が非常に低い位置にあるわけです。私は一般的には低くていいし、低くできるはずだと思っているわけですがけれども、今回は今申し上げたような特殊な事情がある。そういう中で、低い価格を入れるというのは、この業界の話

でもそうですけれども、とりあえず落としておこうという意図があるという心配を持つわけですね。裏返せば、しっかり仕事を最後まできちっと仕様どおりやるかどうか懸念があると関係者は見るわけですが、市のほうはそういった点をどういうふうにとらえているのでしょうか。

あと、代金などについてですけど、今回前払いという、お金は払った、あるいは仮に議会が議決すれば前払い金を払うのでしょうか。払うとしたら、あるいは払ったとしたら、時期と額は幾らですか。その率ですね。それから、その後の支払い計画はどのようのでしょうか。

それから、全国の業界で非常に問題になっている建築などの鋼材関係は、今非常に値上げが厳しいと言われている。今後そういったものが上がっていくとすると、工事価格に反映するわけですが、そこはどうなんですか。業者がかぶってやってくれるのか。市にまた負担が求められるのか。あるいは、想定外に下がった場合はどうなるのか。業者が丸々もらうのか。市のほうに下げてくるのか。そのあたり、どういうふうになっているのでしょうか。

それと、最後ですけど、契約をするに当たって、損害賠償の条項を設けるというのは通例なんですけど、山口市は今回、例えばここが落してやるとして、例えば手抜きとか何らかの不正が見つかった場合、仕様と違う工事があった場合に、損害賠償というのはどういう定めになっているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 18点ほどの御質問をいただきましたので、まず1つずつお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の、6月19日に入札がありまして、本日提案させていただく理由でございますが、19日に入札がありまして、その後仮契約を25日に行いまして、その後議運を開催させていただきまして、そして、その提案をさせていただくということになりました。そういったことから、25日の仮契約になったことから本日提案させていただくことになりました。

その次に、2点目でございますが、以前に説明したのかということでございますが、こういった説明は行っておりません。

〔「今議運でって言ったのは」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 議運では説明を行いました。

〔「それ以外にはしていないということですか」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） はい。

次に、3点目の、業者の資料の請求があったかどうかにつきましては、確認をいたしておりませんので、後ほど確認をさせていただいて、資料の請求があった業者等の件数は御報告させていただきたいと思います。

〔「議長、後ほどたつて、もうきょう、今しかないから後で休憩とつてね」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） そうしましたら、後で休憩をとりまして、説明をさせていただきます。

そして、業者のこの11社への絞り込みにつきましては、この11社のほかに、建設主体あるいは機械設備、電気設備、それぞれございますが、要件が欠いていた業者もございまして、後ほどまた確認をいたしまして報告をさせていただきます。

その次に、5点目でございますが、県が業者を絞った理由ですか。

〔「県内業者に絞った」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 県内業者に絞った理由でございますか。これは、例えば、建設主体工事でございますと、岐阜県内に本店または支店もしくは営業所等を有してございますので、特段県内の業者に絞ってはおりません。本店または支店、営業所があればいいということでございますので、寺町議員は大手の企業が入っていないということなのかもしれませんけれども、本店ないし支店、営業所がございまして、特段県内に絞ったという認識はございません。

次に、6点目ですが、経審の点数でございますけれども、これも宇佐美組の経審の点数につきましては、後ほど確認をいたしまして報告をさせていただきます。

次に、7点目の公募でございますけれども。

12番（寺町知正君） 途中で中断していたように私は見受けたんです、インターネットを見ていると。それがなかったんならいいですけど、そうじゃなかったですか。

総務部長（林 宏優君） そういう認識はございませんので、後ほど確認をさせていただいて説明させていただきます。

次に、8点目でございますが、面積の要件を3,500以上に制限した理由でございますが、これは、工事の発注につきまして、同じような規模、程度の実績があるところを指名いたしまして、確実な工事を願ったからでございます。

次に、9点目の主体工事の予算額でございますが、予算額につきましては、後ほどまた確認をいたしまして御説明させていただきたいと思います。

次に、10点目の、4社ということで、辞退が多い理由でございますけれども、特段の

理由はないと思いますけれども、ただ、この建設の本体に、工事に関しまして、入札の公告を5月7日に行いまして、そして、この参加資格の認定申請書の提出の間が5月17日ということで、非常に短い間でございます。この間休みもございまして、1週間ほどの間が参加資格の確認の申請期間でございまして、こういった短いことからそれぞれの企業の方は積算をされる時間もこれだけですべての積算ができないのではないかと思います。そういった短い期間でもございましたので、それぞれ積算をされて申し込みの辞退が多いのではなかったかということをお考えます。

次に、請負率が84.6ということで、高いと見るのか低いと見るのか。過去の例がないということでございますので、実質的には低い請負率になったのではないかと思います。

そして、最低価格の設定につきましては、最低価格の設定はいたしておりません。最低価格を設定しなかった理由につきましては、大きな事業でございますけれども、応募されている企業がそれぞれの事業ごとの要綱、告示の要件に合えば信用できる企業、会社でございますので、する必要がなかったのではないかとお考えしております。

次に、経営が心配されていたということでもございましたが、事前に私どもはそういう話は聞いておりませんし、また、この資格要件に合えばしっかりした経営主体であるということをお認識いたしておりました。そういったことから、そういったことはないものと思っております。

それから、今回の入札されました宇佐美組が、子会社が民事再生を受けていたと。そのことが、本体の経営に対しまして不安があるのではないかとお考えしております。そういったことの内容について調べたかということでもございますが、そういったことは調べておりません。

それから、次の請負率が非常に低い価格でという御指摘でございますけれども、それぞれの宇佐美組から出していただいております設計書の内容につきましても、それぞれ精査をいたしておりまして、中身につきましても、特に中身を見ますと、鋼材等は設計金額よりも多いような設計をしてみえまして、そういった中での全体価格を出してみえるということで、特段低い価格ということが心配されることではないということをお考えしております。

次に、前払い金の時期と額の計画でございますが、金額と額につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

そして、次の工事が予定どおり進まない場合の補償等に関することにつきましては、それぞれの企業が保険に入ってみえますので、そういった不慮の事故があれば、事態が起こればそういった保険が適用されるということをお聞いております。

それから、最後でございますが、契約の中に損害賠償の定めがあるかないかにつきまして、もう一度確認をさせていただいて、後ほど報告をさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次の議案の最初だけでいいですか。再々質問は置いておいて、再質問。

議長（藤根圓六君） そういうことです。

12番（寺町知正君） じゃ、2本目の機械設備工事のほうの、まず当初にお聞きしたいと思うところをお聞きします。

きょうになった理由とか、議員への説明は同じだろうというふうに推測しますけれども、ここに14社という形で名称が出ています。これについては、先ほどと同じように業者サイドで応募してきた数がこうであって、そこに市がふるいをかけたとか、そういうのはないのかどうかですね。あるいは、もっとたくさん来たけど、これはもう削ったとかね。そのあたりのところを、ここからは読みとれませんので、明らかにしていただきたい。

それから、県内ということですがけれども、この機械設備に関しては一般競争入札公告としながらも、岐阜県内に本店を有することと、制限が初めから県内になっているわけですが、そこはなぜでしょうかということと、落札が4番の松波水道ポンプと書いてありますけど、経審の点数、これも本当は全部のデータが欲しいんですけど、とりあえず議場ではこの落札者の経審の点数を明らかにしていただきたいということ。

それから、先ほど公募の中断についても、私の認識がもし間違っているなら、それはそう言っていただければいいし、中断があったのならその辺の経過、理由を明らかに。

それから、3月の当初予算の議決のときの機械関係は幾らであったのかということですね。

さらに、これについても辞退者が5社で、入札書不着というのは多分参加していないわけですから、6というと、半分近い、いわば中途の退場があったわけですが、これについては、なぜこんな状況になったのかということの説明をいただきたい。

さらに、この一番下の14の入札書不着は、何となく言葉から想像できるんですが、正

確に、行政としてはこれはどういう意味なのかというところの説明をいただきたい。

〔「え、何ですか」と呼ぶ者あり〕

12番（寺町知正君） 入札書不着ということの意味とか意義は。辞退と違ってね。何となくわかりそうですが、正確な行政としての意味を説明いただきたい。

それから、落札率、いわゆる請負率が90ですね。これについては、経験的に見ると、過去からいうと、大体一番安いほうかなと思うんですが、市はどのように受けとめているのでしょうか。

それと、制限価格については、同じように設けたか、設けていないかというところですね。

それと、前払い関係のありなしですね。これは同じです。

それから、損害賠償も同じようにということですね。

これが2本目の議案についてです。

次に、3本目の議案ですけど、これは電気設備工事ということで、若干額も先ほどより多いと思うんですが、10社参加しているということですね。これについてですけども、この3本目固有の問題としては、10社ということですけど、この10社については、先ほどからお聞きしているように、市の絞り込みや関与があって10社になったのか、それともたまたま応募がこれで10社だったのかということですね。

それから、この一般競争入札をしながらも、電気設備も岐阜県内に本店というふうに初めから絞り込みがされているわけですが、ここはどうなのでしょう。どうしてそのようなことになったのかということですね。

それから、中断の問題も同じです。なければいいんですけど。

それと、3月の当初予算のときの、この電気工事関係の予算はどれだけだったんでしょうか。

それから、請負率70.6。これは本当に山県市としては例がないし、岐阜県内でもここまで行くことはまずほとんどない。ゼロではないでしょうけど。ということで、これは土木とは仕事の性質が違うので心配するべきところも若干違う気もしますが、やはり率が低いということは、当然行政からも心配が出るはずですね。この率について、市はどう受けとめているのか。

それから、先ほどから同じように最低制限価格は設けていたのか、設けていないのか。何となく引っかけりそうなどという、従来80%ぐらいの最低制限価格というケースもあったような記憶もありますので、もし設けていればそこは引っかかっているのではないかなという気もするので、そのあたりの納得のできる説明をお願いしたいですね。

まさに今言ったこの低価格、超低価格について、市はどういうふうに思っているのかというところはきちっと説明をいただきたい。

あとは、前払いの関係ですね。ありなし、するしない、それから、時期、金額ですね。それと、損害賠償も同じようにお願いします。

とりあえず、以上です。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。

再開は11時30分でございます。よろしく申し上げます。

午前11時00分休憩

午前11時30分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続いて会議を再開します。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、御質問の続きをお答えさせていただきたいと思えます。

まず、主体工事でございますが、絞り込みはあったかということでございますが、主体工事につきましては、この11社で、ほかにはございません。

次に、経審の宇佐美組の点数でございますが、1,035点でございます。

次に、公募が中断したのかということでございましたが、これは公募の中断はございません。

次に、前払い金の時期と額でございますが、これは今後それぞれの業者との請求によりまして、時期とか額を定めることとなります。約款によりまして、出すことができるということになっておりますので、業者の請求によりまして、その都度検討させていただくということでございます。

そして、最後の損害賠償の定めでございますが、定めは10%の損害賠償金ということでございます。

〔「予算額は」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 予算関係につきましては、教育委員会のほうから答えさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 予算につきましては、いましばらくお待ちいただきたいと思えます。

それと、御質問の中のホームページでの問い合わせということですが、5月7日

にホームページを発信しまして、応募してきた業者を含めました以外にも数社電話にて問い合わせがございましたが、回答としましては、ホームページをごらんくださいという事で回答をさせていただきました。

予算については、しばらくお待ちいただきたいと思います。

議長（藤根圓六君） しばらくってどれだけ。今やっておらなかったかな。

恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 失礼しました。

予算につきましては、建設、建築の関係が18億8,111万7,000円でございます。

以上でございます。

〔「消費税は入っていますか」と呼ぶ者あり〕

教育委員会事務局長（恩田 健君） 入っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、再質問ですね。

建築主体工事についてですけれども、まず最初にお聞きした関連ですけど、19日の入札で仮契約が25日になった。その後、議運に諮ってきょうになったという説明でした。半ば議運が決めたことですよとかというふうにとれるんですが、そもそもの疑問ですけど、19日に済めば仮契約が25日まで、この間何をしていたのかということをはっきりしていただきたい。それだけ延ばさなきゃいけない理由ですね。そもそも議会の立場からすれば、上程して本会議で付託されて、委員会で十分な議論がしなければならない案件ですよ。二十何億。そうなのに、非常に不自然だということで、約1週間仮契約をできなかった理由を明らかにしていただきたい。

それから、例えば、この6月議会、10日開会、きょう27日閉会というのは3月議会の最終の議運で基本的に内定して執行者の皆さんが承知して、こちらも承知していたわけですよ。そうすると、当然出てくるのが、そこに合わせた5月からの公告、それから入札のスケジュールを組むことができたはずですよ。議会に十分に仮契約で持っている。そこをしなかったところに非常に議会軽視じゃないかと。ちゃんと議会の日程最終日にしかできないようなスケジュールを組むんじゃないかと、できれば当初に出すとか、最悪中間日には仮契約しましたのでと出てきて、追加上程されるべきじゃないんでしょうか。そういうふうにしなかった理由を明らかにしていただきたい。

それから、3月の議会での予算というのが18億8,111万何がしだということでした。それが一応予算であるし、設計価格と正確に言えるかどうかはよくわかりませんが、その予算額は市が積算したのか、それからコンサルが積算したのか、明らかにしていただき

たい。

それと、その予算のときの18億と今回の予定価格ですね。事前公表されている予定価格、17億1,150万。ここに一定の差がありますが、この差は何でしょうかということですね。

それから、辞退者が多いということについて、先ほど総務部長の答弁では5月7日公告の17日という期限で十分な時間がなかったのではないかとニュアンスの答弁でしたが、仮にそうであるなら、それはそんな短いスパンを切ってしまった行政側の問題じゃないんでしょうか。そういうふうに考えるべきことですか。そのあたり、十分納得のいく答弁をいただきたい。

それから、落札業者に関して、子会社、ゴルフ場会社が民事再生だったということは知らなかったということでしたが、これは一般市民ならともかく二十何億の発注をしようという行政側がそんなことも知らなかったというのは、決して許されることじゃないと思うんですよ。インターネットで、私はきのう調べただけですけど、それでも2004年に83億の負債があった、ゴルフ場会社がね。もちろん民事再生だから、そのまま親会社の宇佐美組に行くわけじゃないですけども、子会社がそういうことをしている本体会社を重大な懸念を持って見ないということはおかしいんじゃないでしょうか。

それから、これもインターネットに出ていますけど、経済界で非常に評価されている『週刊ダイヤモンド』という雑誌があるんですが、そのデータをもとに建築士の研究所が出しているデータがあります。そこで国が見捨てたゼネコンという、国が非常に否定的に見ているゼネコンというのを2003年版で出していますけど、そこで岐阜県1位は市川工務店、2003年ですよ。その4位が宇佐美組というデータが出ているんですね。こういったデータをもってしても何とも思わずに、あるいは何にもそういったことを考えずに一定の資格の要件が整っていればいいというふうに考えたんでしょうか。そこに重大な不安や懸念を持つんですが、いかがでしょうか。

それから、前払い金ですけども、先ほどの説明でいきますと、契約上、相手から要求があれば払いますよということなんですか。じゃ、そのときの払う額はどの時期が幾らとなっているのかということね。市は本当に言われたら払うしかないのか、それとも、ちょっとおたくは心配だから、まず少し工事をやってくださいよ。半分済んだら払いますよではだめなんですか。要求されたら払うしかないんですか。払うしかないなら、その額は幾らでしょうか、時期も、そのあたりをお聞きしたんです。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、6月19日の入札から25日までの仮契約を経まして提案

するまでの経緯でございますが、これはこの間、時間があるようでございますけれども、実質的には3日間、金曜日と月曜日と火曜日でございますので、一般にそれぞれが仮契約するには3日ぐらいかかるのではないかと考えております。

また、そういったことに関しまして、先ほど入札参加資格の確認の申請期間が短いことが、私が申し上げましたのは、そういうことではないかということで辞退が増えたのではないかと私は申し上げましたけれども、実質的には一般的に定められた期間の中での入札でございますので、先ほどはそうは申し上げましたけれども、これはそれぞれが適切に価格を設定されて応募してみえまして、その後の辞退でございますので、一般的には応募されてから辞退するということが、私どもから考えますと不適切な業者の行為ではないかということを考えております。

次に、主体工事の予算の額につきましては、また教育委員会のほうからお答えさせていただきまして、この宇佐美組が民事再生がかかっておって、いろんなデータが流れておるといことで、そういった中での不安とか懸念ということでございましたけれども、従来からの入札の慣行にもよりますので、それぞれの実績等を勘案しながらの入札であったということで、実際にそういった民事再生があったということは把握していなかったわけでございますけれども、一般的な入札の方法で行ったものでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、前払いの時期と額ということで、先ほど申し上げましたように、一応払うことができるということでございますが、前払いと、それから出来高払いということがございまして、その額につきましてはそれぞれ定められているものでございますが、この建設主体工事で申し上げますと、請求のあった額にもよりますけれども、最高で3億6,000万円ほど。請求があった場合にはそれほどの額をお支払いするというところでございます。

よろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 設計についてはだれがということでございますけれども、これは設計会社が設計したものでございます。

それと、予算と予定価格の差ということでございますが、これは今回の予定価格の金額が適正ではないかということで決めましたので、差が出たものでございます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、お尋ねしますけど、まずは議案の提出時期の問題で

すけど、3日しかなかったって、通常、談合情報があるとかという入札の後の処理は大変ですけども、そうでない場合はもうほとんど決まった形で、そこにどの会社という固有名詞と日付が入るだけじゃないですか、あと額と。だから、そこに日にちが入るという必要性はほとんどないはず、日にちがかかるという要素はないわけですよ。そうすると、きちっと答えはなかったけれども、もっと早くできたのではないかというふうに思う。それは議会が、議員がきちっと審査するためにですよ。

今後についてですけど、私はやっぱり議会軽視だと思うので、少なくとも議案にしなければならないような規模のものは、議会のスケジュールを見てちゃんと当初に議案として出せるように組むべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、予定価格と積算価格のあたりのことですけど、予定価格が適切だというふうに答弁が今ありましたけど、じゃ、予定価格はだれが何を基準にいつ決定したんでしょうか。この17億何がし。コンサルが決めたのか、市長が決めたのか、副市長なのか、局長なのかとかね、そういうふうに、いつ、何を基準にして決めたのかということ。

それから、総務部長が辞退者について不適切だと行政側は思っていると。当然だと思うんですよ。それについて、ルール上、何らかのペナルティー、意思表示があった後にやっぱりやめますというのはペナルティーがあってしかるべきだと思うんですが、その点、あるのかどうか。なければ、今後それをきちっと制度化するべきじゃないでしょうか。

それから、業者の宇佐美組の信用の問題ですけど、先ほどは子会社のことを言いましたけれども、私もちょっと昨日調べてみて、実は業界から話がありましたので。どうも銀行が入っていると。当然会社は銀行から融資を受けるんですが、そういう意味じゃなくね。銀行が入っているというのは、俗に入っているというのは、いわば管理下にあるような近い状態なんですよ。そういう中で仕事を受けたということについて、どう評価していいのかですね。そのような状況の会社が山梨市の17億、16億ですか、その仕事をこれから1年半かかってやっていくわけですが、途中が非常に心配ですね、短期ではないですから。そのあたりに市はどう考えるんでしょう。

それから、鋼材の問題ですけど、先ほどの当初の説明では、業者が保険に入っているということだったと思うんですけど、それは言葉をかえれば、いろんな資材の値上がりがあって実際の実事業費が上がったとしても、それは業者が全部フォローすべきであって、市には請求がないと考えていいのか。それとも、最終的に市のほうに経費を引き上げてくれと来る、あるいは来たら市はそれを受けなければならないのかということですね。

特に気になるのは、先ほどこの宇佐美は鋼材費を高く見えていますよという説明があった。高く見ているということは、他の部分を低くしている。それで84.6をとっているわけですから、鋼材費を高く見てあるなら確かに上がった分はもう見込んでいるんですよ。逆に、ほかの部分での心配が当然伴う。裏返しでね。それから、十分な工事ができるかというところですよ。そのあたりは市に負担がないのかということと、鋼材費を高く見たということは他の部分を格別に低く見ているわけですから、その不安というのはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、1点目の提案までのスケジュールでございますけれども、今後におきましては、議会の日程も決まっておりますので、そういったことを勘案しながら入札等につきましても行っていきたくと思いますけれども、これもそれぞれ、国の補助基準ですとか、いろんな調整がございまして、こういった特に大きな事業になりますと日数もかかりますので、可能な限り調整はさせていただきたいと思いますが、そのような状況での提案になりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、この予定価格につきましては、だれがということでございますが、市長が決めさせていただいております。何を基準にということでございますが、従来の予算規模ですとか、従来の予定価格、そういったことを踏まえまして市長が決めております。

次に、辞退された業者に対するペナルティーにつきましては、現在そういった制度は設けておりませんので、他市の状況等も見ながら今後検討させていただきたいと思いません。

次に、銀行の管理下にある会社ということの御発言でございましたけれども、そういった認識をしておらなかったわけでございますので、どう考えるかとおっしゃいまして、そうなのかなと思うだけでございますが、ただしっかりした工事の施工がされるように適切に管理、監督を、より適切に行っていきたくということを考えます。

それから、先ほどの鋼材についての単価を高く見てあって、ほかの部分で低くということでございましたけれども、鋼材等につきましては多く見てございましたし、その3委託分につきましては、一般的な経費的なところが低く見てありまして、そういったことはその企業努力としてなされるということになると思えます。そのことにつきまして、工事の施工にふぐあいが発生するというようなことはできないということをおもっております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

それでは、議第56号の機械設備のほうの答弁をお願いします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、建設主体工事につきましての御質問にお答えさせていただきます。

議第55号でございますが……。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開いたします。

総務部長（林 宏優君） 失礼しました。56号の機械設備工事でございますが、まず、14社のほかにということでしたが、17社ございまして、3社が資格の要件に欠けていたということで、3社を指名委員会で外しました。

それから、2点目の県内の本店に絞った原因でございますけれども、これは予算規模が2億円前後でございまして、こういった予算であれば、従来の実績等もございまして、ほかの要件からいたしましても、この県内の業者でいいのではないかとございまして、また、岐阜県という地元業者の育成という観点もございまして、

次に、3点目の経審の点数でございますけれども、970点でございます。

次に、公募を中断したということでございまして、これは中断は、先ほども申しましたように、いたしておりませんが、ただこの機械と電気工事につきましては、5月7日の日に、14時ごろでございますけれども、一部差しかえ、修正をいたしましたので、中断ではございませんが、差しかえと修正をいたしております。

次に、適切な入札価格であったかということでございまして、適切な入札価格であったことの認識をいたしております。

それから、辞退された理由でございますが、先ほども本体工事で申しあげましたとおりでございます。

そして、入札書の不着という表現でございますけれども、入札書不着、これは辞退とも違いまして、相手方の業者から全く意思表示がなかったということでございまして、

次に、請負率の90%でございますが、適切であるかということでございますけれども、適切な請負率であるということを思っております。

次に、制限価格につきましては、先ほども本体で申し上げましたように、それぞれの資格要件に合っている合格した会社であればということで、十分な工事の施工が見込まれると考えまして、制限価格は設けておりません。

前払い金でございますが、先ほども申しましたように、請求により払うことができるということでございまして、前払いと清算払いということになります。

次に、最後でございますが、損害賠償につきましては、本体と同じような10%を見ております。

次に、議第57号でございますが……。

議長（藤根圓六君） 林総務部長、ちょっと待って。これだけ片づけます。

恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 機械設備の当初予算でございますが、2億89万7,000円でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、2点再質問しますけれども、まず5月中旬に中断したということについて、中断ではなくて差しかえだということでしたが、どういう理由で差しかえがあったのかということですね。

それから、入札書の不着ということについて、全く意思表示がないということでしたが、でも当初は参加するという意思表示はあった。しかも、市の委員会にもかかったわけですね。そういうルートで流れた以上は、やっぱり何ら意思表示がないというのはまずいんだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） ホームページの関係ですけれども、誤字がございましたので、その修正をしました。

以上です。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 入札書の不着の意思表示のない企業、業者ということがございます。先ほど申し上げましたように、非常に業者に対しましては遺憾な、業者は遺憾な行為をしたということを思っております。

12番（寺町知正君） 再々結構です。次。

議長（藤根圓六君） じゃ、57号に対しての答弁を。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 57号の電気設備工事でございますが、まず10社でございますけれども、これはすべての業者でございますして、絞り込み等は行っておりません。

また、次の2点目の県内本店でございますが、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

次の中断の理由につきましても、先ほど申し上げましたように、中断はございませんでしたが、一部差しかえを行っております。

予算につきましては、また教育委員会から御説明させていただきますし、次の、請負率が70.63ということで、非常に例がない、低いということでございますが、一般的に、他の電気設備工事につきましては、設計金額よりかなり大幅に、電気の機械器具につきましては、大幅な単価の低い入札でもございまして、全体でこういった額になりましたけれども、あくまでもこれはそれぞれの業者の企業努力によります単価の上での結果でございますので、市といたしましては、この単価に対して特別な心配はいたしておりません。

それから、制限価格を設けなかった理由でございますが、これも先ほど申し上げたとおりでございます。

前払いにつきましても、同じでございます。

損害賠償につきましても、同じでございます。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 電気設備の予算額につきましては、2億89万6,000円でございます。

以上です。

12番（寺町知正君） 先ほどと全く一緒ですか。1,000円違うだけ。

教育委員会事務局長（恩田 健君） はい、そうです。

12番（寺町知正君） 議長、結構です。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第55号から議第57号の3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、委員会の付託に省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 討論

議長（藤根圓六君） 日程第9、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 議第55号の美山中学の建築主体工事の議案について、反対する立場で討論いたします。

今、きょう提案されて、そのまま質疑に入っていましたので、私は疑問とするところは議場の皆さんも執行者も理解していただけたかと思えますけれども、まず、形式的には議会に出す時期の問題が非常に大きいから賛成しがたい。十分な議員の仕事を果たすことができない議案であるということが1つあります。

それから、基本的に業者の枠の選び方。いっそ、一般競争入札をきちっとするならともかく、そうではない中間的なやり方をしつつ、個々の業者を十分調べずに、安易に参加してもらって不安を抱えたまま契約をするということ、これはとても許されないと思います。申し上げたように、非常に、たまたま今始まったわけじゃない。何年も前から、今回の宇佐美組についてはあちこちで不安が言われていたわけです。だから、一定の要件の整った、クリアしたからいいということではいけないし、市はちゃんと選定委員会があってそこを通ったわけですから、何のふるいもかかっていないというのはおかしいと思います。これから1年半の非常に長い工事。今経済的にも非常に変動が大きくてどうなるかわからないし、先ほども銀行が入っているというようなことも申し上げたけど、銀行すらつぶれる時代にあって、しっかりと最後までやってもらえるという保証はなかなか持てないと思うんですよ。そういう意味では、しっかりした会社を選ぶしかない状況です。

そういった過程を考えても、私はこの会社に不安を感じますから、契約オーケーとは言いがたい。そして、そもそも市の姿勢も、非常に参加業者を調べるということ、仮にクリアしているとしても調べていくべきであるのに、それを漫然と通して入札にかけ

ばいいと思った、そこが明らかに抜けております。私はそういった姿勢についても、まずいことだと考えております。

そういった意味で、この55号の議案については反対いたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第10 採決

議長（藤根圓六君） 日程第10、採決を行います。

議第55号 美山中学校校舎等改築事業 建築主体工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 美山中学校校舎等改築事業 機械設備工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 美山中学校校舎等改築事業 電気設備工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をとります。会議再開は、議場の時計で1時でございます。よろしくお願

します。

午後 0 時 06 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 11 発議第 7 号及び日程第 12 発議第 8 号

議長（藤根圓六君） 日程第 11、発議第 7 号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について、日程第 12、発議第 8 号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について、以上の 2 議案を一括議題とします。

最初に、発議第 7 号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について、横山哲夫君に提案理由の説明を求めます。

横山哲夫君。

5 番（横山哲夫君） 発議第 7 号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について、提案説明を行います。

前議会の同特別委員からの意向を引き継ぎ、新市まちづくり計画に掲げてあります東海環状自動車道の整備促進を行い、（仮称）山県インターチェンジの建設促進を積極的に働きかけ、さらに市内幹線道路の国道 256 号バイパス及び国道 418 号の改良工事も並行して行うよう、当議会といたしましても、市民の代表として市民活動に密着した広域的な基幹道路の整備促進について、より一層執行部と一体になった検討が必要であります。

そこで、引き続き東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会を設置し、8 名の委員により、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進に対する調査、研究を行う目的のものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（藤根圓六君） 続いて、発議第 8 号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について、田垣隆司君に提案理由の説明を求めます。

7 番（田垣隆司君） 発議第 8 号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について、提案説明をいたします。

地方分権が実行の段階を迎えている現在、地方公共団体は、住民が分権のもたらす効果を実感できるような行政運営を行っていくことが必要であり、限られた行財政資源のもとで、ますます高度化、多様化する住民ニーズに適切に対処していくためにも、不断に行財政改革に取り組み、簡素で効率的、効果的な体制を確立することが強く期待され

ています。

そこで、現在当市で行われている行財政改革大綱実施計画に基づいて、必要な改革に資するための調査、研究を行うことを目的として、7名の委員をもって構成する行財政改革推進特別委員会を設置するものでございます。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

日程第13 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第13、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号及び発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第14 討論

議長（藤根圓六君） 日程第14、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第15 採決

議長（藤根圓六君） 日程第15、採決を行います。

発議第7号 東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第8号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

特別委員会委員の選任をします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員に上野欣也君、石神 真君、尾関律子君、横山哲夫君、宮田軍作君、谷村松男君、影山春男君、寺町知正君。

行財政改革推進特別委員会委員に杉山正樹君、田垣隆司君、武藤孝成君、後藤利丸君、小森英明君、村瀬伊織君、久保田 均君を指名します。

お諮りいたします。ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、各特別委員会で正副委員長の選出をお願いします。

委員会開催場所の指定をいたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会は第1委員会室、行財政改革推進特別委員会は第2委員会室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後1時18分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長、横山哲夫君、副委員長、石神 真君。

行財政改革推進特別委員会委員長、田垣隆司君、副委員長、杉山正樹君。
以上であります。

日程第16 議員派遣について

議長（藤根圓六君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成20年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午後1時19分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

2 番 議 員 石 神 真

14 番 議 員 小 森 英 明